

里庄町一般廃棄物処理基本計画

令和7年3月

里 庄 町

里庄町のイメージキャラクター「里ちゃん」

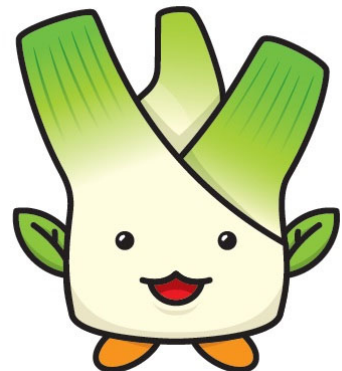
里ちゃんは、里庄町の「S」の文字と、つばきの花を表現したもので、緑豊かで心ふれあう 町の人々の笑顔や未来に向けて歩く様子が明るく、楽しく表現されています。

ごみ問題も一緒に楽しく取り組みましょう。



里庄まこもたけキャラクター「まこりん」

まこりんは、里庄町の特産品「まこもたけ」の妖精です。里庄町の木「つばき」の葉っぱを食べすぎて、手と足がつばきの葉っぱと花になりました。



本計画では、2015年国連総会で採択された「SDGs」との関連性を示します。分別の徹底による資源の有効活用やごみ焼却時のエネルギーを有効に活用するなど、地域資源の活用により「地域循環共生圏（ローカル SDGs）」を構築し、環境・社会・経済の課題を同時解決するまちづくりに取り組みましょう。

目 次

第1章	計画策定の趣旨	1
第1節	計画策定のねらい	1
第2節	一般廃棄物処理基本計画の位置づけ	3
第3節	計画の期間	5
第4節	計画の対象廃棄物	6
第2章	本町の都市特性	7
第1節	本町の位置と歴史	7
第2節	本町の主要指標	8
第3章	ごみ処理基本計画	11
第1節	ごみ処理の現状と課題	11
第2節	基本理念	24
第3節	基本方針	24
第4節	数値目標	25
第5節	施策の体系	36
第6節	①発生・排出削減に関する施策	38
第7節	②再資源化に関する施策	46
第8節	③適正処理に関する施策	52
第4章	食品ロス削減推進計画	65
第1節	基本的事項	65
第2節	現状と課題	65
第3節	目標値の設定	66
第4節	目標達成のための施策	67
第5章	生活排水処理基本計画	72
第1節	水域環境の状況、水質保全に関する状況	71
第2節	生活排水処理の現状と課題	73
第3節	基本理念	78
第4節	基本方針	78
第5節	生活排水処理の目標	79
第6節	生活排水処理の処理主体	82
第7節	施策の体系	83
第8節	①生活排水の処理	84
第9節	②し尿・汚泥の処理	89
第10節	③その他の事項	95
第6章	計画の進行管理	97
第1節	進行管理手法	96
第2節	進行管理指標	96
第3節	進行管理体制	97

添付資料

はじめに

私たちは、限られた資源を大切にし、資源を繰り返し利用することで環境と経済を共生させ、持続的に発展する「循環型社会」の形成に取り組まなければなりません。

本町においても、令和7年3月に策定した「第4次里庄町振興計画（後期基本計画）」に基づき、引き続き「子どもの元気な声が響き みんなの笑顔があふれるまち」の実現に向け、誰もが安心して生活できる快適な定住環境の形成のために環境への負荷が少ない生活や行動を心がけるなどの取り組みを一層推進していくことが重要と考えています。

このような状況を踏まえ、このたび、令和元年度に策定した「里庄町一般廃棄物処理基本計画」を改訂しました。本計画では、既定計画を継承しつつ、国の法律・計画、岡山県の「第5次岡山県廃棄物処理計画」、ごみ処理広域化対策西部ブロック協議会の「西部ブロックごみ処理広域化基本計画」との整合を図り、自然と調和した快適なまちを未来へ引き継いでいくため、ごみの減量や資源の有効活用、ごみ・し尿等の適正処理について、町民・事業者・行政の役割を明確にし、具体的な取り組みや施策を明示しております。

また、食品ロス削減推進法の基本方針に基づき、食品ロスの削減を推進することとしております。食品ロスの削減は普段の生活における意識向上が重要であり、町民一人ひとりが行動変革に努める必要があります。施策の推進には町民・事業者の意識向上を中心に展開していくものとします。

今後は、本計画に基づき、環境負荷を最小限にする循環型社会の構築を目指してまいりたいと考えておりますので、町民・事業者の皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画改訂にあたり、熱心にご審議をいただきました里庄町廃棄物減量等推進審議会の委員の皆様、貴重なご意見をいただきました町民の皆様に心から感謝申し上げます。

令和7年3月

里庄町長 加藤 泰久



第1章

計画策定の趣旨



第1節 計画策定のねらい

これまでの社会経済システムは、私たちの生活に豊かさをもたらしましたが、大量生産・大量消費・大量廃棄が繰り返されたことで地球温暖化など地球規模の環境問題が顕在化し、さらに、ごみ問題など、身近な環境においても大きな問題を抱えることとなりました。

こうした点を踏まえ、国においては、限られた資源を大切にし、資源を繰り返し利用することで環境と経済を共生させ、持続的に発展する「循環型社会」の形成を推進するため、平成13年1月に循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）を完全施行し、この法律に基づき、平成15年3月に循環型社会形成推進基本計画を閣議決定しました。循環型社会形成推進基本計画は、概ね5年ごとに見直しを行うものとされており、令和6年8月に『第五次循環型社会形成推進基本計画』を閣議決定しています。

循環型社会の形成に向けては、資源生産性・循環利用率を高める取組の強化が必要です。取組の強化のためには、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式につながる一方通行型の線形経済（リニアエコノミー）から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を推進することが鍵となります。この「循環経済」への移行は、気候変動、生物多様性の損失、環境汚染等の社会的課題を解決し、産業競争力の強化、経済安全保障、地方創生、そして質の高い暮らしの実現にも資するものです。

里庄町（以下「本町」という。）においても、令和2年3月に策定した第4次里庄町振興計画に基づき、『子どもの元気な声が響き みんなの笑顔があふれるまち』をキャッチフレーズに、自然と共生する美しいまちの形成のための取組を進めています。

具体的には、ごみの減量などを通じて豊かな環境を保全する必要があることを示すとともに、町民一人ひとりが地球規模で環境をとらえ、環境への負荷の少ない生活や行動を心がけることで、自然と共生した循環型社会の実現を目指しています。

本町では、ごみや生活排水に関する取組を具体的に進めるため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、適正なごみ処理や生活排水処理を推進するための目標を定め、これを達成するために町民・事業者の具体的な取組、さらに行政の施策を明らかにし、国の法律・計画等並びに岡山県の計画とも整合させた里庄町一般廃棄物処理基本計画を平成26年度に策定し、令和元年度に改訂しています。

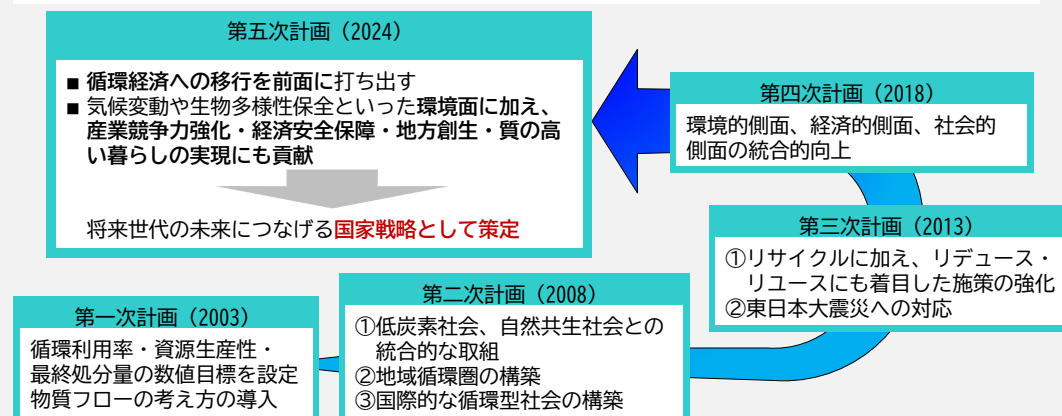
令和元年度の改訂では、平成30年度を基準年度、令和11年度を数値目標年度とし、令和2年度から令和11年度までの中期以降10年間の計画を見直しました。この時、ごみの排出抑制等の数値について、令和6年度に中間目標を定めています。

里庄町一般廃棄物処理基本計画は概ね5年ごとに見直しを行うこととしています。この度、令和元年度の計画改訂から5年が経過したことから、本町における一般廃棄物の現状や社会情勢等の変化を踏まえて、令和7年度から令和11年度までの後期5ヵ年の計画を見直すものとします（以下「本計画」という。）。

◆第五次循環型社会形成推進基本計画の概要

第五次循環型社会形成推進基本計画の構成

循環型社会形成推進基本法（2000年制定）に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めるもの。概ね5年ごとに、環境基本計画を基本として策定。



第五次循環型社会形成推進基本計画の指標と目標値

循環型社会の全体像に関する指標（物質フロー指標）2030年度目標

■ 資源生産性	約60万円/トン	■ 一人あたりの天然資源消費量	約11トン/人
■ 入口側の循環利用率	約19%	■ 再生可能資源及び循環資源の投入割合	約34/%
■ 出口側の循環利用率	約44%	■ 最終処分量	約11百万トン

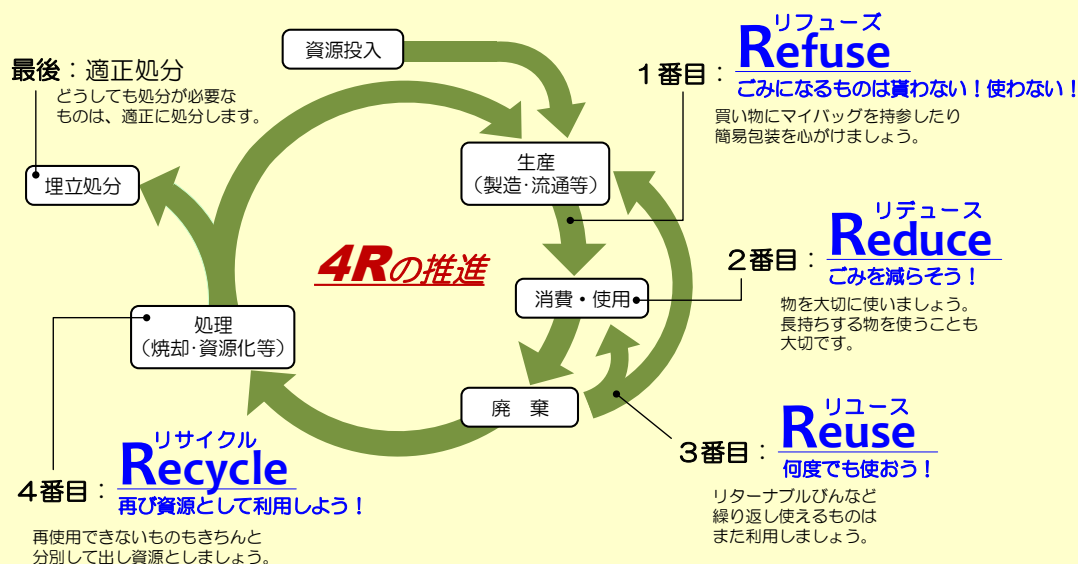
循環型社会の全体像に関する指標（物質フロー指標）2030年度目標

■ 循環型社会ビジネスの市場規模	80兆円以上
■ 循環経済への移行に関わる部門由来の温室効果ガス排出量	約343百万トン/CO2eq
■ 廃棄物部門由来の温室効果ガス排出量	約29百万トン/CO2eq
■ 循環型社会形成に関する国民の意識・行動	
○ 廃棄物の減量化や循環利用、グリーン購入の意識	90%
○ 具体的な3R行動の実施率	50%

多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現に関する指標 2030年度目標

○ 1人1日当たりごみ焼却量	約580g/人・日
----------------	-----------

◆循環型社会形成のイメージ（本町では4Rを推進）



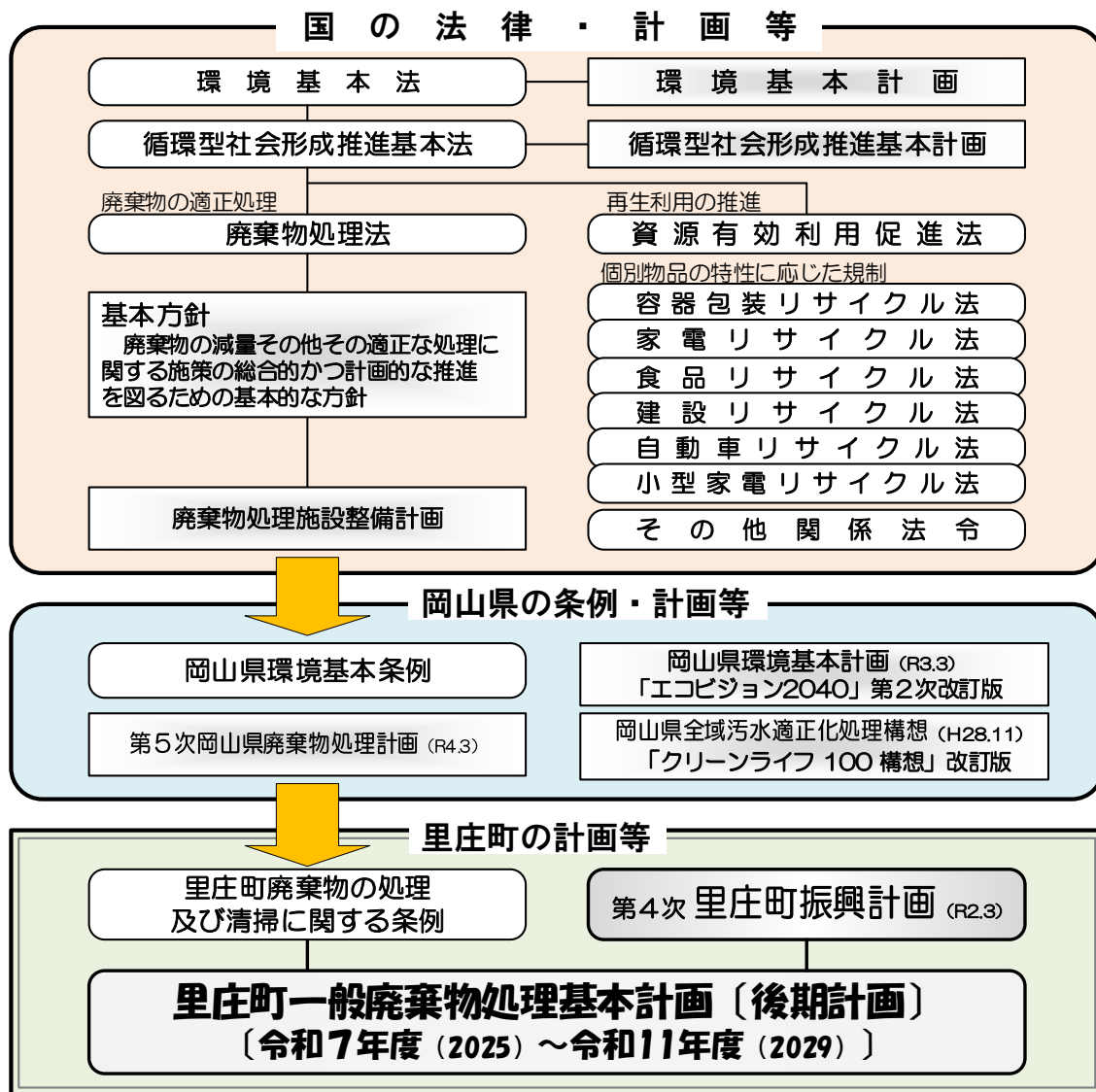
第2章 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ



本計画は、本町が廃棄物処理法第6条に基づき策定するものです。

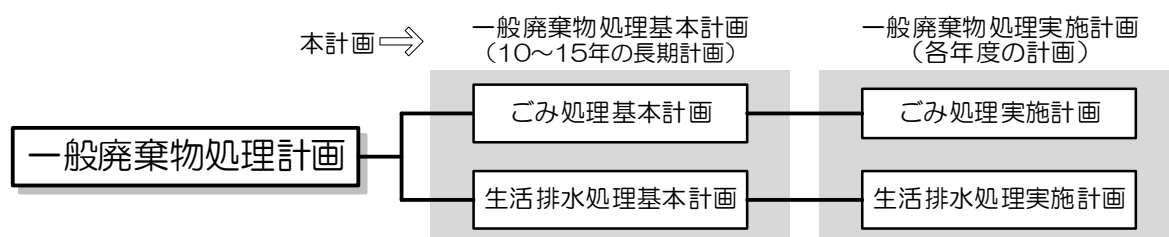
本計画は、図表 1-1 に示すように、国の法律・計画等並びに岡山県の「第5次岡山県廃棄物処理計画（令和4年3月）」と整合したものとします。

●図表1-1 本計画の位置づけ



◆一般廃棄物処理基本計画策定の法的根拠

廃棄物処理法第6条第1項において、『市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。』とされ、さらに、廃棄物処理法施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第1条の3の規定により、当該一般廃棄物処理計画には、一般廃棄物処理基本計画及び一般廃棄物処理実施計画により、所定の事項を定めることとされている。



第4次里庄町振興計画(概要)

策 定 年 令和2年3月

計 画 期 間 基本構想 令和2年度～令和11年度

基本計画 前期 令和2年度～令和6年度

後期 令和7年度～令和11年度

目 標 年 度 令和11年度

目 標 人 口 11,220人

将 来 像 子どもの元気な声が響き みんなの笑顔があふれるまち

施策の大綱

将来像	基本目標	基本施策（関連施策の体系）
子どもの元気な声が響き みんなの笑顔があふれるまち	1 元気でいきいきと暮らせるまち 【保健・医療・福祉】	(1) 地域福祉の推進 (2) 子育て支援の充実 (3) 高齢者福祉の充実 (4) 障がい者福祉の充実 (5) 人権尊重のまちづくり (6) 医療体制の充実 (7) 健康づくりの推進 (8) 社会保障の充実
	2 希望を持ち、豊かな心を育むまち 【教育・文化・スポーツ】	(1) 学校教育の充実 (2) 生涯学習の振興 (3) 芸術・文化の振興・歴史の保存 (4) 生涯スポーツの振興 (5) 交流活動の推進
	3 快適で安心・安全なまち 【生活環境】	(1) 快適な住宅地整備の推進 (2) 生活環境の充実 (3) 防災・減災対策等の推進 (4) 防犯・交通安全対策の充実 (5) 消費者教育の推進
	4 自然と共生する美しいまち 【環境保全】	(1) 自然環境保全の推進 (2) 循環型社会の形成 (3) 緑豊かなまちづくりの推進 (4) 治山・治水の推進
	5 人が集い交流するまち 【都市基盤】	(1) 計画的な土地利用の推進 (2) 道路体系の整備 (3) 公共交通機関の利用促進
	6 活力と魅力あふれる元気なまち 【産業】	(1) 農業の振興 (2) 商工業の振興 (3) 雇用環境の充実 (4) 観光振興・地域ブランドの充実
	7 町民とともに創る持続可能なまち 【町民参加・行財政】	(1) 協働のまちづくりの推進 (2) 情報バリアフリーの推進 (3) 地域に開かれた行政運営 (4) 分館活動の充実 (5) 計画的・効率的な行財政運営の推進 (6) スマート自治体への体制整備 (7) 広域行政の推進

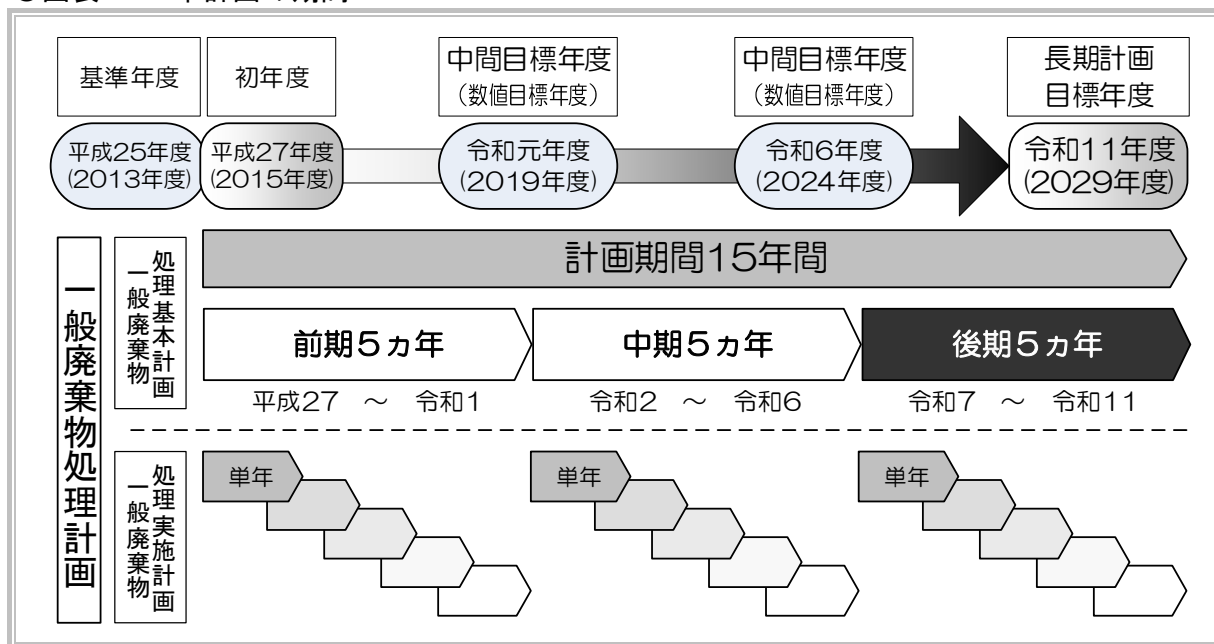


第3節 計画の期間

計画期間^{※1}は15年間で、数値目標年度^{※2}を令和11年度とし、本計画は今回の見直しにより後期5ヵ年にあたる計画となります。

なお、ごみの排出抑制目標等の数値目標を定めることから、令和5年度を基準年度^{※3}とします。

●図表1-2 本計画の期間



※1～3

※1 計画の期間

- 一般廃棄物処理基本計画の計画期間は、ごみ処理基本計画策定指針（環境省）によると10～15年とされています。

※2 数値目標年度 ⇒ 令和11年度

- 計画期間15年間のうち本計画は後期計画にあたり、5年間となっている。よって数値目標年度は令和11年度とします。

※3 基準年度 ⇒ 令和5年度

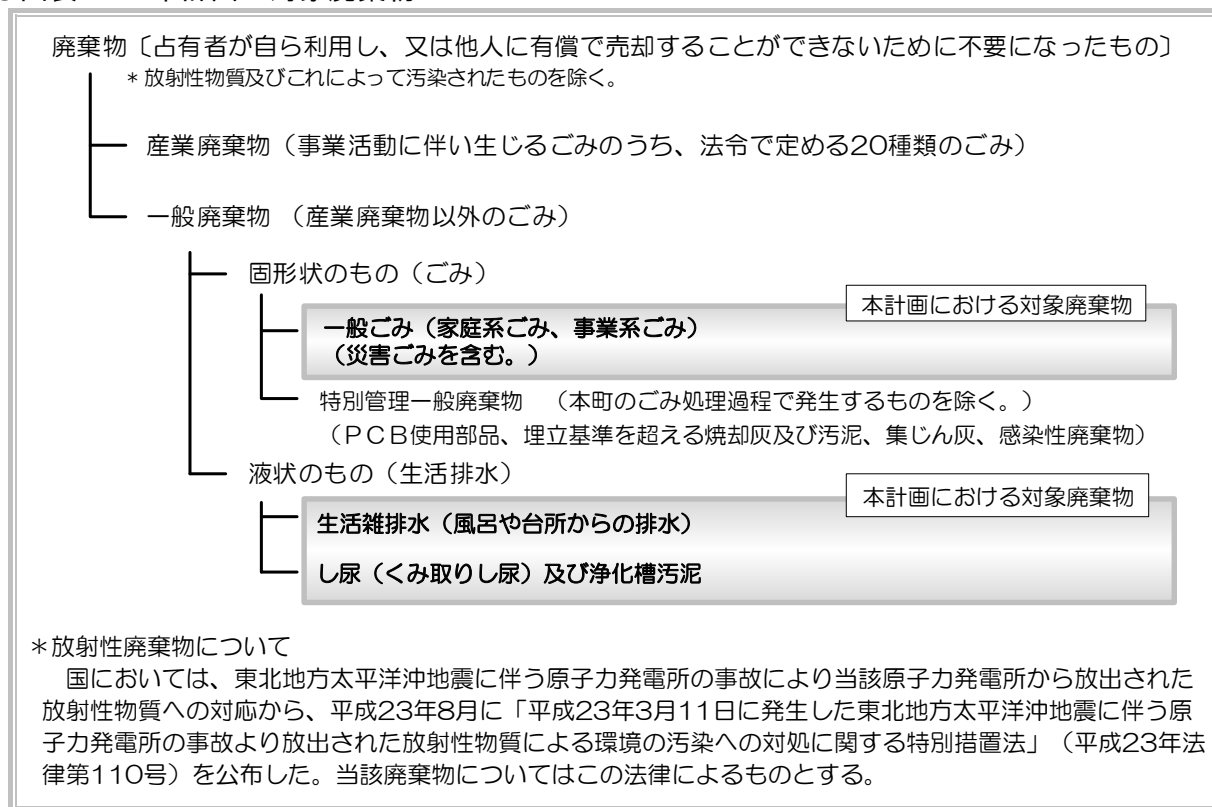
- 基準年度は、ごみ排出抑制目標値を設定するための現状を示すもので、本計画では、最新年度の令和5年度とします。



第4節 計画の対象廃棄物

本計画の対象廃棄物は、図表 1-3 のとおり一般廃棄物のうち、固形状のもの（以下「ごみ」という。）及び液状のもの（以下「生活排水」という。）とします。なお行政において処理・処分が困難なものは処理対象外とし、これらの扱いは図表 1-4 のとおりとします。

●図表1-3 本計画の対象廃棄物



●図表1-4 本計画において処理対象外とするごみとその扱い

区 分	取 扱
P C B 使用 部 品	本町では取り扱わない。製造業者等の引き取りとする。
集 じ ん 灰	本町では取り扱わない。専門業者の引き取りとする。 （本町管内のごみを処理する過程で発生するものを除く。）
感 染 性 廃 棄 物	本町では取り扱わない。専門業者の引き取りとする。
家電リサイクル法 対 象 品 目	ブラウン管式テレビ・薄型テレビ（液晶テレビ・プラズマテレビ）、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン（室外機を含む）については、販売店での引き渡し、指定場所への持ち込みとする。（薄型テレビ（液晶テレビ・プラズマテレビ）、衣類乾燥機は平成21年4月1日施行）
パ ソ コ ン	パソコン本体、モニター等は、製造業者等の引き取りとする。（使用済小型家電リサイクルにおいて、平成25年3月より役場窓口へ持込が可能）
そ の 他 本 町 が 指 定 す る 処 理 困 難 物	以下のごみは、本町では取り扱わない。販売店に引き取ってもらうか、専門の処理業者へ処理を依頼することとする。 ・ 植木鉢、瓦礫、レンガ、コンクリートブロック、土、焼却灰 ・ 金庫、ピアノ、ボウリングの玉、便器、ドラム缶、スプリングマットレス（スプリングを分離すれば処理可能） ・ 太陽熱温水器、電気毛布、電気カーペット、電線 ・ オートバイ及び自動車（部品含む）、電動カート、FRP 船、マリッジェット、バッテリー、タイヤ ・ ガスボンベ、消火器、廃油、塗料、農薬及び薬品 ・ 農業用シート、農機具、エンジンポンプ

第2章

本町の都市特性



古来より、町中央部には東西方向に鴨方往来が通っており、鴨方から笠岡の港への重要なルートとして位置づけられていました。明治以降、新庄と浜中は新庄村となり、明治 38 年に里見村と合併して里庄村が誕生したのち、昭和 25 年に『里庄町』となり今に至ります。

[illegible]

第2節 本町の主要指標



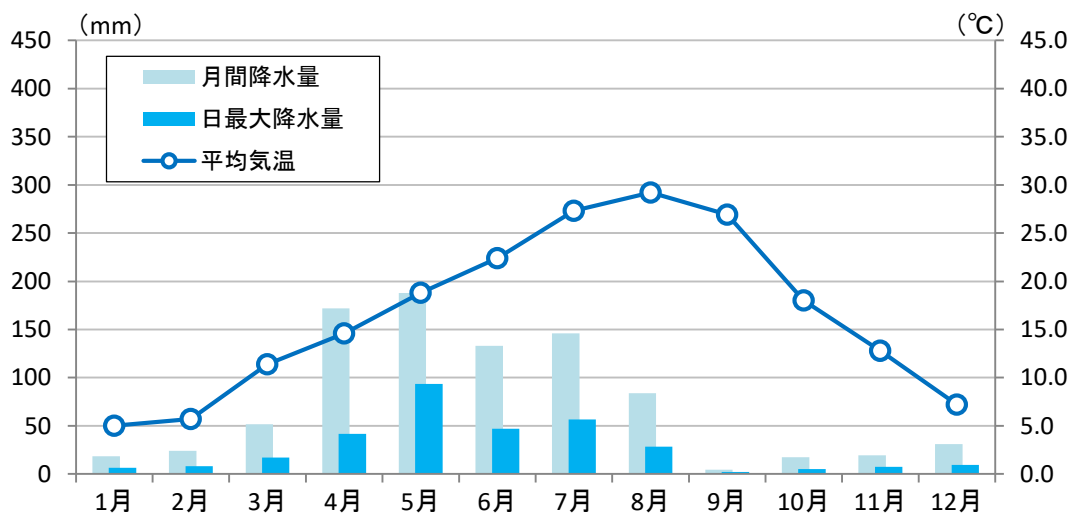
1 気 候

本町周辺での年間平均気温は 16.5℃程度で、令和5年は月の平均気温が 5.0～29.2℃でした。最高気温は近年上昇していますが、一方で最低気温は低下する傾向にあり、夏冬の寒暖差が広がっています。

また、降水量は5年間の平均で年間 950mm 程度であり、山陰地方（鳥取県）の 1,300～1,900mm程度に比べ少なく、温暖小雨の典型的な瀬戸内海気候となっています。

●図表2-2 本町周辺に位置する気象官署（笠岡地域気象観測所）の降水量・気温

◆令和5年の月別降水量及び月平均気温



◆過去5年の年間降水量及び気温

年次	気温 (°C)					降水量 (mm)	
	平均	平均日最高	最高気温	平均日最低	最低気温	総量	日最大
令和元年	16.6	21.5	37.0	12.0	-1.8	752.0	49.0
令和2年	16.5	21.5	37.2	12.0	-3.0	1213.0	78.0
令和3年	16.5	21.6	38.0	12.0	-6.3	1238.0	73.0
令和4年	16.5	21.7	36.7	12.0	-4.0	653.5	47.5
令和5年	16.6	21.9	38.0	12.0	-5.2	889.5	93.5
1月	5.0	10.7	15.7	0.2	-5.2	18.5	6.5
2月	5.7	10.9	16.0	0.8	-2.7	24.0	8.0
3月	11.4	17.1	22.4	5.7	-1.5	51.5	17.0
4月	14.6	20.0	23.5	9.2	4.5	172.0	41.5
5月	18.8	23.8	27.5	14.1	6.9	188.0	93.5
6月	22.4	26.9	33.2	18.8	12.5	133.0	47.0
7月	27.3	32.1	38.0	23.7	21.3	146.0	56.5
8月	29.2	33.8	36.9	25.8	23.2	84.0	28.5
9月	26.9	31.8	34.5	23.1	17.0	4.5	2.0
10月	18.0	24.3	29.5	12.5	7.0	17.5	5.0
11月	12.8	18.4	26.7	7.7	1.5	19.5	7.5
12月	7.2	12.6	19.2	2.4	-4.2	31.0	9.5

資料：気象庁HP

2 人口及び世帯

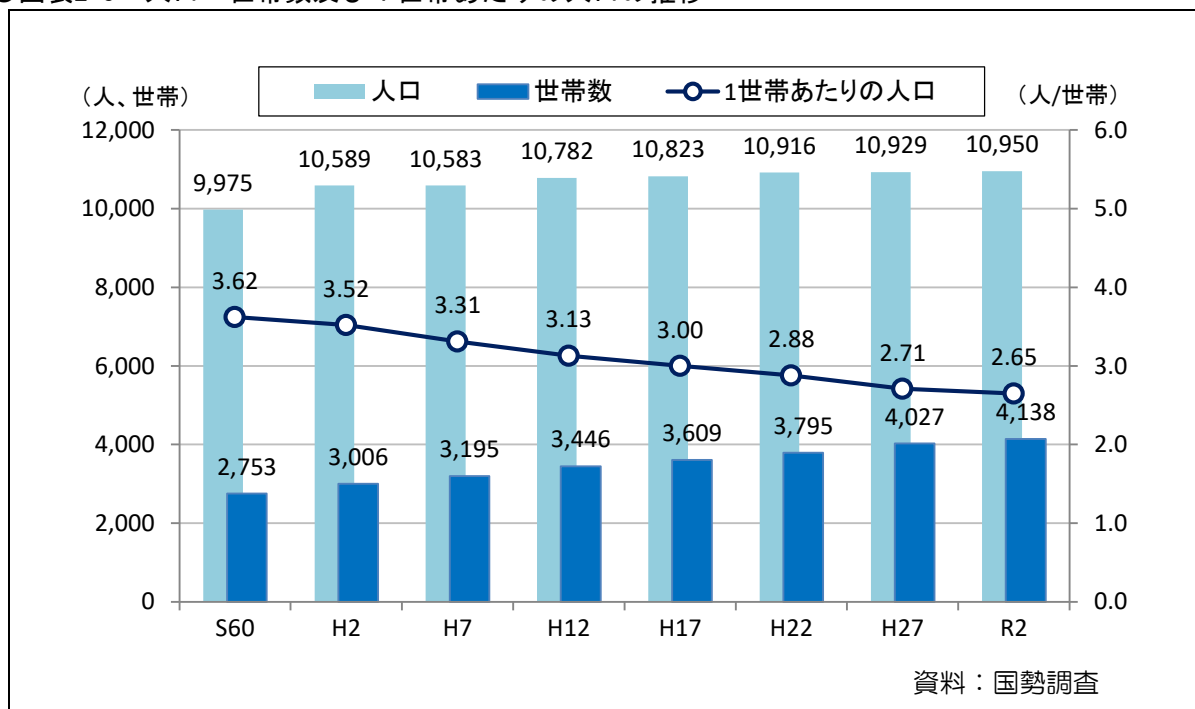
国勢調査によると、令和2年度における本町の人口は10,950人、世帯数は4,138世帯、1世帯あたりの人口は2.65人です。

本町の人口は、昭和25年の町制施行以来増加しており、昭和60年の9,975人から平成2年の10,589人にみられるように、昭和の後期には年間150人程度のペースで増加しました。しかし、その後増加傾向は鈍化し、近年では概ね横ばいとなっています。一方、世帯数については増加傾向が続いており、1世帯あたりの人口は減少しています。

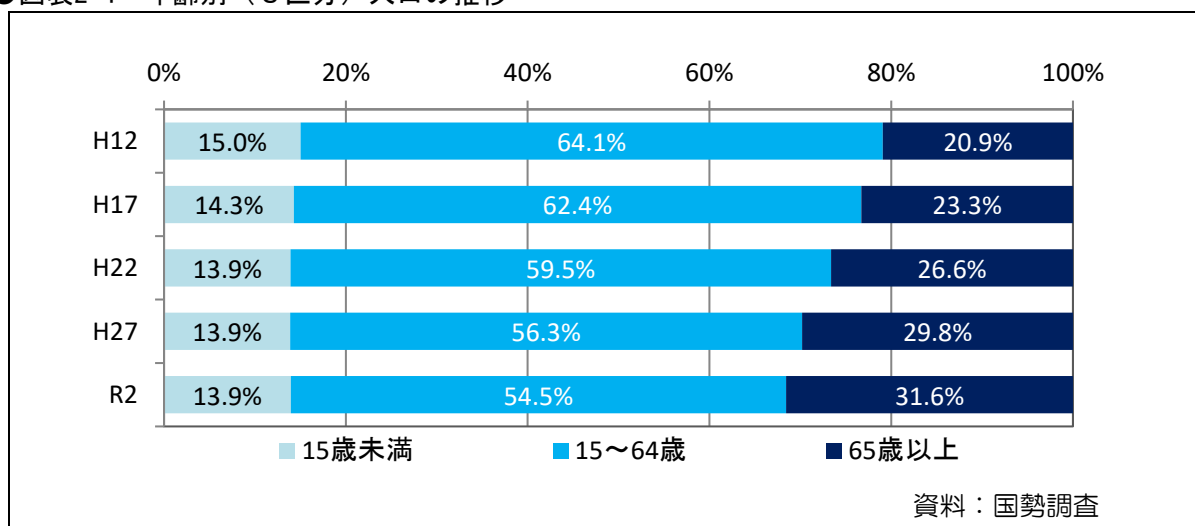
年齢別の人口では、15歳未満人口の比率がほぼ一定で推移しているのに対し、65歳以上の人口比率は年々増加しています。

これらのことから、本町では人口の減少は無いものの、核家族化の進行と一人暮らしの高齢者世帯の増加が進んでいます。

●図表2-3 人口・世帯数及び1世帯あたりの人口の推移



●図表2-4 年齢別（3区分）人口の推移



3 産 業

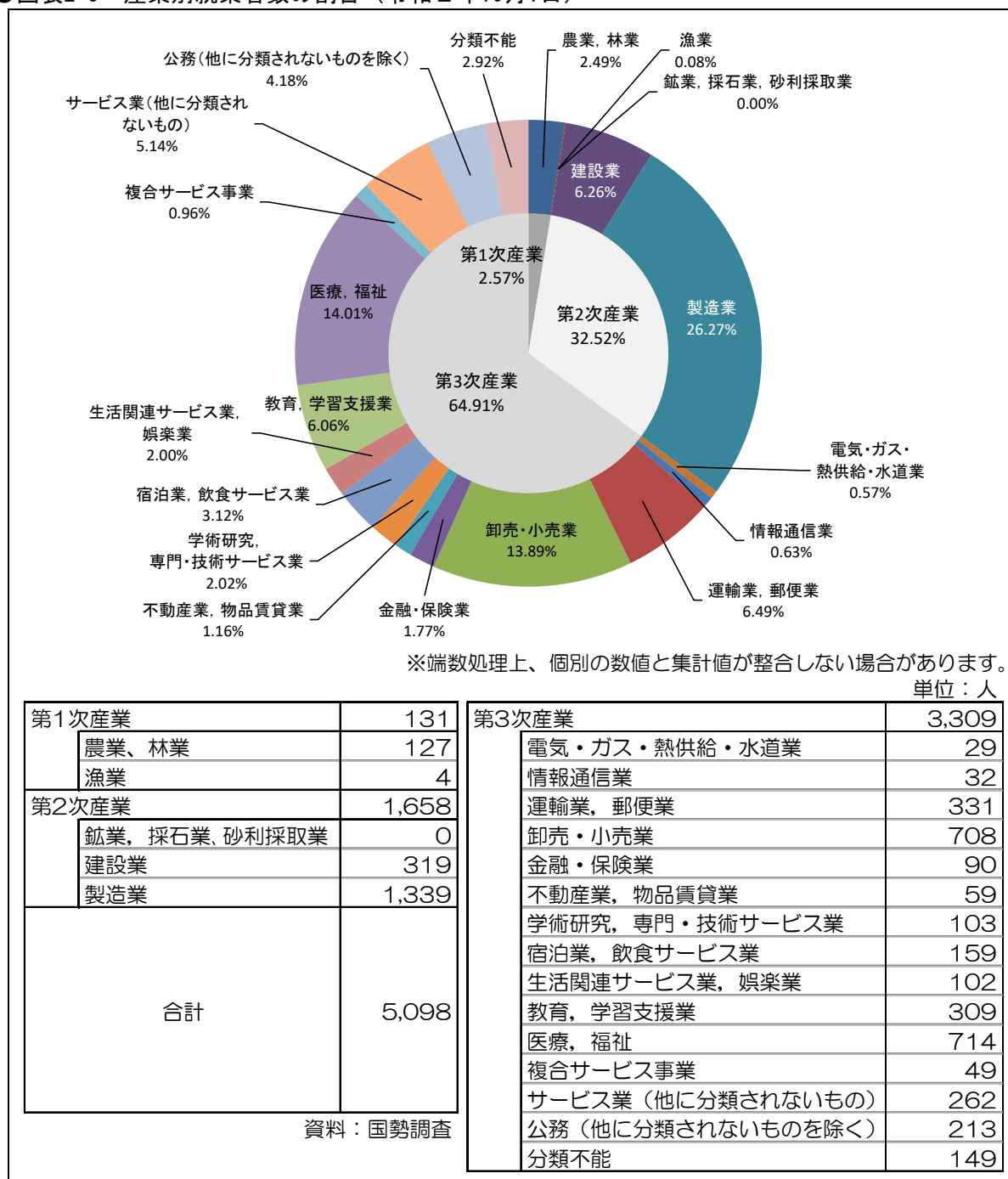
本町の産業別就業者の割合を見ると、第3次産業が約 65.0%と最も多くを占め、次いで第2次産業が約 32.5%となっており、第1次産業が約 2.6%です。

第1次産業では農業が中心ですが、ほとんどの農家は水稲と露地野菜の栽培による自給的性格に近い兼業農家で占められています。

第2次産業は製造業が中心で、工作機械、電子部品、医薬品等が主な製造品目です。

第3次産業は、医療、福祉に次いで、卸売・小売業が約 14%を占めており商業が中心となっていますが、町内に商店街は無く、またショッピングセンターの立地もないため、町内よりも町外での消費が多い状況にあります。

●図表2-5 産業別就業者数の割合（令和2年10月1日）



第3章

ごみ処理基本計画



第1節 ごみ処理の現状と課題

1 ごみの分別

(1) 現 状

本町のごみ分別区分は、「可燃ごみ（燃えるごみ）」、「資源ごみ」、「不燃ごみ（燃えないごみ）」、「粗大ごみ」の4種類で、資源ごみや粗大ごみを細分化し、4種 16 分別としています。

なお、燃えないごみ、粗大ごみのうち、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に係る法律（以下「小型家電リサイクル法」という。）に基づき資源化可能な品目（携帯電話など）については、平成 25 年3月より公民館等に設置した回収ボックスへの投入あるいは役場への持ち込みを可能としています。また、平成 28 年 12 月より、終日持ち込みが可能な資源ごみ専用収集庫『ストックヤード』を町内 3 ヲ所に整備しました。さらに、粗大ごみについては処理施設への直接持ち込みが原則でしたが、平成 30 年度から有料ステッカーを貼って排出（ステーションまたは自宅前）されたごみの収集を開始しました。

なお、平成 30 年度には指定袋料金を、ごみ処理手数料を含めた金額に改定しています。

● 3-1

区分	ごみ分別区分	排出容器	収集頻度	収集運搬体制	
可燃ごみ	①燃えるごみ 生ごみ類、草・木・葉類、おむつ、 皮・ゴム製品類、プラスチック類 等	指定袋 20L（10枚100円） 30L（10枚150円） 45L（10枚225円）	週2回 （月・木地区） （火・金地区）	委託	
資源ごみ	②ペットボトル 飲料用、酒用、調味料用	回収用ネット	月2回 （月地区） （火地区） （水地区） ※第2・4週	委託	
	③その他プラスチック 容器類（カップ/ボトル/トレイ（白・色付）） ポリ袋、ラップ類、発泡スチロール類 等	回収用ネット			
	④びん類（無色・透明）	コンテナ（色別）			
	⑤びん類（茶色）				
	⑥びん類（緑色）				
	⑦びん類（その他の色）				
	⑧缶類（スチール缶・アルミ缶）	コンテナ	月2回 （月地区） （火地区） （水地区） ※第1・3週	委託	
	⑨紙類（新聞紙・折込広告）	ひもでしぼる			
	⑩紙類（段ボール）				
	⑪紙類（雑誌・その他紙）				
	⑫紙類（飲料用紙パック）	※「雑誌・その他紙」は紙袋に入れて排出でも可			
	⑬古布	ひもでしぼるか、ビニール袋に入れる			
不燃ごみ	⑭燃えないごみ ガラス、陶器類、食器類、小型家電類、 複合素材製品類、蛍光管・乾電池、 くぎ、ビス、やかん、針金ハンガー、 スプレー缶、カートリッジガスボンベ 等	指定袋 20L（10枚100円） 30L（10枚150円）	月2回 （木地区） （金地区） ※第1・3週	委託	
粗大ごみ	⑮燃えるごみ系粗大ごみ 木製タンス、家具類、たたみ、 じゅうたん、ふとん 等		（直接持込み）		
		粗大ごみ処理整理券 （ステッカー）	随時	委託	
粗大ごみ	⑯燃えないごみ系粗大ごみ 小型家電類、自転車、扇風機、 ストーブ・石油ファンヒーター 等		（直接持込み）		
		粗大ごみ処理整理券 （ステッカー）	随時	委託	

(2) 課 題

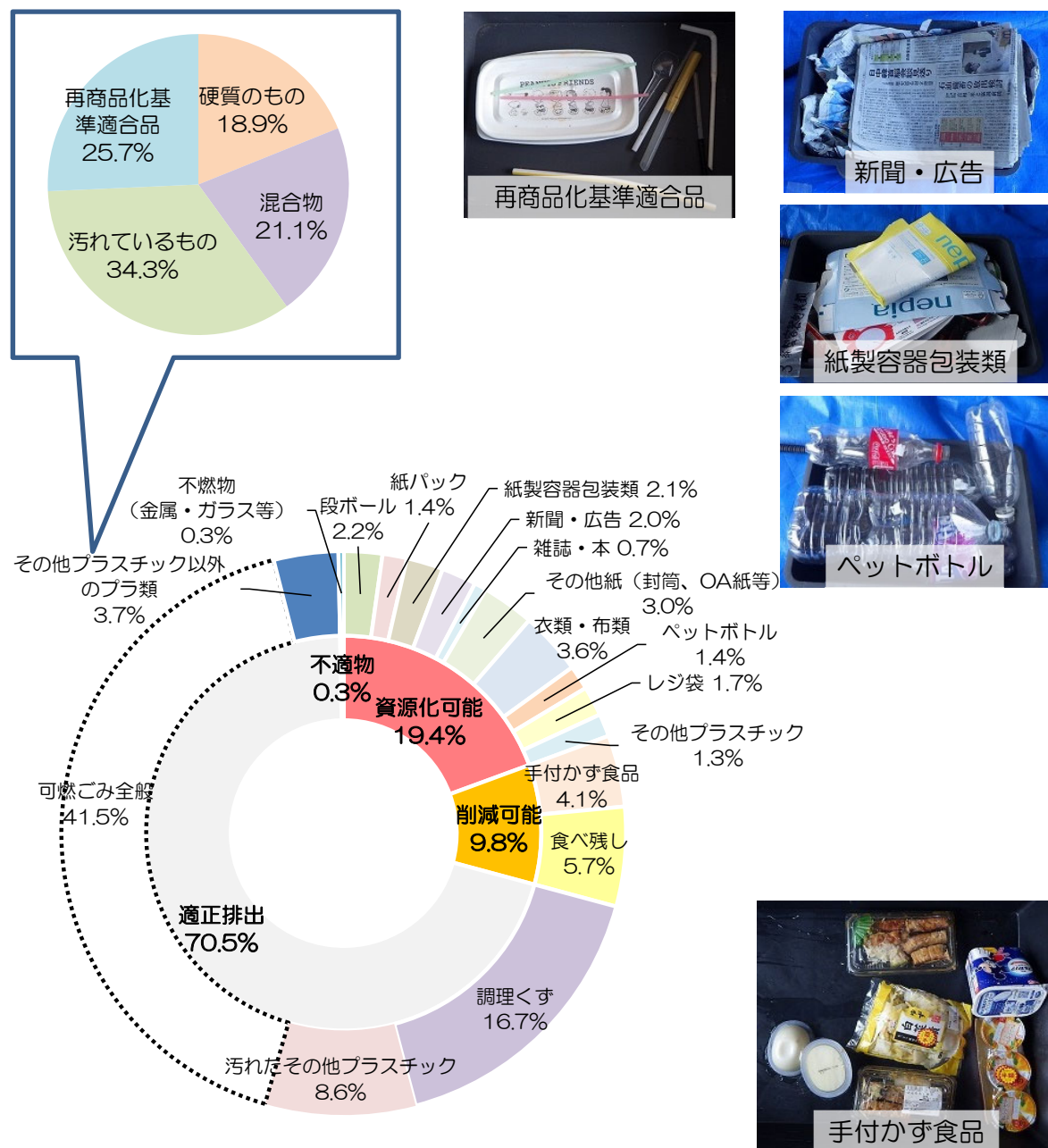
家庭から排出される燃えるごみや燃えないごみには、資源化が可能なもの（紙類、衣類・布類（古布）、その他プラスチック、ペットボトルほか）が多く含まれており、**分別徹底の啓発が必要**です。また、燃えるごみには買い物や調理の工夫等によって削減可能な「手付かず食品」「食べ残し」「調理くず」も多く、**ごみ減量意識の向上が必要**です。

● 3-2 1

燃えるごみについては、分別すれば資源化が可能なものが 19.4%、削減可能な生ごみ（食品ロス）が 9.8%、適正な排出が 70.5%、不適物が 0.3%でした。

不適物のごくわずかですが、資源化可能なものが 20%近く混入しており、食品ロスと合わせて 30%程度は燃えるごみの削減が可能な組成であることが分かりました。

また、その他プラスチック以外のプラ類 3.7%のうち、25.7%は、岡山県西部衛生施設組合の定める再商品化基準適合品であり、今後、資源ごみへの分別変更が予定されています。

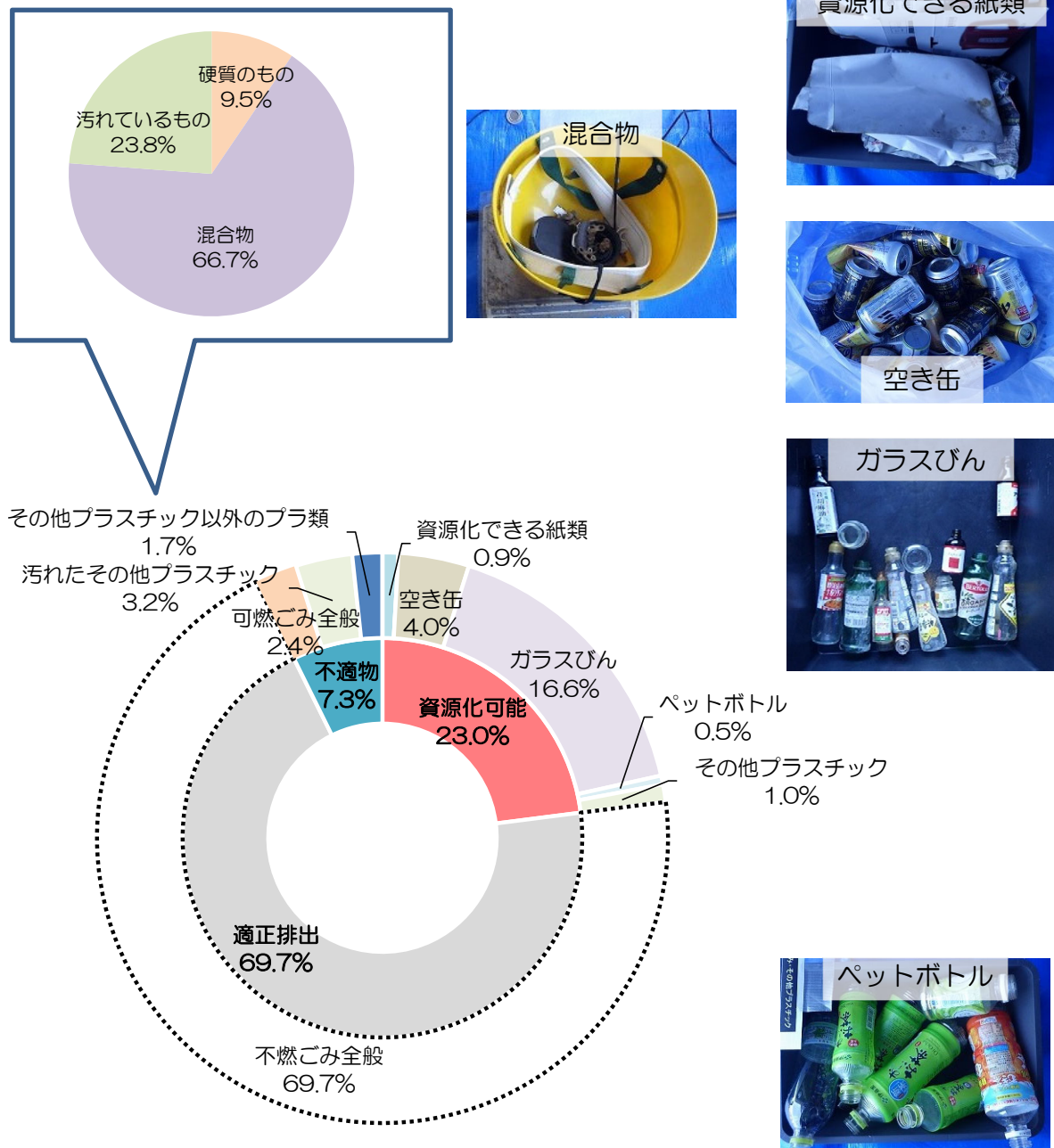


● 3-2 2

燃えないごみについては、分別すれば再資源化が可能なものが 23.0%、適正な排出が 69.7%、不適物が 7.3%でした。不適物の混入は燃えるごみと較べて多い状況です。

資源化可能なものについては、ガラスびんや空き缶が多く排出されている状況です。

また、その他プラスチック以外のプラ類 1.7%のうち、岡山県西部衛生施設組合の定める再商品化基準適合品は今回調査では排出されていませんでしたが、今後排出される可能性があることに留意が必要であり、燃えるごみと同様に、資源ごみへの分別変更が予定されています。



● 3-2 3

その他プラスチックについては、適正な排出が 88.8%、可燃物が 7.5%、不燃物が 0.7% でした。

また、その他プラスチック以外のプラ類 1.8%のすべてが岡山県西部衛生施設組合の定める再商品化基準適合品であり、今後、資源ごみへの分別変更が予定されています。



再商品化基準適合品



資源化できる紙類



再商品化基準適合品



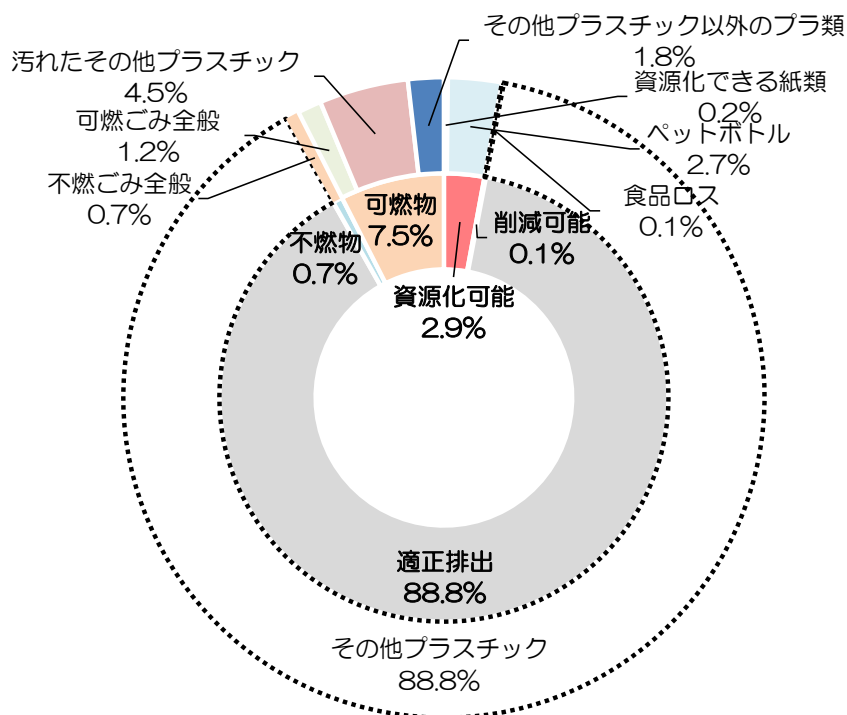
資源化できる紙類



紙おむつ



ペットボトル



食品ロス



食品ロス

2 ごみの排出量

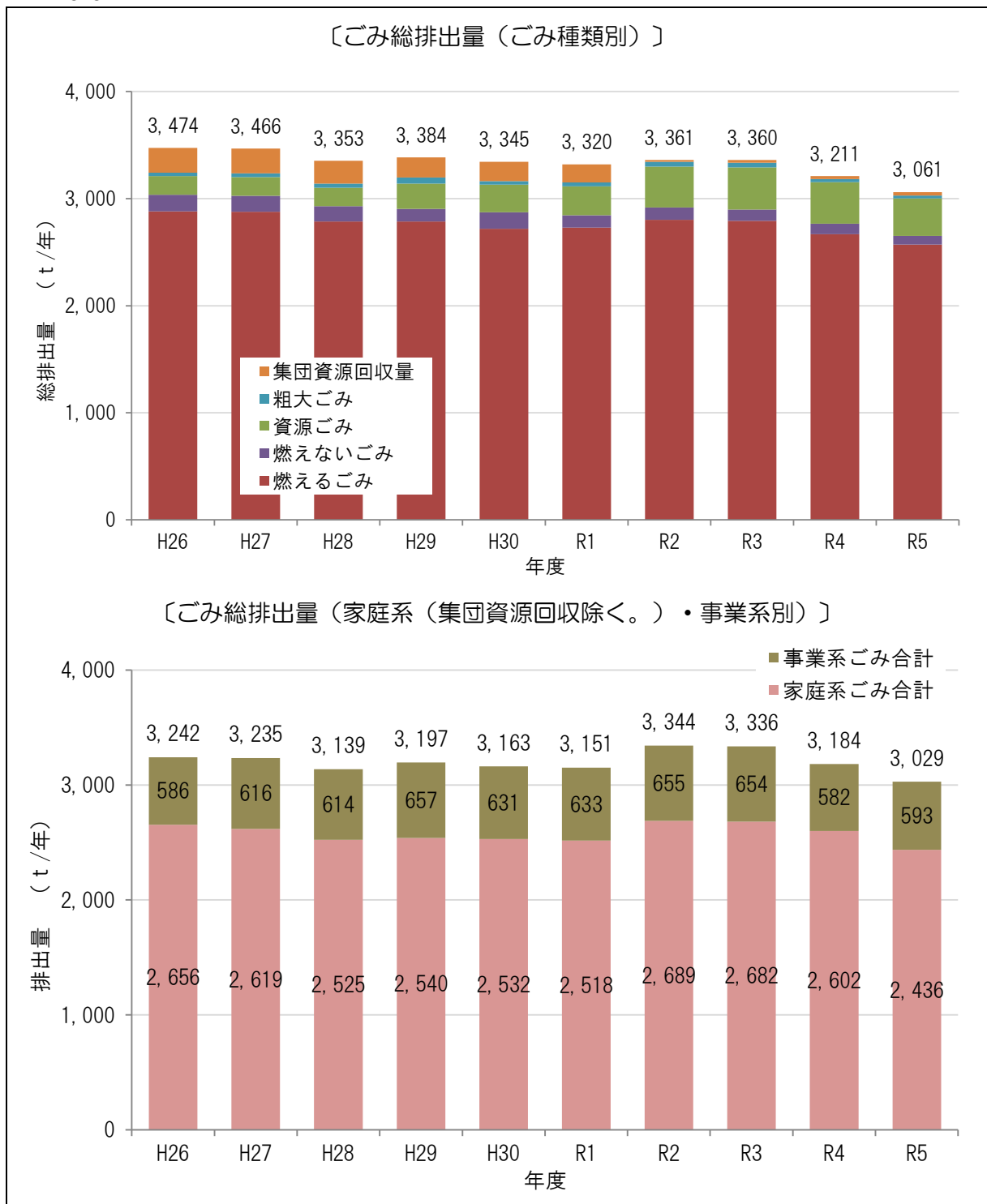
(1) 現 状

①ごみ総排出量

本町のごみ総排出量（集団資源回収量を含む。）は、年間 3,300～3,400 トン程度の横ばいで推移していましたが、**令和 4 年度以降減少**しています。

家庭系、事業系別では、令和 5 年度において家庭系が 2,436 トン（80.4%）、事業系が 593 トン（19.6%）で、**令和 4 年度以降は、家庭系、事業系ともに減少傾向**となっています。

● 3-3

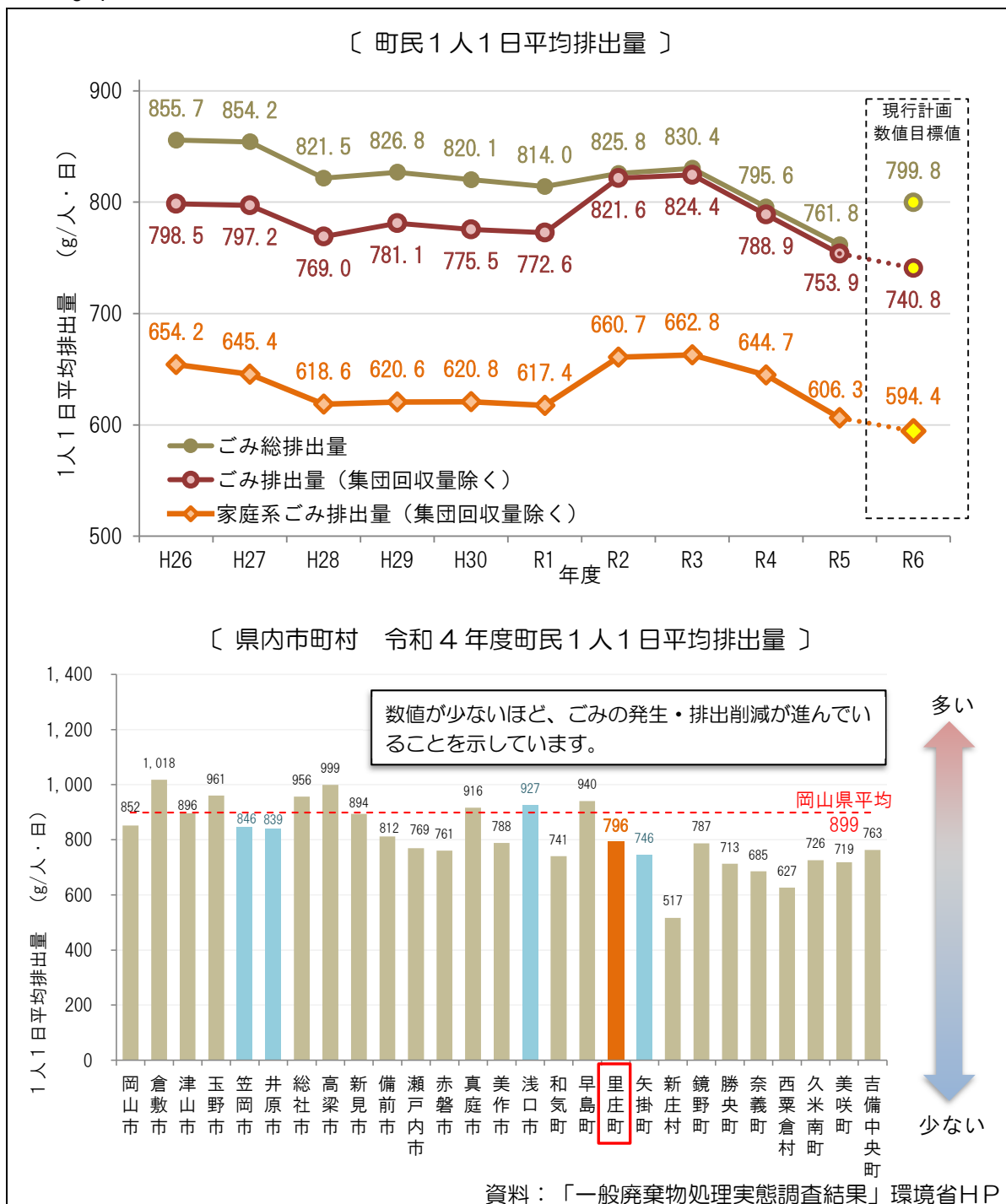


②町民1人1日平均排出量

ごみ排出量を行政区域内人口で除して求めた町民1人1日平均排出量は、令和5年度はごみ総排出量が762グラム程度、家庭系ごみ（集団資源回収量除く。）が606グラム程度で、概ね減少傾向で推移しています。家庭系ごみは現行計画における令和6年度の**中間目標値に近い排出量となっていますが、もう少し発生・排出削減が必要な状況です。**

令和4年度のごみ総排出量について県内27市町村で比較すると、岡山県平均より少ないものの、**町村の中では2番目に多い排出量**となっています。

● 3-4



● 1人1日平均排出量 (g/人・日)

年間排出量 (t/年) × 10⁶ ÷ 365 (日) ÷ 行政区域内人口 (人)

事業系ごみの1日平均排出量は、令和5年度に増加に転じているものの、令和4年度の大幅な減少により、令和6年度の**数値目標値をすでに達成**しています。

〔事業系ごみ（可燃ごみ）１日平均排出量〕

年度	事業系ごみ排出量 (t/日)
H26	1.61
H27	1.69
H28	1.69
H29	1.80
H30	1.73
R1	1.74
R2	1.79
R3	1.79
R4	1.60
R5	1.62
R6	1.64

1日平均排出量 (t/日)

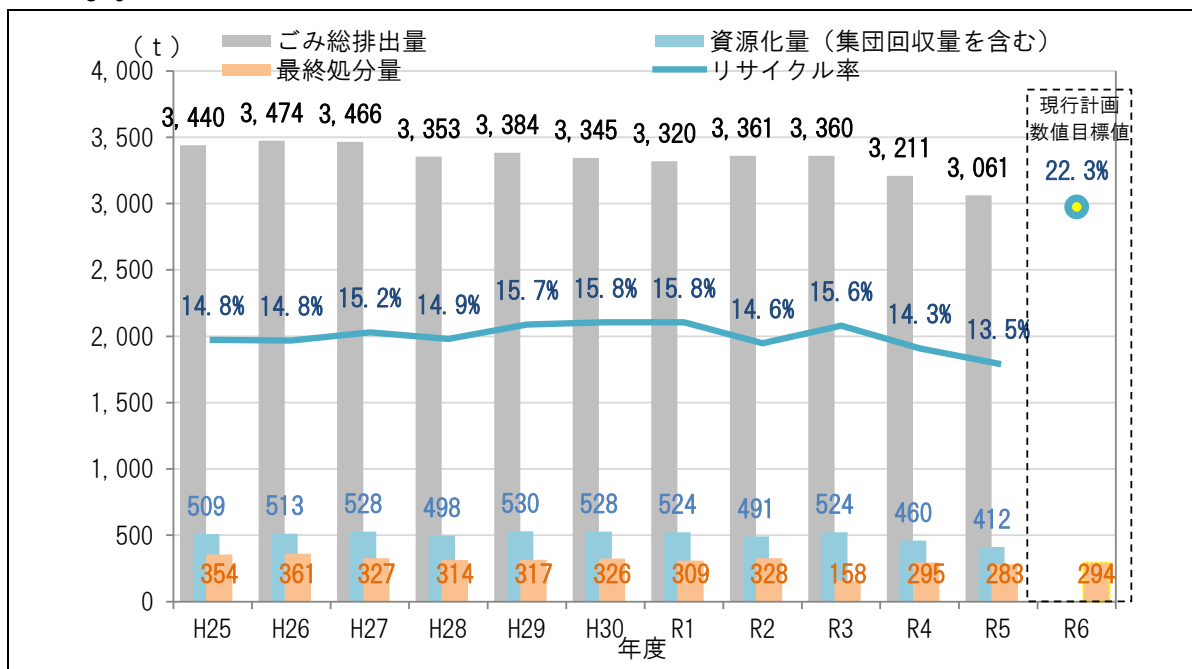
事業系ごみ排出量

現行計画数値目標値

※事業系ごみは排出動向が人口に寄らないことから、1日平均ごみ排出量を採用します。

資源化の目標の指標としているリサイクル率については、14～16%程度で横ばい傾向にあり、数値目標値として掲げている22.3%を大きく下回る見込みです。

● 3-6

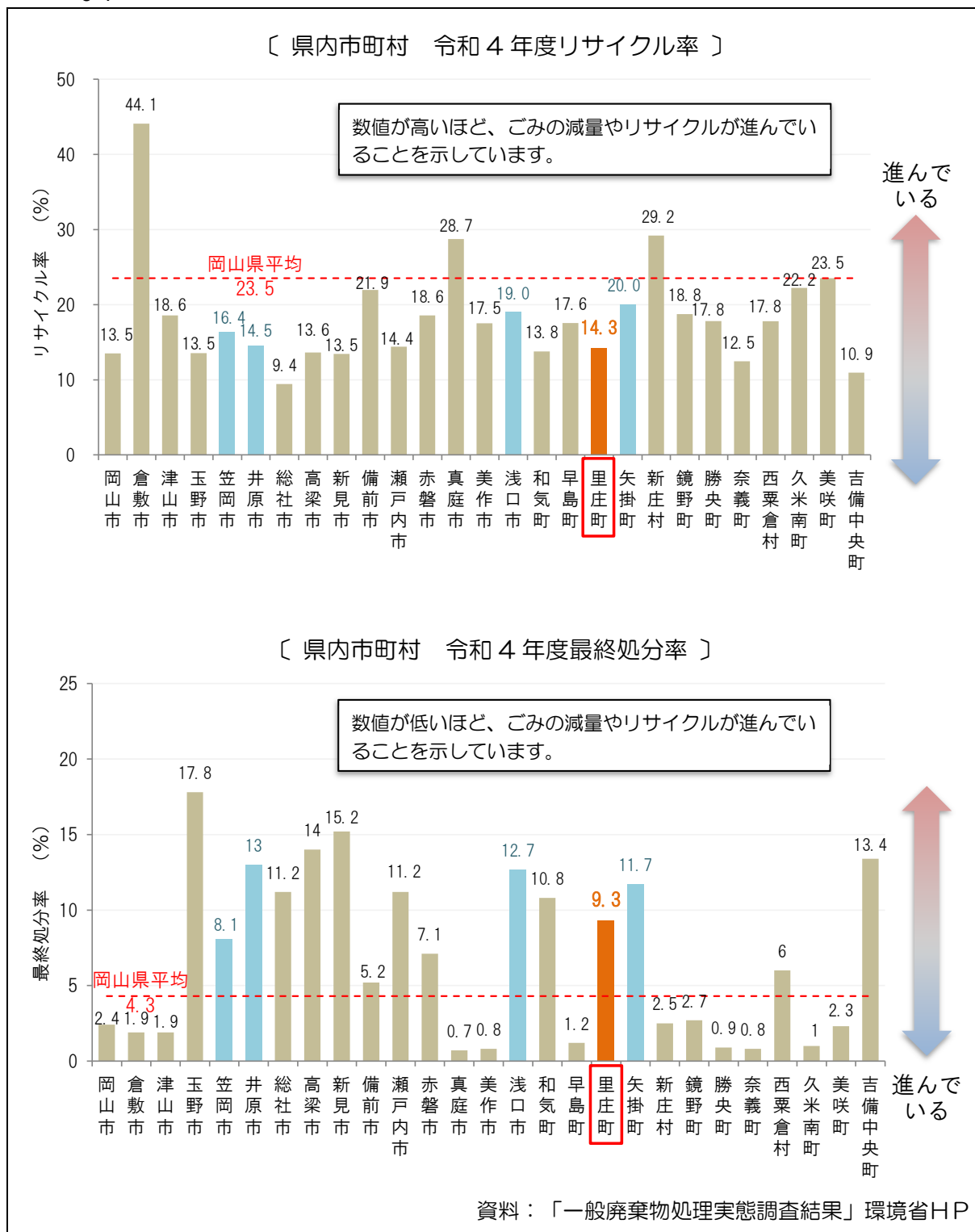

$$\text{年間資源化量 (t/年)} \div \text{年間ごみ総排出量 (集団回収含む) (t/年)} \times 100$$

⑤最終処分率

令和 4 年度のリサイクル率は、県内 27 市町村中、**上位から 19 番目**となっています。

令和 4 年度最終処分率は、県内 27 市町村と比較すると、中位を少し下回り、**上位から 17 番目**となっています。

● 3-7



●最終処分率 (%)

年間最終処分量 (t/年) ÷ 年間ごみ排出量 (集団回収除く) (t/年) × 100

(2) 課 題

家庭系ごみは令和 3 年度の排出量をピークに大幅な減少傾向に転じており、数値目標値に近い水準となっています。また、事業系ごみも令和 4 年度に大幅な減少が見られ、令和 5 年度実績で数値目標値を達成しています。

家庭系ごみ、事業系ごみともに継続した減少傾向ではなく、**令和 4 年度以降に大幅に減少に転じています。よって、増加傾向へ転じさせないための効果的な対策を展開することが必要**と考えられます。

また、ごみ排出量の実績値からも、資源ごみストックヤードの設置によって資源ごみの分別排出が促進されたものと推測されますが、**現状のリサイクル率は目標値に対して低く、これまで以上に分別徹底の普及啓発を行うことが必要**と考えられます。

3 ごみ処理体制

(1) 現 状

①収集運搬体制

ごみの収集頻度は、各収集地区において燃えるごみが週 2 回、燃えないごみが月 2 回、資源ごみはいずれの品目も月 2 回です。また粗大ごみは直接持込みを原則としていましたが、平成 30 年 4 月から粗大ごみ処理券（ステッカー）の貼付による、粗大ごみの有料収集を開始しています。

収集運搬頻度は、他の岡山県西部衛生施設組合構成市町と比べると、いずれのごみ区分も概ね同等です。

収集運搬は、すべてのごみ区分において委託（1 件）により行っています。収集運搬に関する許可は 14 件です。

◆有料による粗大ごみ収集制度

方法

- ①事前にごみ収集委託業者（有限会社浅口清掃センター）へ電話で申し込む。
- ②ごみ収集委託業者から処理手数料分の「粗大ごみ処理券」を購入する。
- ③「粗大ごみ処理券」を粗大ごみに貼って、指定された日時にごみ収集場所または自宅敷地内のどちらかへ出す。（立ち合い不要）
- ④指定された収集日にごみ収集委託業者が粗大ごみを収集し、処理場等に搬入する。

処理手数料

ごみの品目・大きさのほか、ごみ収集場所か自宅敷地内のどちらに粗大ごみを排出するかによって手数料は異なります。また収集車両が粗大ごみ近くに横付けできない場合や、家の中から粗大ごみを出す必要がある場合などは、搬出加算料金が加算されます。

処理手数料の割引

1 回に出すことができる粗大ごみの個数は 2 個までとします。ただし、2 個収集する場合は処理手数料の合計額から 500 円を割引します。（搬出加算料金は割引対象外）

処理手数料の減額制度

町内に在住し、在宅で生活し、粗大ごみの排出が困難な 75 歳以上の方または障がい者のみで構成される世帯は、粗大ごみを自宅敷地内に出す場合でも、ごみ収集場所に出す場合と同じ処理手数料で収集します。



有料による粗大ごみ収集制度▲
(本町 HP)

● 3-8

区分	件数	機材（合計積載量）
委 託	1 件	7 台 （16 t）
許 可	14 件	50 台 （166 t）

● 3-9

	里庄町	笠岡市	浅口市	井原市	矢掛町
燃えるごみ	週 2 回	週 2 回	週 2 回	週 1 ～ 2 回	週 2 回
燃えないごみ	月 2 回	月 2 回	月 2 回	月 1 回	月 2 ～ 3 回
資源ごみ	紙類	月 2 回	月 2 回	月 2 回	月 1 回
	缶類	月 2 回	月 2 回	月 2 回	月 1 ～ 4 回
	ペットボトル	月 2 回	月 2 回	月 2 回	月 1 ～ 4 回
	その他プラスチック	月 2 回	月 4 回	月 2 回	月 1 ～ 4 回
	びん類	月 2 回	月 2 回	月 2 回	月 1 ～ 4 回
	古布	月 2 回	月 2 回	月 2 回	月 1 回

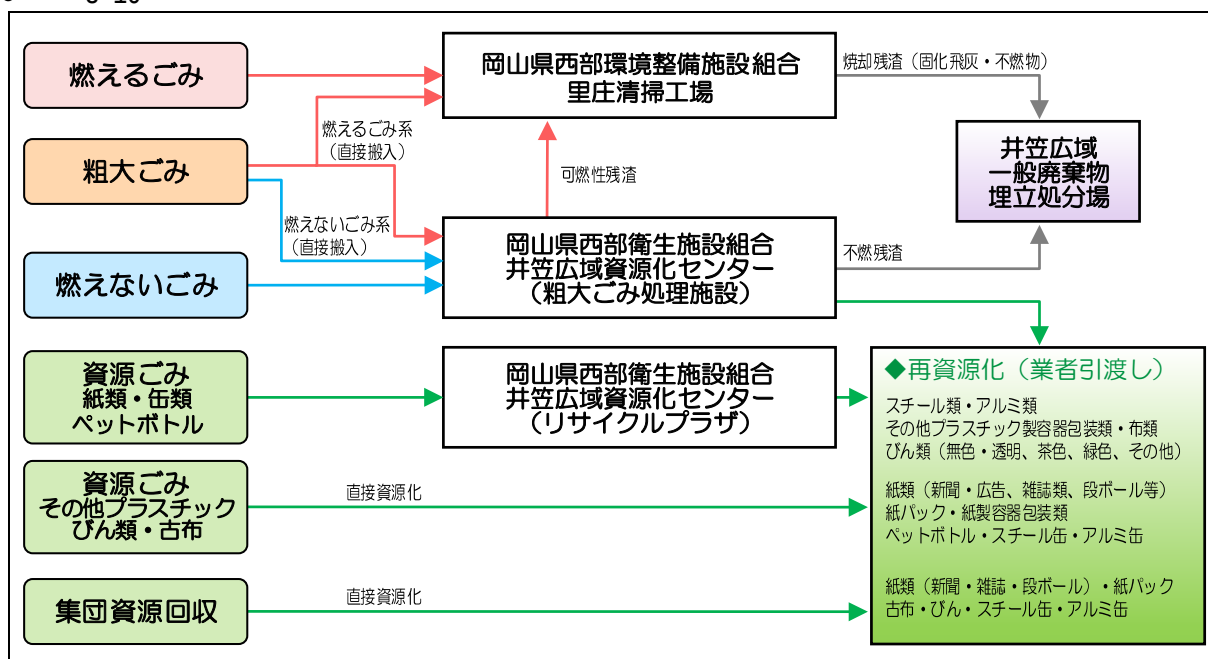
- 注) 1. ■：岡山県井原地区清掃施設組合で処理
 2. ■：岡山県西部環境整備施設組合で処理
 3. ■：岡山県西部衛生施設組合で処理

②処理・処分体制

本町から排出されるごみの処理は、ごみ焼却施設（岡山県西部環境整備施設組合）、粗大ごみ処理施設、再生利用施設（岡山県西部衛生施設組合）で行っています。ただし、有価物となる資源ごみは、組合施設に搬入せず、本町が直接業者に引渡し、売却しています。

最終処分は、令和4年3月に竣工した井笠広域一般廃棄物埋立処分場（岡山県西部衛生施設組合）で行っています。

● 3-10



● 3-11

(中間処理施設)

区分	施設名及施設規模	所在地	使用開始年	構成市町等
ごみ焼却施設	岡山県西部環境整備施設組合 里庄清掃工場 (200 t/日)	里庄町	H11	笠岡市 浅口市 (金光地域を除く。) 里庄町
ごみ焼却施設	岡山県西部衛生施設組合 里庄清掃工場 (130 t/日)	里庄町	R8 (予定)	笠岡市、井原市、浅口市、 矢掛町、里庄町
粗大ごみ処理施設	岡山県西部衛生施設組合 井笠広域資源化センター (40 t/日)	笠岡市	H7	笠岡市、井原市 浅口市 (金光地域を除く。) 矢掛町、里庄町
再生利用施設	岡山県西部衛生施設組合 リサイクルプラザ (27 t/日)	笠岡市	H12	笠岡市、井原市、浅口市 矢掛町、里庄町

(最終処分場)

施設名	所在地	埋立面積 (m ²)	全体容量 (m ³)	埋立物	使用開始年
岡山県西部衛生施設組合 井笠広域一般廃棄物埋立 処分場	井原市	約 12,800	約 104,700	不燃物残渣、 焼却残渣 (主灰・固化飛灰)	R4

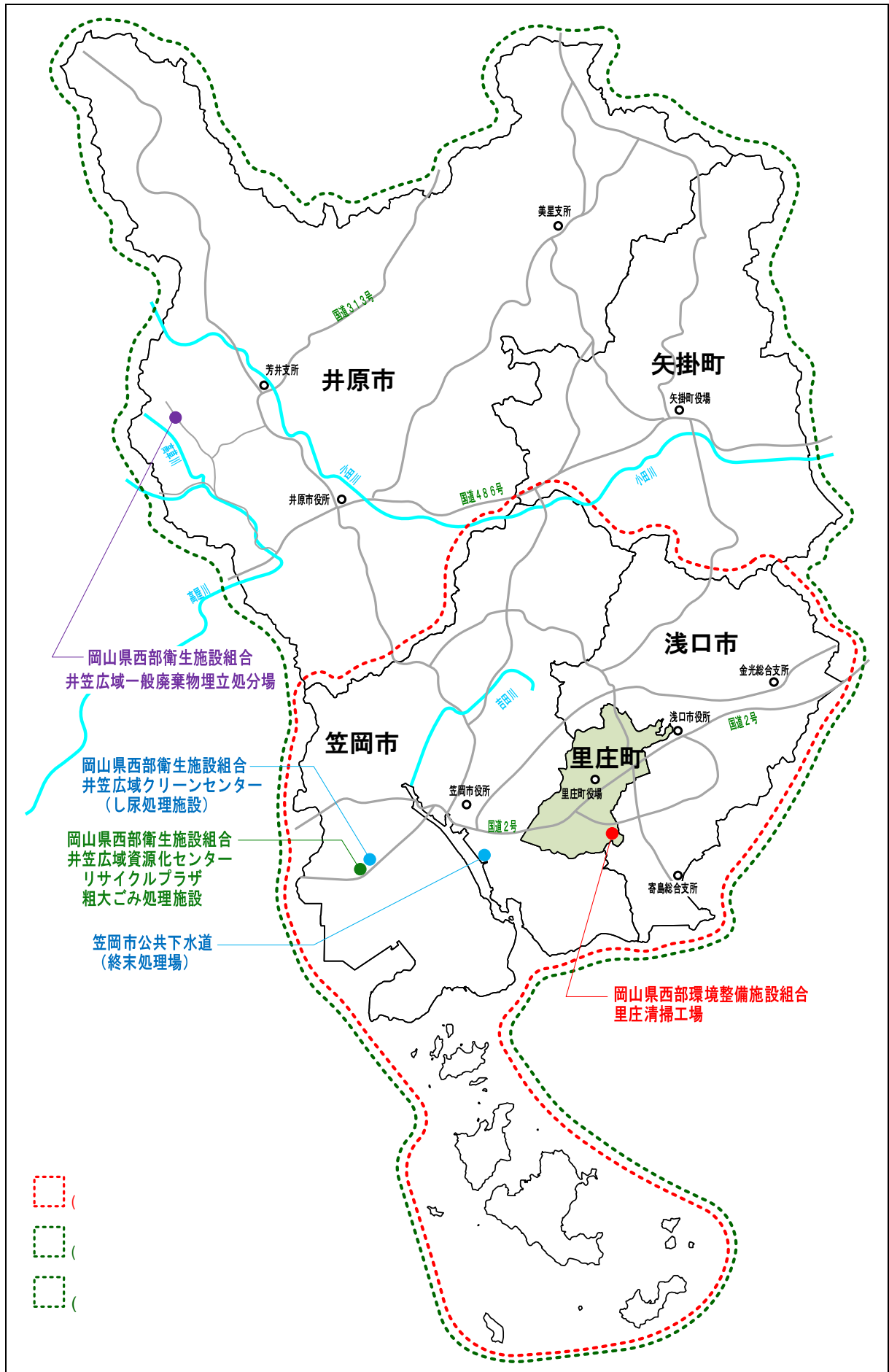
(委託処分)

自治体	委託対象物	委託先	処理方法等	開始年月
岡山県西部衛生施設組合	不燃ごみ、中間処理残渣	民間業者	最終処分	H25

(2) 課 題

収集運搬体制については、燃えないごみの収集頻度を従来の週 1 回から資源ごみと同じ月 2 回に統一し、また、資源ごみを常時排出可能なストックヤードを整備したことから、缶類やびん類、その他プラスチックなど資源化可能なごみが燃えないごみに排出されにくい体制となりました。一方で、未だに多くの資源化可能なごみが燃えるごみや燃えないごみに排出されていることから、**分別を徹底し、できる限り資源ごみとして排出をするよう町民の意識啓発を進めることが必要**です。

処理施設については、一部事務組合による整備、運営管理が行われています。令和 4 年度から井笠広域一般廃棄物埋立処分場が供用を開始しており、令和 8 年度からは、新たな焼却施設が供用を開始する予定です。今後は、**施設の適切な運転管理により長期、安定的に使用を続けていくため、組合管理体制への協力が必要**です。

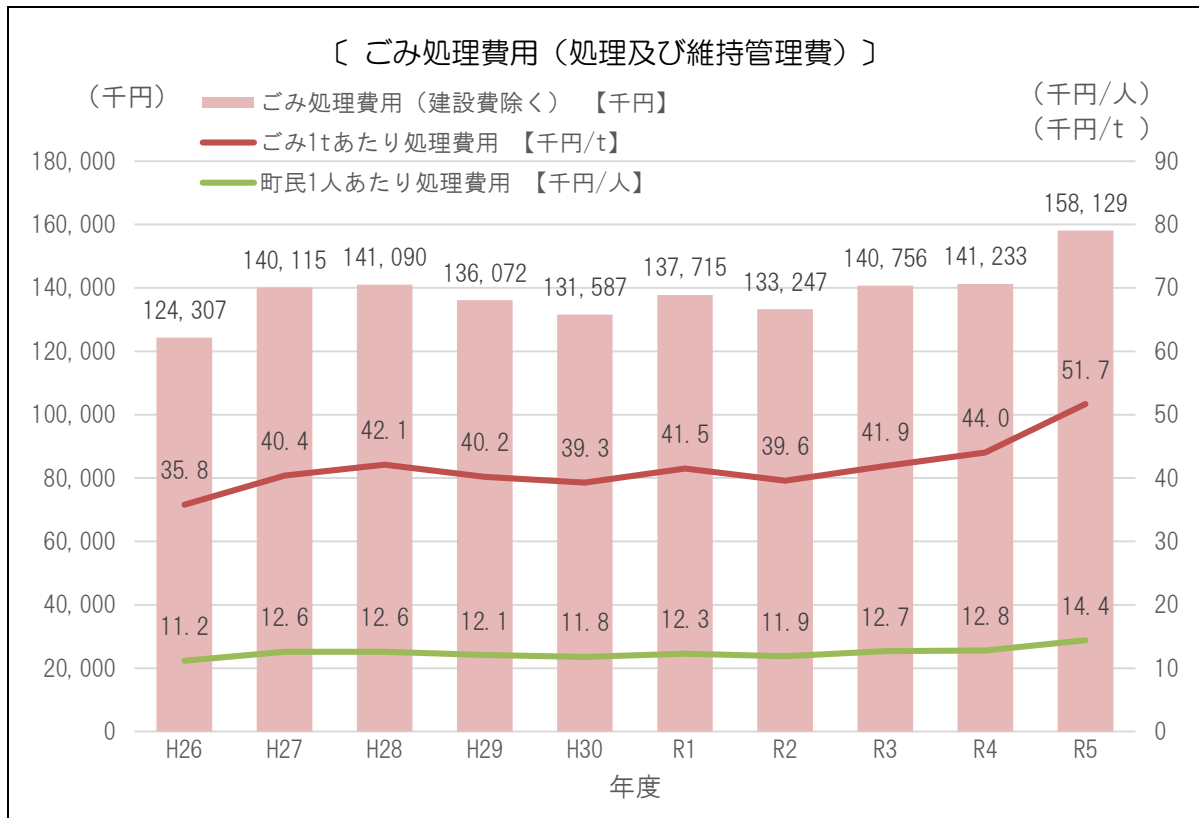


4 ごみ処理経費

(1) 現 状

本町から排出されるごみの処理費（施設整備費は含めない。）は、徐々に増加する傾向にあり、年間 1.4 億円程度を要しています。**ごみ1トンあたりでみると3万5千円～4万5千円程度、町民1人あたりでは1万1千円程度～1万2千円程度**です。

● 3-13



(2) 課 題

処理経費は増加傾向です。今後、新施設の供用開始によりごみ処理の広域化と効率化を進め、コスト削減を図っていくものとしていますが、**ごみ量自体を削減することによるごみ処理経費の削減も必要**です。

第2節 基本理念



本町では、本計画の上位計画と位置づけている第4次里庄町振興計画（令和2年3月策定）において、本町の将来像を『子どもの元気な声が響き みんなの笑顔があふれるまち』として、魅力的で安心して生活できるまちづくりを進めています。

本計画は、その実現を目指すための重要な計画として「**自覚と協働で創る環境負荷の少ない循環型社会の実現**」を基本理念に定め、目標達成のため各種の施策を行っていくものとします。

- 3-14

自覚と協働で創る環境負荷の少ない循環型社会の実現

第3節 基本方針



本計画の基本方針は、基本理念「自覚と協働で創る環境負荷の少ない循環型社会の実現」のもと、第4次里庄町振興計画における施策を受けて、①4R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）の推進、②ごみ・リサイクル対策の推進とします。

- 3-15

① 4R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）の推進

資源を大切にする意識のもと、ごみになるものを買わない（リフューズ）、ごみを減らす（リデュース）、再使用する（リユース）、再生利用する（リサイクル）を基本として、町民・事業者・行政が自らの役割を自覚し、協働して行う取組を推進するものとします。

② ごみ・リサイクル対策の推進

ごみ処理施設の維持管理やごみ処理体制の最適化など、ごみの適正処理を行うためのシステム作りを推進するものとします。

第4節 数値目標



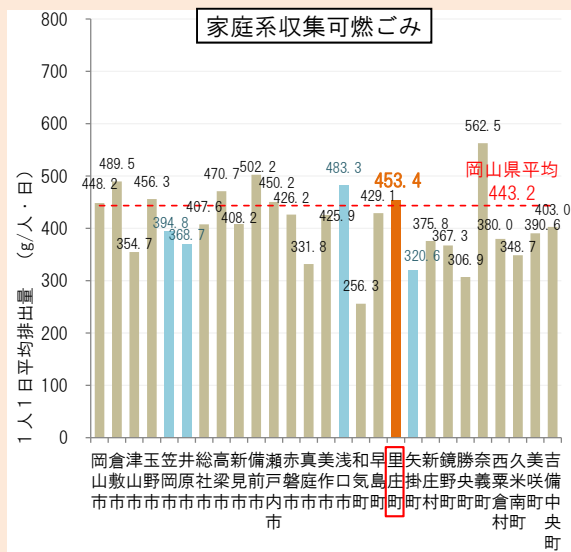
1 本町の排出レベル

(1) 県内市町村との比較

現行計画策定以降、町民のごみ減量等への取組の効果が現れ、本町の家庭系ごみは長期的には減少していますが、令和4年度実績値を県内市町村や井笠圏域内（笠岡市、井原市、浅口市、矢掛町）と比較すると、未だに**排出量は多く**、リサイクル率は**井笠圏域内では最も低く**、最終処分率は**高いグループに属している**状況といえます。

- 3-16

()



2 目標値の設定

(1) 目標値設定方針

本町を含む3市2町（笠岡市、井原市、浅口市、矢掛町、本町）で構成する「ごみ処理広域化対策西部ブロック協議会（以下「西部ブロック」という。）」において平成22年3月に策定した「西部ブロックごみ処理広域化基本計画」は、令和6年度に計画期間の満了を迎えたことから、岡山県西部衛生施設組合では令和7年度以降の新たな計画として「西部ブロックごみ処理広域化計画（以下「広域化計画」という。）」を策定しました。本計画においては、**広域化計画に示される方針に沿いつつ、西部ブロックや本町における近年のごみ量等の実績値や状況を踏まえたうえで、目標値の見直しを行うこととします。**

(2) 目標対象品目

①家庭系ごみ

発生・排出削減

●『西部ブロック』と『岡山県西部衛生施設組合』

ごみ処理広域化対策西部ブロック協議会は、岡山県が策定した「新岡山県ごみ処理広域化基本計画」に定められた3市2町のごみ処理広域化に係る基本的事項を協議・推進していくための組織。岡山県西部衛生施設組合が事務局となっています。

本町の家庭系燃えるごみには、調理時の工夫や水切り等により削減が可能な「調理くず」が16.7%と多く排出されているほか、本来消費されるはずだった「手付かず食品」や「食べ残し」などの食品ロスも9.8%排出されている現状にあります。これらは、買い物時や調理時、食事の際の心がけで削減ができるものです。

よって、「調理くず」と「手付かず食品・食べ残し（食品ロス）」を目標対象品目として設定し、**家庭系燃えるごみ**からの発生・排出削減を目指します。

◆調理くず

食材を無駄にしないよう、調理時に皮やヘタの切り方を工夫するほか、どうしても発生したものは、ごみ出し前の水切りや堆肥化を行い有効利用することで削減することが可能です。



◆手付かず食品・食べ残し(食品ロス)

手付かず食品や食べ残しの削減には、食材や食品を買う際は用途や消費量を意識し、不必要に**買いすぎない**、食事はちょうどよい量を作り**食べ残さない**ことで削減することが可能です。



『無駄に**ない**』、『買いすぎ**ない**』、『食べ残**ない**』
3つの“**ない**”で調理くず・食品ロス削減

分別徹底

燃えるごみや燃えないごみとして排出されている資源物を、資源ごみとして適正に分別排出するか、あるいは PTA 等の地域の集団資源回収へ持ち込むなど、意識して分別徹底を行うことで、資源化の促進だけでなくごみの減量も期待できます。

本計画においては、家庭系燃えるごみとして排出されていた、資源化可能な「紙類、古布、その他プラスチック（ペットボトル含む）」を目標対象品目として設定し、**家庭系燃えるごみ**からの分別徹底を目指します。

加えて、西部ブロックにおけるごみ処理の広域化に伴って開始される、製品プラスチックの分別収集・再商品化に対応すべく、その他プラスチック及びペットボトル以外のプラスチックのうち再商品化が可能なもの（以下「再商品化基準適合品※」という。）を目標の対象品目として新たに設定し、**家庭系燃えるごみ**及び**家庭系燃えないごみ**からの分別徹底を目指します。

※名称については、岡山県西部衛生施設組合が示す広域化の方針に伴い変更となる可能性があります。

◆紙類、古布、その他プラスチック(ペットボトル含む※)

これらは燃えるごみとして多く排出されています。資源ごみとして分別排出するか、地域の集団資源回収を利用する、あるいはペットボトルについては店舗等の拠点回収に出す等、資源ごみの分別徹底が必要です。



●『その他プラスチック』と『ペットボトル』

本町における分別区分では「その他プラスチック」と「ペットボトル」は別区分です。しかし、岡山県西部衛生施設組合が示す広域化計画では目標設定において同一区分とされており、本計画は広域化計画に示される方針に従うものであることから、同一区分として目標対象品目に設定しています。

◆再商品化基準適合品

西部衛生施設組合がプラスチックの再商品化を行うための基準※として規定しているものであり、その他プラスチック及びペットボトル以外のプラスチックのうち、以下に示す基準※に適合するものをいいます。

- ・塗料、土などで汚れていないもの
- ・繊維、合成ゴム、金属等が含まれず、プラスチックのみでできたもの（混合物でないもの）
- ・厚さ 3mm 未満のもの
- ・一片の長さ 30cm 未満のもの
- ・まな板など手で折れない硬質のものを除く

※岡山県西部衛生施設組合が示す広域化の方針に伴い変更となる可能性があります。

②事業系ごみ

発生・排出削減

ごみの発生・排出削減は、無駄のない事業活動に努めることで達成できます。事業系ごみについては、燃えるごみとして排出される「手付かず食品・食べ残し（食品ロス）」と「紙類」を対象とします。

◆手付かず食品・食べ残し(食品ロス)

主に飲食店やスーパー等から排出される食品ロスは、店内での食品ロス削減に関する啓発資料を掲示するなど、意識啓発を行うことで削減が可能です。

◆紙類

事業所で発生する紙類は、「排出事業者責任」のもと、事業者自らが分別し資源回収業者に引き取ってもらうことで、行政にとっても排出削減につながります。

●排出事業者責任（事業系ごみの適正処理における責任）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）第3条第1項において、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならず、また、当該廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めなければならないとする「排出事業者責任」が定められています。

(3) 目標割合の設定

本町においては、1人1日平均ごみ総排出量の令和6年度目標値を達成しており（第3章第1節参照）、国の示す令和7年度目標の1人1日平均ごみ総排出量 850g/人・日も令和6年度時点で達成をしている状況にあることから、今後、排出量の減量傾向は緩やかになっていくものと推察されます。また、西部ブロックの1人1日平均ごみ総排出量は、令和4～5年度にかけて大幅な削減がみられており、広域化計画においては西部ブロックでのこれらの実績や現状を勘案した共通の目標割合の設定がなされています。

よって、本計画の目標においては、岡山県西部衛生施設組合の広域化計画に示される目標割合を踏襲し、現在減少傾向にある排出量が増加傾向に転じないよう、『発生・排出削減』と『分別徹底』に取り組むものとします。

■「調理くず」「手付かず食品」「紙類、古布、その他プラスチック(ペットボトル含む)」の目標割合

岡山県西部衛生施設組合では、3市2町それぞれが家庭系燃えるごみのごみ組成調査を実施した結果を平均することで、家庭系燃えるごみへの「調理くず」「手付かず食品」「紙類、古布、その他プラスチック(ペットボトル含む)」の混入割合を算出し、以下のとおり**西部ブロック共通の目標割合を設定**しています。

● 3-17

	家庭系燃えるごみへの混入割合 (西部ブロックでの平均値)	目標	家庭系燃えるごみからの 目標割合
調理くず	28.5%	× 1割程度発生・排出削減 →	3% 発生・排出削減
手付かず食品・食べ残し	7.1%	× 1/3程度発生・排出削減 →	2% 発生・排出削減
紙類、古布、その他プラスチック(ペットボトル含む)	18.0%	× 1/3程度分別徹底 →	5% 分別徹底

〈内訳〉
紙類は、下記品目のうち最も燃えるごみへの混入が多いため、高い目標割合を設定。
・紙類：**3%** ・古布：**1%**
・その他プラスチック(ペットボトル含む)：**1%**

■「再商品化基準適合品」の目標割合

岡山県西部衛生施設組合では、「その他プラスチック及びペットボトル以外のプラスチック」のうち、岡山県西部衛生施設組合がプラスチックの再商品化を行うために設定した基準に適合する「再商品化基準適合品」についても、目標割合を設定しています(詳細は P27 参照)。

「その他プラスチック及びペットボトル以外のプラスチック」の分別排出区分は西部ブロック内で統一されていないことから、本計画策定時点で**分別排出区分が本町と同一の市町で(笠岡市、浅口市、本町)共通の「再商品化基準適合品」目標割合を設定**します。

なお、笠岡市、浅口市、本町の2市1町では、「その他プラスチック及びペットボトル以外のプラスチック」は燃えるごみへの排出が適正ですが、ごみ組成調査の結果、燃えないごみへの混入も確認されていることから、家庭系燃えるごみだけでなく、家庭系燃えないごみにおいても目標割合を設定します。

● 3-18

「その他プラスチック及びペットボトル以外のプラスチック」の分別排出方法	
燃えるごみへの排出となっている市町	笠岡市、浅口市、 里庄町
燃えないごみへの排出となっている市町	井原市、矢掛町

● 3-19

	家庭系燃えるごみへの混入割合 (2市1町での平均値)	目標	家庭系燃えるごみからの 目標割合
再商品化基準適合品	0.81%	× 6割程度分別徹底 →	0.5% 分別徹底
	家庭系燃えないごみへの混入割合 (2市1町での平均値)	目標	家庭系燃えないごみからの 目標割合
再商品化基準適合品	2.87%	× 6割程度分別徹底 →	1.7% 分別徹底

■事業系ごみの目標割合

事業系ごみは事業活動に伴って排出されるものであることから、一般的に事業活動が活発になれば排出量が増加する傾向にあります。一方で、事業系ごみは排出事業者責任のもと、再生利用等を行い減量に努めることとされています（詳細は P28 参照）。よって、家庭系ごみに対して定めた発生・排出削減目標割合と同様に、**事業系燃えるごみに対しても 5%の発生・排出削減目標割合を設定**するものとし、「手付かず食品・食べ残し」もしくは「紙類」において、合計 5%の発生・排出削減を目指します。

● 3-20

事業系燃えるごみの発生・排出削減目標割合	
手付かず食品・食べ残し	合計 5% 発生・排出削減
紙類	

(4) 目標量の設定

上記で設定した各品目の目標割合を基に、以下のとおり目標量を設定しました。

● 3-21

	家庭系収集燃えるごみ排出量 (令和11年度単純推計)		家庭系燃えるごみからの 発生・排出削減目標割合		発生・排出削減 目標量
調理くず	428.3g/人・日	×	3%	=	12.8g/人・日
手付かず食品・食べ残し	428.3g/人・日	×	2%	=	8.6g/人・日
合計					21.4g/人・日

	家庭系収集燃えるごみ排出量 (令和11年度単純推計)		家庭系燃えるごみからの 分別徹底目標割合		分別徹底目標量
紙類	428.3g/人・日	×	3%	=	12.8g/人・日
古布	428.3g/人・日	×	1%	=	4.3g/人・日
その他プラスチック (ペットボトル含む)	428.3g/人・日	×	1%	=	4.3g/人・日
合計					21.4g/人・日

	家庭系収集燃えるごみ排出量 (令和5年度実績)※		家庭系燃えるごみからの 分別徹底目標割合		分別徹底目標量
再商品化基準適合品	428.3g/人・日	×	0.5%	=	2.1g/人・日
	家庭系収集燃えないごみ排出量 (令和5年度実績)※		家庭系燃えないごみからの 分別徹底目標割合		分別徹底目標量
再商品化基準適合品	20.7g/人・日	×	1.7%	=	0.4g/人・日
合計					2.5g/人・日

	事業系許可業者等搬入 燃えるごみ排出量 (令和11年度単純推計)		事業系燃えるごみからの 発生・排出削減目標割合		発生・排出削減 目標量
手付かず食品・食べ残し・紙類	1.7t/日	×	5%	=	0.09t/日
合計					0.09t/日

※再商品化基準適合品は、令和7年度には資源ごみとしての分別収集を開始することから、数値目標年度の令和11年度には家庭系燃えるごみ及び燃えないごみには排出されないこととなります。よって、令和5年度実績値を用いて目標量を設定します。

● 単純推計

単純推計とは、ごみの発生・排出削減や分別徹底のための施策や対策の実施度合いが、現状のまま推移した場合に予想される将来見込みのことです。

3 目標値の総括

(1) 総括

数値目標年度の令和 11 年度において、より一層各種施策に取り組むことによって「発生・排出削減」や「分別徹底」を推進し、新たに施策や対策を講じなかった場合に予想される将来見込み量から、次のとおりごみの削減や資源化を目指します。

① 家庭系ごみ

発生・排出削減	町民 1 人 1 日あたり 21.4 グラム削減	 うずらの卵 約2個分
分別徹底 (再資源化)	家庭系収集 燃えるごみ 町民1人1日あたり 23.5 グラム分別徹底	 A4 コピー用紙 約5枚分
	家庭系収集 燃えないごみ 町民1人1日あたり 0.4 グラム分別徹底	

② 事業系ごみ

発生・排出削減	1日あたり 0.09トン (事業系許可業者等搬入燃えるごみの 5%削減)
---------	--

“もったいない” から始めませんか！

上手な買い物や 食べきり、持ち帰り

家庭系燃えるごみ
8.6g/人・日 削減
事業系燃えるごみ
5% (0.09t/日) 削減※

※紙類の排出削減も含まれます。



- ❖ 家庭系燃えるごみには手付かず食品と食べ残しが**9.8%程度**排出されています。
- ❖ 家庭での食事の際は、作り過ぎないようにし、しっかり食べきりましょう。
- ❖ 外食時は食べきれる量を注文し、食事が余る際は持ち帰りを検討しましょう。

生ごみの水切り や堆肥化利用

家庭系燃えるごみ
12.8g/人・日 削減



- ❖ 燃えるごみの**16.7%**は調理くずです。(そのうち約**70%**は水分といわれています)
- ❖ 生ごみ処理機器やコンポストで堆肥化し、家庭菜園などに利用しましょう。
- ❖ 生ごみはしっかり水切りを行いましょう。

ちょっと待って！ひと手間かければ 資源ごみ

※このキャッチフレーズは、公募によるものです。

ごみの分別徹底や 集団資源回収利用

家庭系燃えるごみ
23.5g/人・日 分別徹底
家庭系燃えないごみ
0.4g/人・日 分別徹底



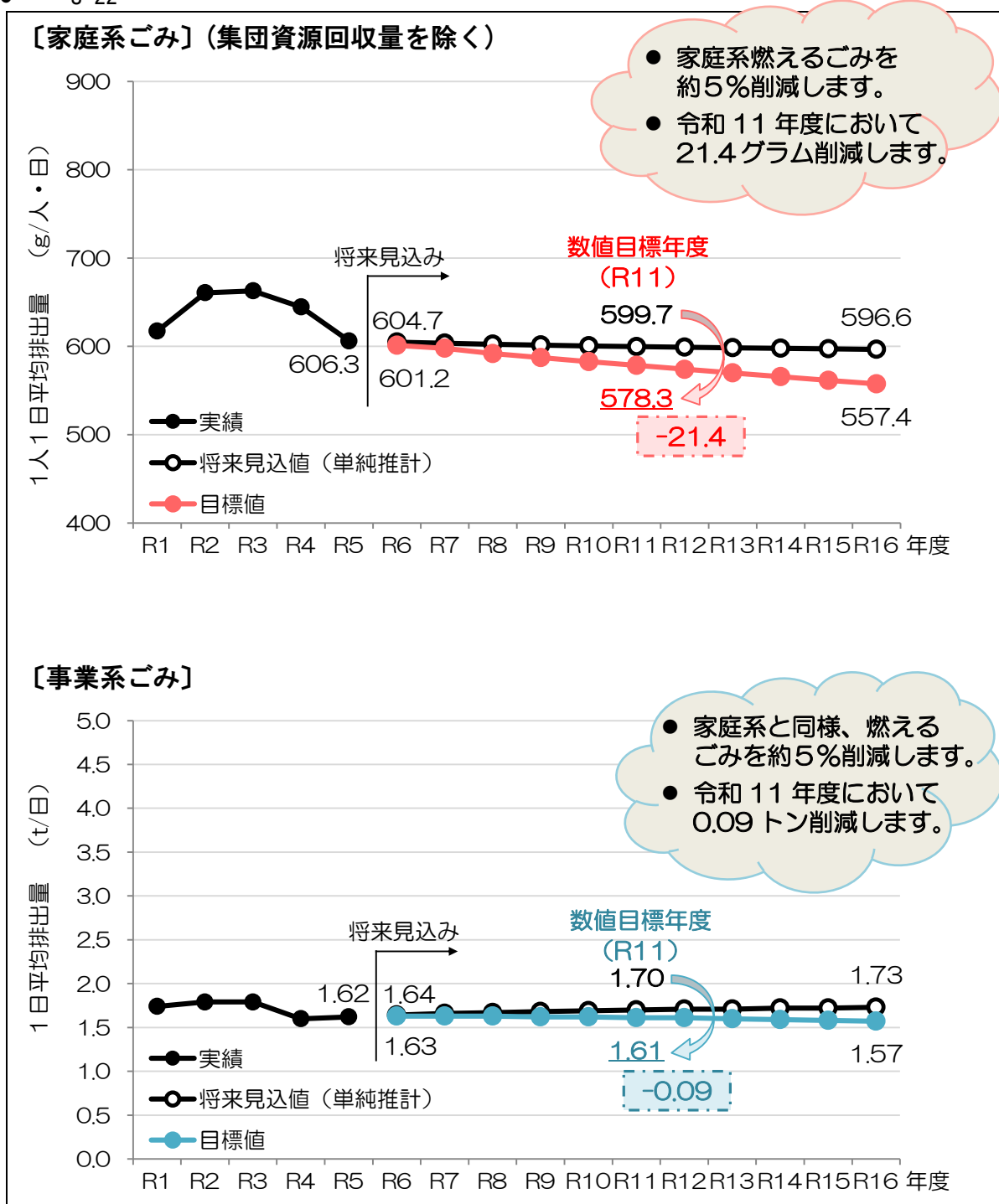
- ❖ 燃えるごみには、資源化可能な紙類・古布・その他プラスチック(ペットボトル含む)が**19.4%排出**されています。
- ❖ 適正な分別・排出を心掛けましょう。
- ❖ 集団資源回収に取り組みましょう。

(2) 発生・排出削減目標

家庭系収集燃えるごみの調理くず、手付かず食品・食べ残しの発生・排出削減対策により、数値目標年度の令和 11 年度において、町民 1 人 1 日平均家庭系ごみ排出量（集団資源回収量を除く）599.7 グラムから **21.4 グラムを削減し 578.3 グラムとする**ことを目標とします。

また、事業系ごみは年々増加傾向であったものが令和 4 年度において大きく減少し、平成 26 年度の水準まで減少していることから、今後の推移については不透明です。よって当面の間は、家庭系ごみと同様に数値目標年度の令和 11 年度において 1 日平均事業系ごみ排出量 1.70 トンから **0.09 t を削減し 1.61 トンとする**ことを目標とします。

● 3-22

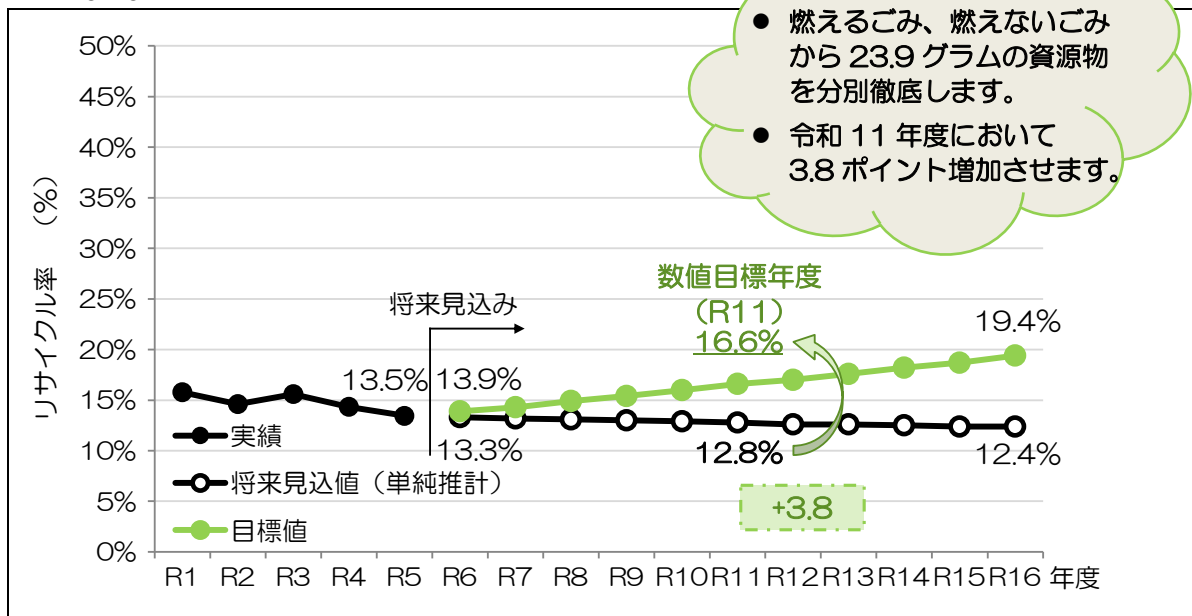


(3) 資源化目標

家庭系燃えるごみに排出される、紙類、古布、その他プラスチック、再商品化基準適合品や、家庭系収集燃えないごみに排出される再商品化基準適合品について、資源ごみとしての分別収集や集団資源回収への分別排出を推進し、23.9グラムの分別徹底を目指します。

これにより、数値目標年度の令和 11 年度において、リサイクル率 12.8%から **3.8 ポイント増加させ、16.6%とする**ことを目標とします。

● 3-23

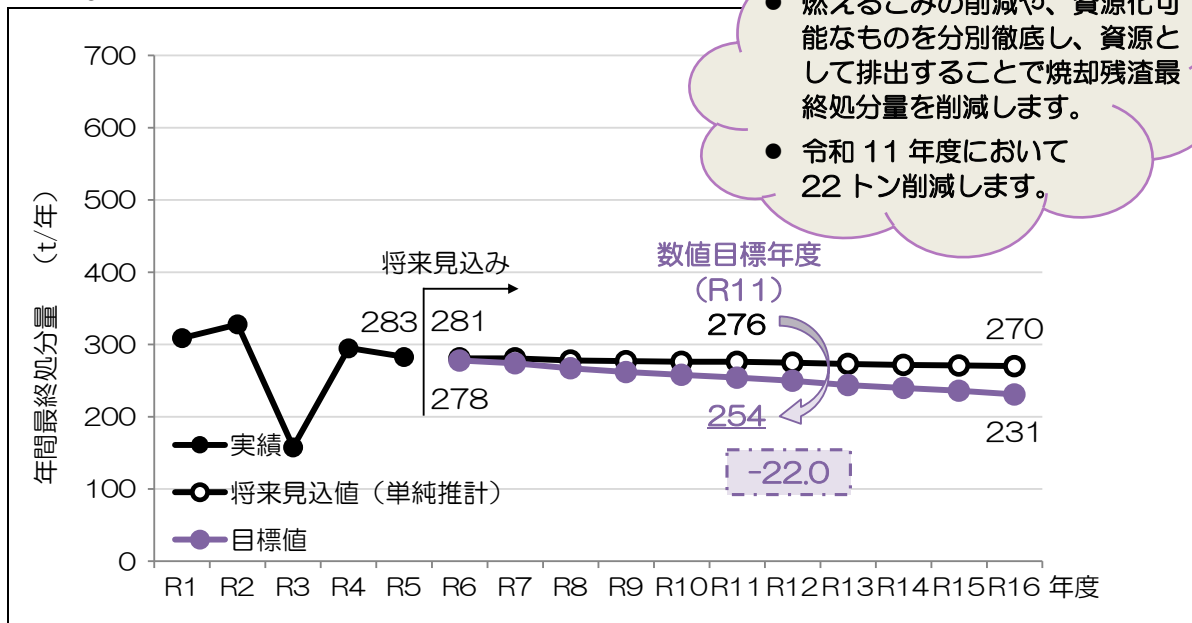


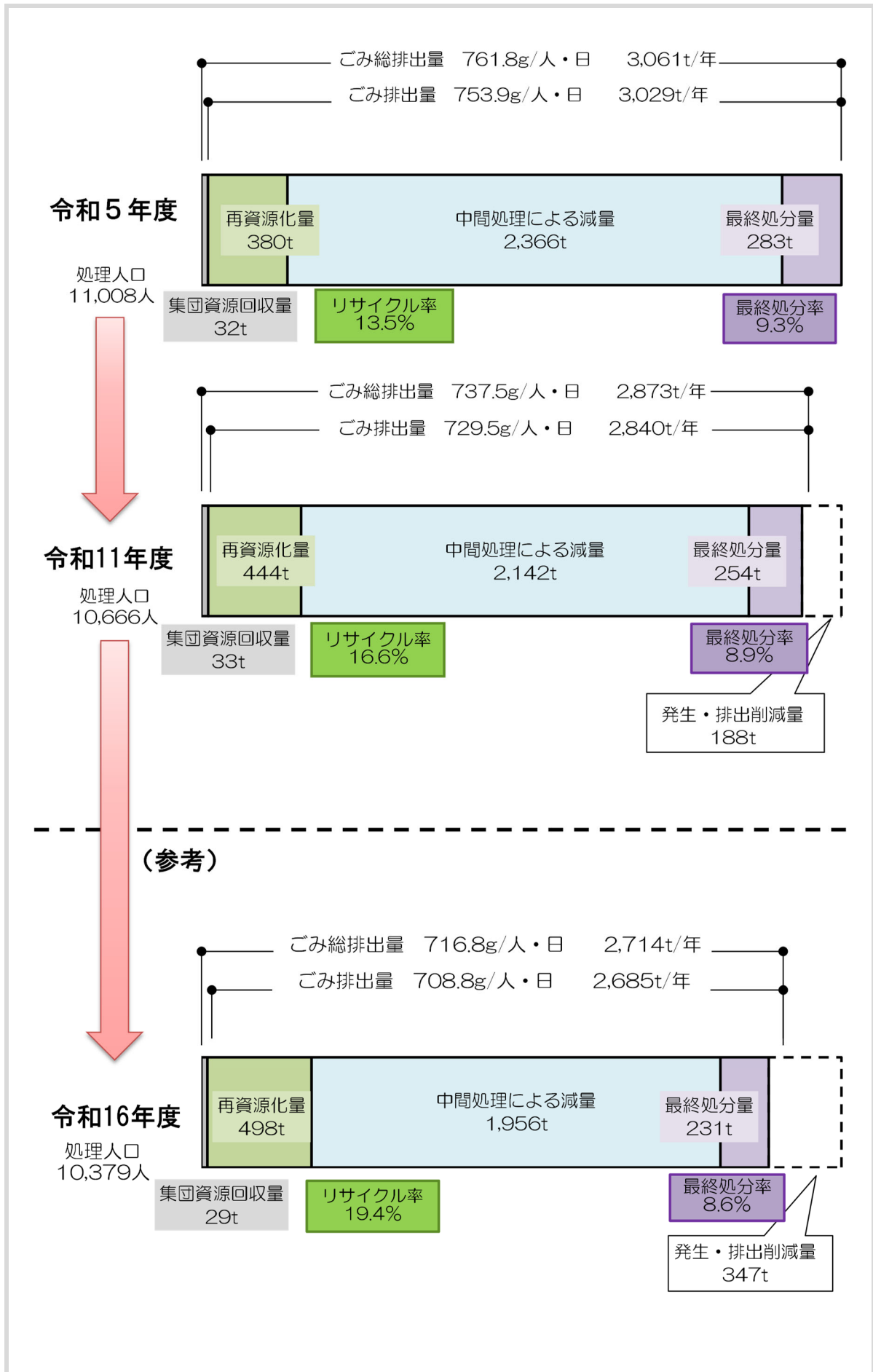
(4) 最終処分量目標

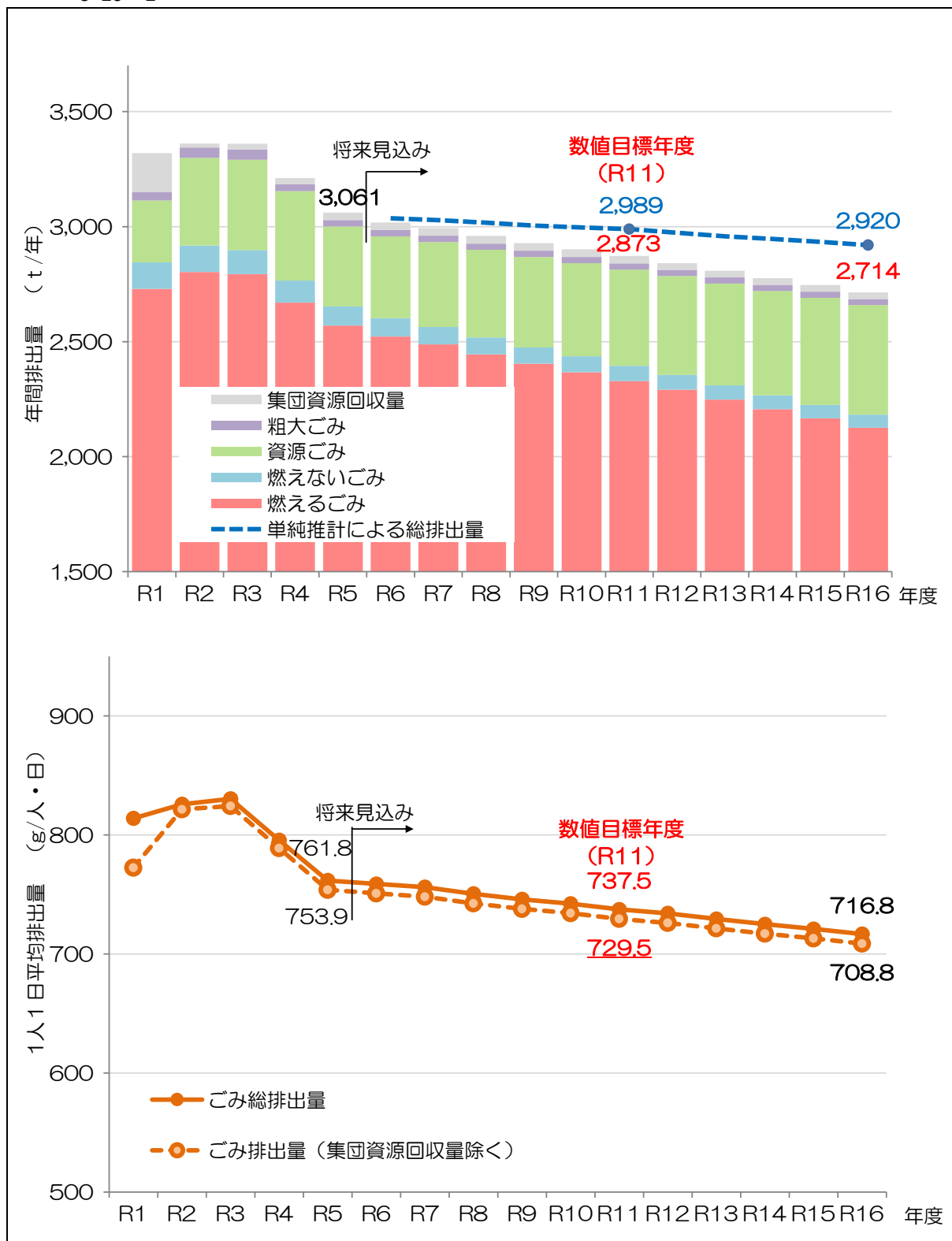
家庭系・事業系燃えるごみの発生・排出削減と、家庭系燃えるごみ・燃えないごみの分別徹底を行うことで最終処分量の削減を目指します。

これにより、数値目標年度の令和 11 年度において、年間最終処分量 276 トンから **22 トンを削減し 254 トンとする**ことを目標とします。

● 3-24









第5節 施策の体系

ごみの減量、リサイクルなどについて、設定した数値目標を達成するため、今後の施策については、**① 発生・排出削減に関する施策**、**② 再資源化に関する施策**、**③ 適正処理に関する施策**の3つを大きな柱として展開していきます。

これらの施策の体系は次に示すとおりです。

● 3-26

基本理念

自覚と協働で創る環境負荷の少ない循環型社会の実現

基本方針

① 4R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）の推進

資源を大切にする意識のもと、ごみになるものを買わない（リフューズ）、ごみを減らす（リデュース）、再使用する（リユース）、再生利用する（リサイクル）を基本として、町民・事業者・行政が自らの役割を自覚し、協働して行う取組を推進するものとします。

② ごみ・リサイクル対策の推進

ごみ処理施設の維持管理やごみ処理体制の最適化など、ごみの適正処理を行うためのシステム作りを推進するものとします。

実施する施策

① 発生・排出削減に関する施策	② 再資源化に関する施策	③ 適正処理に関する施策
(1) 町民の意識向上 ごみ関連情報の発信 研修会・出前講座 ごみ処理施設の施設見学 ごみの出し方ガイドブックの改訂 環境教育の推進 啓発イベント (2) 事業者の意識向上 ごみ排出事業者への指導 (3) 4Rの実践 過剰包装の抑制・簡易包装の推進 家庭用生ごみ処理機器等設置事業補助金 調理くず（生ごみ）の水切り (4) 町民・事業者との協働 環境衛生委員による地域活動 廃棄物減量等推進審議会	マテリアルリサイクルの推進 プラスチック資源循環への対応 分別徹底の啓発 資源ごみストックヤードの整備 集団資源回収の推進 資源物のリサイクル 小型家電リサイクル 岡山県エコ製品認定制度 ※マテリアルリサイクルとは？ 材料・原料としてごみを再資源化することです。	(1) 収集運搬に関する施策 収集運搬体制の適正化 ごみ出し支援 ごみステーションの適正管理 ごみ収集運搬業の許可 指定袋の料金体系の見直しの検討 (2) 中間処理に関する施策 ごみ処理の広域化 処理施設の維持管理 (3) 最終処分に関する施策 最終処分場の確保 (4) その他適正処理に関する施策 不法投棄対策 在宅医療廃棄物対策 感染症発生時における廃棄物処理 水銀使用製品の適正回収 災害廃棄物対策 地球温暖化防止対策

“はじめよう！ 身近な取り組み 4R” ※このキャッチフレーズは、公募によるものです。

～ 持続可能な開発目標(SDGs)とは？ ～

「SDGs (Sustainable Development Goals)」とは世界が抱える問題を解決し、持続可能な社会をつくるための 17 の目標と 169 のターゲットの開発目標を指します。

わが国においても内閣に持続可能な開発目標 (SDGs) 推進本部が立ち上げられ、「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」ため、優先課題を定め取組を進めています。

常に世界を見据えた取組を実施することは、世界レベルでの経済・社会・環境面における価値創造につながり、持続可能なまちづくりにつながることから、SDGs の考え方を取り入れたまちづくりが求められており、自治体だけでなく、企業や地域の活動の新たな推進力となることが想定されます。

よって、本計画期間内に取り組む施策においても、SDGs の考え方を導入し、各施策との整合を確認します。

● 3-27 SDGs

17



SDGs って何だろう？▶
(公益財団法人日本ユニセフ協会 HP)



第6節 1 発生・排出削減に関する施策



1 施策体系

循環型社会を形成するためには、町民一人ひとりが環境・ごみ問題と向き合い、環境負荷の少ない生活や行動を心がけ、ごみの発生・排出を削減していく必要があります。

ごみの発生・排出削減について、今後取り組む施策は、(1)町民の意識向上、(2)事業者の意識向上、(3)4Rの実践、(4)町民・事業者との協働の4つを中心として展開していくものとします。

● 3-28

1 発生・排出削減に関する施策	(1) 町民の意識向上	●施策1 ごみ関連情報の発信
		●施策2 研修会・出前講座
		●施策3 ごみ処理施設の施設見学
		●施策4 ごみの出し方ガイドブックの改訂
		●施策5 環境教育の推進
		●施策6 啓発イベント
	(2) 事業者の意識向上	●施策7 ごみ排出事業者への指導
	(3) 4Rの実践	●施策8 過剰包装の抑制・簡易包装の推進
		●施策9 家庭用生ごみ処理機器等設置事業補助金
		●施策10 調理くず（生ごみ）の水切り
	(4) 町民・事業者との協働	●施策11 環境衛生委員による地域活動
		●施策12 廃棄物減量等推進審議会

2 具体的な施策

(1) 町民の意識向上



施策1 ごみ関連情報の発信



施策の方向

町民や事業者のごみに関する知識向上や意識啓発には、ごみ減量・リサイクルの意義や具体的な取組方法など様々な情報を提供することが必要です。

町民が受け取りやすい方法を選び、確実に情報が届くよう、町の広報紙「広報さとしょう」やホームページ、各種パンフレット、ケーブルテレビなど様々な情報媒体を通じてごみ問題に関する情報提供を行います。

各主体の役割

- | | |
|--------|--|
| 町民・事業者 | ● ごみ問題への関心を高め、町の発信する情報を積極的に見るようにしましょう。 |
| 行政 | ● 本計画に示す各目標を達成すべく、ごみ減量や資源化に関する様々な情報を、広報紙等で継続的に発信します。また社会情勢に適した内容となるよう定期的な内容の見直しを行います。
● 発信する情報は、できるだけ分かり易く充実したものとします。 |

広報「さとしょう」生ごみ減量コラム

「生ごみ」を減らしましょう!

問合せ先 町民課(住民担当) ☎64-3112

夏は、水分を多く含むものが生ごみとして発生する時期です。家庭からの「燃えるごみ」のうち、約半分の重さを「生ごみ」が占めており、生ごみのうち水分が約70～80%と言われています。生ごみとその水分を減らすことはごみの減量の最大のポイント。少しの工夫で重量を大幅に減らすことができます。この夏は「生ごみ」の減量にチャレンジしてみよう!

「生ごみ」を減らすポイント

- ① 水分を十分に切る。(よくしぼる)
台所ではクレーンネットなどを使って、水分をよく切り、市販の水しぼり器などでもさらに絞り出すことで水分が大幅に減ります。
不要になったCDやペットボトルの飲み口を再利用して水切りができます。
- ② 食材を使い切つてごみにならないようにする。
家庭からの食品ごみのうち、調理くずが約40%、手付かずの食品が約30%という調査結果もあります。
食材を余らせなく、上手に使えば、生ごみの量を減らすことができます。
- ③ 食べ残しをしない。
せっかく工夫して作った料理も、食べ残してしまえば「生ごみ」になってしまいます。
残さず食べて、ごみの減量と健康な身体づくりを実践しましょう。
- ④ 生ごみ処理機器などを活用する。
里庄町では電気式の家庭用生ごみ処理機器やコンポスト等の購入に対する補助制度を実施しています。生ごみの減量のためにもご活用ください。
補助条件などについてはお問い合わせください。



施策2 研修会・出前講座



施策の方向

地域での自主的なごみ問題に関する活動の推進のため、町職員などが講師となり、最新のごみ関連情報の提供や分別徹底の周知などを行う研修会や出前講座を実施します。

ごみに関することについて町民に直接説明し、意見交換によって得られた提案は、町の施策や事業展開に反映させるものとします。

各主体の役割

- | | |
|----|--|
| 町民 | ● 研修会・講演会に積極的に参加しましょう。 |
| 行政 | ● 地域活動への支援として、担当職員の派遣を行います。
● 研修会・講演会に多くの町民が参加するよう、内容の充実を図り、開催情報のPRを行います。 |

環境衛生委員の研修会





施策3 ごみ処理施設の施設見学



施策の方向

ごみ処理施設への施設見学によって、町民に自ら出したごみがどのように処理され、どのようにリサイクルされているのかを認識してもらうことは、ごみの減量及び分別排出の意義などの意識啓発に効果的です。

施設管理者である岡山県西部環境整備施設組合（里庄清掃工場※）及び岡山県西部衛生施設組合（井笠広域資源化センター・リサイクルプラザ、井笠広域一般廃棄物埋立処分場）と連携し、施設見学のPRなどを行います。

※令和7年度末をもって稼働を停止することから、令和8年度以降は、岡山県西部衛生施設組合の新たな里庄清掃工場での施設見学等をPRするものとします。



各主体の役割

- | | |
|--------|--|
| 町民・事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ● ごみ処理施設の見学に積極的に参加しましょう。 ● 見学等で学習したことを基に、ごみの排出抑制や分別排出などに取り組みましょう。 |
| 行政 | <ul style="list-style-type: none"> ● 申込が増えるよう、施設見学についてPRします。 |



施策4 ごみの出し方ガイドブックの改訂



施策の方向

ごみの出し方ガイドブックは、町民にとってごみに関する情報を入手するうえで重要な情報媒体であり、掲載情報の充実や最新情報への更新は住民の利便性の向上や住民サービスの向上にもつながります。なお、本町では今後西部ブロックでのごみ処理広域化に伴い、分別区分の変更を実施します。

よって、ごみの分別・排出方法を変更する際には、ごみの出し方ガイドブックに最新情報を掲載したうえで、町民にとってわかりやすく充実したものとなるよう、更新を行います。

各主体の役割

- | | |
|----|---|
| 町民 | <ul style="list-style-type: none"> ● ごみの出し方ガイドブックをよく読み、適切な分別排出を行いましょう。 |
| 行政 | <ul style="list-style-type: none"> ● 分別・排出方法を変更する際に、ごみの出し方ガイドブックの内容を最新情報へ更新するほか、わかりやすさの向上や内容の充実にも努めます。 |



施策5 環境教育の推進



施策の方向

環境意識の向上のためには、環境教育を十分に行い、子どものうちから環境に対する興味関心をもたせることが必要です。

本町ではごみ収集委託業者と連携し、毎年小学校においてパッカー車を使った実演を行うなどの環境学習を実施しています。今後も、学校やごみ収集委託業者と連携を図り、総合学習の時間や各教科での授業において環境学習の場や機会を増やすなど、環境教育の充実を図ります。

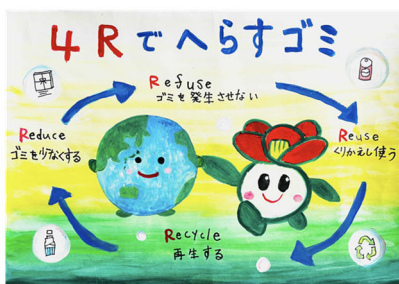
また、毎年小学3・4年生を対象とした「ごみ減量化・リサイクル」ポスターコンクールを開催しており、今後も継続して実施するものとします。なお、最優秀賞及び優秀賞作品を収集委託業者のパッカー車2台に1年間ラッピングしてごみ収集を行っているほか、令和5年度からは佳作6点をストックヤードに掲示しており、参加者の環境意識向上を図るとともに町民へのPRを行っています。



各主体の役割

町	民	子どもが学校で学習してきたことを家族で共有し、それを基に家族みんなでごみ減量化・リサイクルの取組を実践しましょう。
行	政	- 啓発パンフレットなどを教材として提供するなど、学校における環境学習への支援と充実を図ります。 - 環境学習の際は、学習内容が伝わりやすいよう工夫します。 「ごみ減量化・リサイクル」ポスターコンクールを引き続き開催します。

「ごみ減量化・リサイクル」ポスターコンクール 最優秀賞作品



令和6年度



令和5年度



令和4年度



令和3年度



令和2年度



施策6 啓発イベント



施策の方向

本町で発生する資源ごみの一部を処理している岡山県西部衛生施設組合のリサイクルプラザでは、施設の啓発機能を活用してリサイクル教室やリサイクル品の展示、古本の展示（リユース）など様々なイベントが行われています。これらの啓発イベントについて、イベント開催情報等を様々な媒体で広報し、参加をしてもらうことで、町民の4Rへの意識高揚を図ります。

岡山県西部衛生施設組合
リサイクル☆ブログ より



ペットボトルのキャップと
古布を使った人形作成教室

各主体の役割

- | | | |
|---|---|--|
| 町 | 民 | ● 施設でのイベントに参加し、体験を通じながら4Rについて学習しましょう。 |
| 行 | 政 | ● リサイクルプラザでのイベントへの参加者が増えるように、イベント内容や開催情報について広報します。 |

(2) 事業者の意識向上



施策7 ごみ排出事業者への指導



施策の方向

循環型社会を形成するためには、家庭系ごみだけでなく事業系ごみについても発生・排出削減やリサイクルに取り組んでいく必要があります。事業系ごみのうち「廃プラスチック」は産業廃棄物であることから、里庄清掃工場への搬入を不可としたため、令和4年度は事業系ごみ排出量が大幅に減少しました。しかし、翌年の令和5年度には事業系ごみは増加に転じており、事業者に対して、今後も継続的にごみの適正かつ適法な処理・処分を啓発するものとします。

各主体の役割

- | | | | |
|---|---|---|---|
| 事 | 業 | 者 | ● 事業系ごみは自らの責任において処理することが原則です。分別の徹底や適正処理は責任を持って行いましょう。
● ごみの減量やリサイクルに関する取組を積極的行いましょう。 |
| 行 | 政 | | ● 商工会と連携を図りながら、パンフレット等を通じてごみの適正処理・適正排出の啓発を図り、必要に応じて分別指導を行います。
● 商工会と連携を図りながら、パンフレットや町ホームページを通じてごみ減量化・リサイクル方法について情報提供を行い、積極的に実践するよう事業者呼びかけます。 |

(3) 4Rの実践



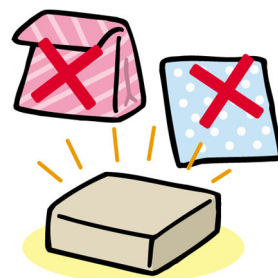
施策8 過剰包装の抑制・簡易包装の推進



施策の方向

家庭系ごみは、紙製容器包装やプラスチック製容器包装が多くを占めています。

容器包装廃棄物を削減するため、町民に対して、過剰包装を断ること、簡易包装商品を優先的に選択することなど、容器包装廃棄物を根本から発生させないという心がけ等を促進します。また、資源化が可能な「紙類」には、資源化が可能だと認識されにくい紙類（紙箱、包装紙類、はがき・封筒類等）もあることから、資源化が可能な容器包装についても周知していくものとします。



各主体の役割

町民	● 買い物の際は、できるだけ包装の少ない商品を選ぶようにしたり、過剰な包装は断るように心がけましょう。
事業者	● 商品のばら売りをしたり、容器包装を簡略化した商品を取り揃えたりなど、包装の簡素化に努めましょう。
行政	● 過剰包装の抑制や簡易包装の推進について、町民や事業者に広く広報します。 ● 資源化可能な容器包装について、周知を行います。



施策9 家庭用生ごみ処理機器等設置事業補助金



施策の方向

本町では、家庭用生ごみ処理機器及び生ごみ処理容器を購入し設置した町民に対し、家庭用生ごみ処理機器等設置事業補助金を交付しています。補助件数は、平成11年度の補助制度開始以降、累計263基（令和5年度末）です。年間補助（普及）基数を5基とし、数値目標年度までに25基を目途とします。

引き続き補助金の交付制度を継続し、町民に制度を活用するよう呼びかけ、生ごみ処理機器等の利用を促進することで、生ごみの堆肥化によるごみの減量とリサイクルを推進します。



各主体の役割

町民	● 補助制度を利用して生ごみ処理機器等を購入し、生ごみは堆肥化して家庭菜園やプランターに利用するなど、生ごみの減量とリサイクルを進めましょう。
行政	● 補助制度や堆肥の活用方法、生ごみの減量とリサイクルの効果について広報します。



施策 10 調理くず(生ごみ)の水切り



施策の方向

調理くず(生ごみ)の重量の7割は水分であるといわれています。水切りを行うと、燃えるごみの減量につながるほか、生ごみから流出した水分を要因とするごみステーションの汚損や悪臭の予防につながります。町民や事業者に対し、水切りの方法だけでなくメリットも併せて啓発することにより、調理くず(生ごみ)の減量を図ります。

各主体の役割

- | | |
|--------|--|
| 町民・事業者 | ● 三角コーナーや水切りグッズを利用して調理くず(生ごみ)の水切りを実践しましょう。 |
| 行政 | ● 調理くず(生ごみ)の水切りの方法にくわえてメリットも広報し、取組を推進します。 |

◆水切りによる減量効果例⇒調理くず(生ごみ)の10～15%程度の削減が期待できます

水切りダイエット	生ごみカラット	しぼりっ子	水切りネット
6.9～11.0%	19.2～30.7%	6.6%	8.4～11.0%
			

資料：「水切りによる生ごみの減量効果調査報告書」H24.3 埼玉県清掃行政研究会

◆本町の生ごみ処理機器等設置事業補助金

本町では、家庭からの生ごみの減量化・資源化を目的として、電気式の家庭用生ごみ処理機器等の設置について補助を行っています。

〔近年の補助実績〕

町民が制度を利用しやすくするため、平成26年4月に制度を一部改正しました。

R1	R2	R3	R4	R5
7件	9件	12件	11件	9件

■制度の内容 (電気式のもの1世帯あたり1基まで)

補助対象者の条件	町内に住所を有しかつ居住していること 町税を完納していること 町内に機器を有し、かつ適正な管理ができること
補助額	購入費用の1/2 (上限額3万円)
制度再利用までの年数要件	5年

■生ごみ処理機器等の種類 (日本電機工業会ホームページ等より)

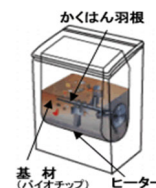
【乾燥式】

- ヒーター等の熱源や風で生ごみの水分を物理的に蒸発させて乾燥し、減量・減容させる。



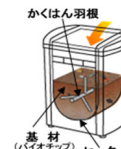
【バイオ式】

- 基材と生ごみを混ぜ、微生物の働きにより生ごみを水と炭酸ガスに分解し、減量・減容させる。



【ハイブリット式】

- 送風乾燥して生ごみの表面の水分をゆっくりと除去し、微生物が働きやすい水分を維持する。その後微生物を利用して生ごみを分解し、減量・減容させる。



(4) 町民・事業者との協働



施策 11 環境衛生委員による地域活動



施策の方向

毎年11月に実施している「町内一斉クリーン作戦」では、環境衛生委員を中心として不法投棄ごみやポイ捨てごみの清掃を実施しており、環境美化を通じた地域の意識啓発を図っています。地域でのごみに関する取組において、中心となって取組を進める環境衛生委員の活動を推進します。



環境衛生委員に対しては、ごみ問題に関する研修会等への参加を促すなど、リーダーとしてより一層活躍してもらえるように育成を行います。

各主体の役割

岡山県では、昭和 32 年に地域の生活環境の向上を目指して岡山県環境衛生協会を設立しています。その正会員団体である「里庄町環境衛生協議会」の組織メンバーとして、環境衛生委員は日々地域での活動を行っています。

- | | |
|----|--|
| 町民 | <ul style="list-style-type: none">● 地域の活動に積極的に参加しましょう。● 地域の中心となって取組を行っている環境衛生委員の活動に協力しましょう。 |
| 行政 | <ul style="list-style-type: none">● 研修会・講演会の開催を通じて、環境衛生委員など地域リーダーの人材育成を行います。 |



施策 12 廃棄物減量等推進審議会



施策の方向

ごみの削減に向けた施策について、町民や事業者からの意見を直接取り入れる場として里庄町廃棄物減量等推進審議会を設置し、各種施策を実施する前に様々な審議を行っています。

町民や事業者からの意見を反映し、効果的にごみの減量・リサイクルを進めていくために、引き続き審議会による施策の審議を行います。また、審議内容等を公表し、審議会の活動状況を町民に広く知らせます。

各主体の役割

- | | |
|--------|--|
| 町民・事業者 | <ul style="list-style-type: none">● 審議会での審議内容は原則として公開され、傍聴も可能です。審議内容を傍聴してみたり、審議会資料・議事録を確認してみるなど、ごみ問題について関心を高めましょう。 |
| 行政 | <ul style="list-style-type: none">● 審議会を通じて町民や事業者の意見を募り、効果的な施策を実施していきます。 |

第7節 2 再資源化に関する施策

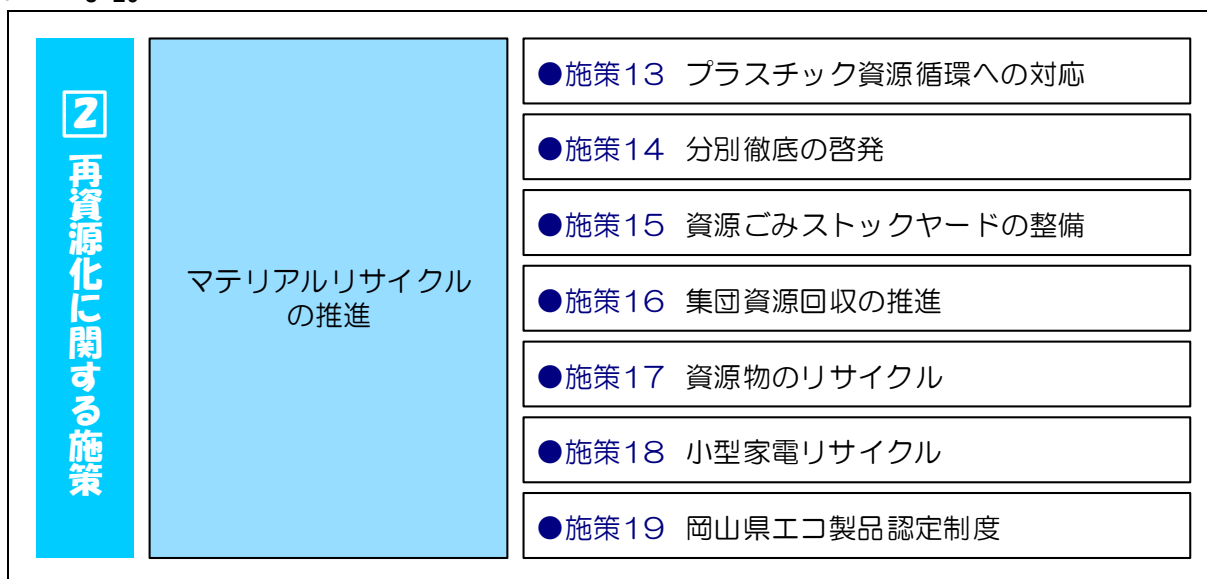


1 施策体系

リサイクルを進めるためには、分別徹底から始まる資源物回収が不可欠です。また、再生原料を使用した製品の利用普及等も効果的です。

ごみの再資源化について、今後取り組む施策は、**マテリアルリサイクルの推進**を中心として展開していくものとします。

● 3-29



2 具体的な施策

マテリアルリサイクルの推進



施策 13 プラスチック資源循環への対応



施策の方向

令和3年6月、国は「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「プラスチック資源循環促進法」という。）」を公布しました。この法律により市町村は、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集や再商品化のほか、国の施策に準じたプラスチックの資源循環の促進に必要な措置を講じるよう努める必要があります。これを受けて、岡山県西部衛生施設組合では、広域化計画において西部ブロックにおけるプラスチック処理の方針を示しており、本町においては岡山県西部衛生施設組合の方針に従い、プラスチックの資源循環のための取組の実施に協力するものとします。

今後、岡山県西部衛生施設組合の示す方針に伴い、ごみの分別方法や排出方法に変更が生じることから、町民に対して変更点について説明会を実施するほか、様々な媒体で周知を行うなど、町民に対して積極的な情報発信に努め、本町におけるプラスチック資源循環の推進に努めます。

各主体の役割

町	民	● 分別・排出方法の変更の際には、行政の発信する情報をもとに適切な分別排出を行い、プラスチック資源循環の促進に努めましょう。
行	政	● 岡山県西部衛生施設組合の示す方針に従い、プラスチック資源循環の促進における対応を実施します。 ● 分別・排出方法の変更の際には、町民に対して説明会を実施するほか、ごみの出し方ガイドブックを更新し、変更点について様々な媒体で周知徹底を行います。



施策 14 分別徹底の啓発



施策の方向

リサイクルの推進を図るためには、燃えるごみや燃えないごみに含まれている資源物を、資源ごみや集団資源回収へ適切に分別排出してもらうことが不可欠です。本町では、紙類、古布、その他プラスチックなど、リサイクルされるべきものが燃えるごみや燃えないごみに非常に多く排出されています。

これらのものをできるだけ多く分別回収し、資源として適正にリサイクルするため、出前講座やパンフレット、ホームページなど様々な方法を通じて分別の徹底を啓発していきます。

各主体の役割

- | | |
|--------|-----------------------------|
| 町民・事業者 | ● 分別ルールをしっかりと守り、分別を心がけましょう。 |
| 行政 | ● 分別の必要性を広報し、分別意識の高揚を図ります。 |



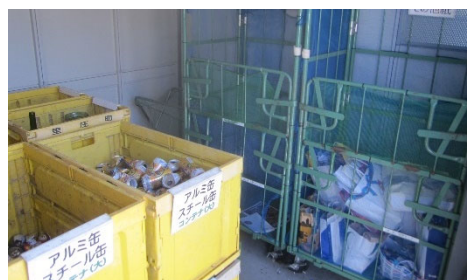
施策 15 資源ごみストックヤードの整備



施策の方向

本町では資源物が他のごみに混入して排出されている事例が多いことから、資源ごみとして排出しやすくすることを目的に、平成28年12月より終日持ち込み可能な資源ごみ専用収集庫『ストックヤード』を整備し、町内3カ所で運用を開始しました。

ストックヤードへ搬入された資源ごみは一時保管場所にて保管ののち、井笠広域資源化センターのリサイクルプラザへ搬入を行っています。現在、ストックヤードの積極的な利用がされていることから、一時保管場所の保管容量不足が懸念されており、新たな一時保管場所の調査・検討が必要となっています。



各主体の役割

ストックヤード設置場所

- ・ 役場（南側駐輪場）
- ・ 仁科会館（駐輪場内）
- ・ 東公民館（駐輪場内）

ストックヤード設置後の分別収集
有価物売上金（令和5年度）

3,550 千円※

※ストックヤード分の売上金も含めた
分別収集全体での実績です。

- | | |
|----|--|
| 町民 | ● スtockヤードを積極的に利用しましょう。 |
| 行政 | ● スtockヤードの周知と利用促進を町民に呼びかけます。
● 資源ごみの一時保管場所について、調査・検討を行います。 |



施策 16 集団資源回収の推進



施策の方向

町内で資源物の回収を実施したPTAなどの団体に、補助金を交付する制度を設けています。あらゆる年代の方々を交えて資源物回収活動を行うことにより、特に子どもにおいては体験を通じた環境教育の一環としての効果も期待できます。しかし、近年は集団資源回収に参加する団体が減少してきています。今後も引き続き補助金交付制度を継続し、回収活動の支援を行うとともに、補助金交付対象団体の拡大に向けて調査・検討を行い、集団資源回収のより一層の活発化を図りごみ減量・再資源化を促進します。

近年の集団資源回収実施団体数

R1	R2	R3	R4	R5
7団体	4団体	6団体	6団体	6団体

集団資源回収対象品目

新聞・雑誌類・段ボール
紙パック・布類・スチール
缶・アルミ缶・その他金属類

各主体の役割

- | | |
|----|--|
| 町民 | ● 子どもと共に資源回収活動に積極的に参加しましょう。 |
| 行政 | <ul style="list-style-type: none"> ● 補助金交付制度を継続し、制度を活用した資源回収活動に参加するよう広報紙などで町民に呼びかけます。 ● 優良団体の表彰や回収活動場所の提供、回収機材の貸与などの支援を行います。 ● 集団資源回収実施団体を増やすため、補助金交付制度について、広報紙等で周知を行います。 |



施策 17 資源物のリサイクル



施策の方向

資源ごみとして分別収集している缶、ペットボトル、紙類は、資源化業者に直接引き渡してリサイクルしています。びん類、その他プラスチック、古布は、岡山県西部衛生施設組合のリサイクルプラザで中間処理したのちリサイクルを行っています。なお、令和7年12月より、その他プラスチック及びペットボトル以外のプラスチックのうち再商品化が可能な基準適合品（第3章第4節2目標値の設定 参照）が追加となります。

資源物のリサイクルの主要手段として、資源物の分別収集と資源化業者への引き渡し及びリサイクルプラザでの資源化処理を継続して行います。

各主体の役割

- | | |
|----|--|
| 町民 | ● 資源物の処理が異物で妨げられ、適正処理や資源化に支障が出ないように、適正な分別を心掛け、徹底しましょう。 |
| 行政 | ● 施設の適正な維持管理が行えるよう、岡山県西部衛生施設組合の施設運営に協力します。 |



施策 18 小型家電リサイクル



施策の方向

小型家電には、鉄やアルミなどの他にレアメタルなどの貴重な資源が含まれていますが、これらの大半は資源化されずに埋立処分されています。これを受け、平成25年4月に小型家電リサイクル法が施行されており、本町では施行に先駆けて平成25年3月から家庭の使用済小型家電のボックス回収を行っています。

ごみ減量と資源の有効活用、最終処分場の延命化を図るためにも、引き続き小型家電の回収を行うとともに、小型家電を回収ボックスに分別排出するよう町民へ呼びかけます。



回収ボックス設置場所

- ・役場庁舎 1階ロビー
- ・町立図書館 1階
- ・中央公民館（老人福祉センター） 1階
- ・西公民館（仁科会館） 1階
- ・東公民館 1階

※ボックスに入らないものは役場に持ち込み

回収ボックスでの回収実績：14.9 トン（令和5年度）

各主体の役割

町民	● 小型家電リサイクルの対象機器はできるだけ回収ボックスに出すか、町役場窓口への持ち込みに協力しましょう。
行政	● 小型家電リサイクルについての広報を行います。 ● 回収ボックス設置場所の拡大について検討します。

◆小型家電リサイクルについて

国においては、循環型社会形成の推進を目的として平成 24 年8月3日に小型家電リサイクル法を成立させ、平成 25 年4月に施行しています。

この小型家電リサイクル法は、携帯電話、デジタルカメラ、ゲーム機、ビデオカメラ、電話機などを対象（家電4品目は対象外）とし、先行的に取り組みされているシステムを活かしながら、これらの取組が安定的・継続的に行われるよう制度的に担保することを狙いとしています。

そのため、リサイクル料金を消費者から徴収せず、関係者が協力して自発的に回収方法やリサイクル実施方法を工夫して、それぞれの実情に合わせた形で参加するといった「促進型」の制度となっています。

本町では法施行前の実証事業としていち早く小型家電のリサイクルを進めてきました。今後も引き続き小型家電リサイクルを推進し、ごみ減量と資源の有効活用を図ります。

主な回収対象品目





施策 19 岡山県エコ製品認定制度



施策の方向

リサイクル製品の利用促進のため、岡山県が実施している「岡山県エコ製品」認定制度と連携し、町内における認定事業所の増加を図ります。

認定した製品については、価格、用途等を考慮のうえ、優先して使用するよう努めるなど、その利用促進を図ることとされています。

各主体の役割

事業者	● 岡山県エコ製品の認定取得を目指しましょう。
行政	● 町ホームページや広報紙などを通じ、認定制度のPRや認定事業所の取組を紹介します。

◆岡山県エコ製品の認定について

岡山県では、岡山県循環型社会形成推進条例第27条に基づき、循環型社会の形成に資する製品を「岡山県エコ製品」として認定する制度を創設して、平成14年10月から募集を開始、令和5年8月末現在で357件（158事業者）が認定されています。

認定した製品については、価格、用途等を考慮のうえ、優先して使用するよう努めるなど、その利用促進を図ることとされています。



■岡山県エコ製品とは

岡山県内で現に製造・販売されている使用を促進すべき再生品（対象品目）であって、県が定める認定基準を満たした製品。

■対象品目

- | | |
|---------|------------------|
| (1) 紙類 | (4) 制服等 |
| (2) 文具類 | (5) 資材（公共工事関係資材） |
| (3) 機器類 | (6) その他 |

■認定基準

判断基準の区分	内容
循環資源使用率	品目の細区分ごとに定める率の循環資源を使用
品質に係る基準	JIS規格、県土木工事共通仕様書等公的な規格に適合又は準拠
安全性の基準	特別管理産業廃棄物等を不使用、土壌環境基準に適合等
その他	生活環境の保全上十分配慮された事業場で製造された製品等

第8節 3 適正処理に関する施策



1 処理の主体

(1) 排出段階

排出段階におけるごみ発生・排出削減、再利用、さらに分別徹底については、排出者である町民・事業者が行うものとします。

適正処理の観点からも、ごみ発生・排出削減を推進する必要があるため、排出者への支援等については本町が行います。

(2) 収集・運搬

本計画の対象廃棄物については、原則として本町が主体となって収集・運搬を行います。ただし、事業系ごみの収集・運搬については、事業者自らの責任により、収集運搬許可業者によって、または自らが直接運搬するものとします。

(3) 処理・処分

現在、ごみの中間処理は、岡山県西部環境整備施設組合及び岡山県西部衛生施設組合において行っています。令和8年度以降、岡山県西部衛生施設組合による新たな里庄清掃工場が供用開始となってからは、最終処分に加えて、ごみの中間処理についても岡山県西部衛生施設組合に集約されることになります。

資源ごみのうち、直接資源化対象物については、本町において行うものとします。

処理困難物や特別管理一般廃棄物については、製造責任者または排出者の責任において処理・処分を行うものとします。

● 3-30

排出者	ごみ区分	発生・排出削減	収集・運搬	中間処理	最終処分
町民	可燃ごみ	町民	本町	岡山県西部環境整備施設組合	岡山県西部衛生施設組合
	資源ごみ			本町（委託） 岡山県西部衛生施設組合	
	不燃ごみ 粗大ごみ			岡山県西部衛生施設組合	
事業者	可燃ごみ	事業者	事業者 （許可業者）	岡山県西部環境整備施設組合	事業者
	資源ごみ 不燃ごみ			事業者	

● 3-30

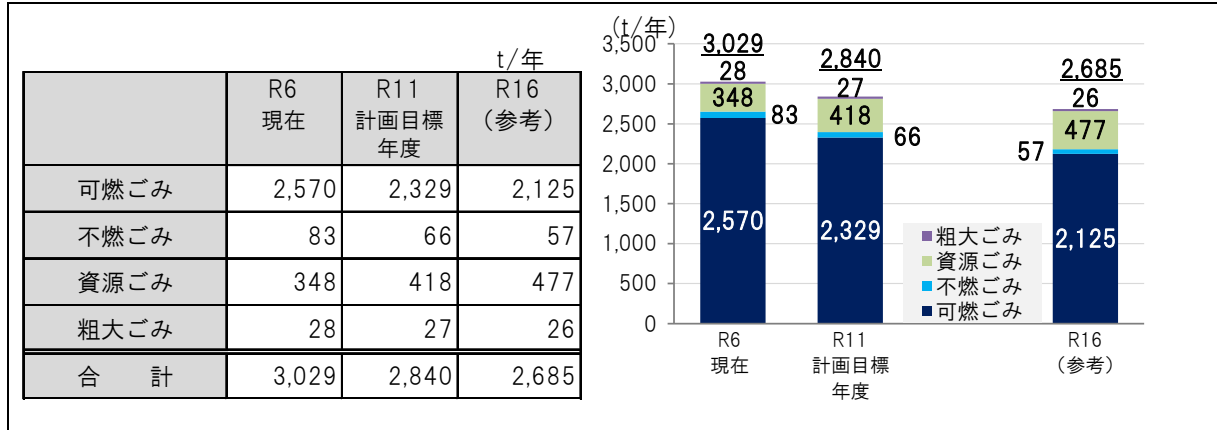
排出者	ごみ区分	発生・排出削減	収集・運搬	中間処理	最終処分
町民	資源ごみ	町民	本町	本町（委託） 岡山県西部衛生施設組合	岡山県西部衛生施設組合
	可燃ごみ 不燃ごみ 粗大ごみ			岡山県西部衛生施設組合	
事業者	可燃ごみ	事業者	事業者 （許可業者）	事業者	事業者
	資源ごみ 不燃ごみ				

2 処理計画

(1) 収集運搬量

収集運搬量は、ごみ発生・排出削減目標の達成により削減され、令和 11 年度に 2,840 トン、令和 16 年度に 2,685 トンと見込みます。

3-31

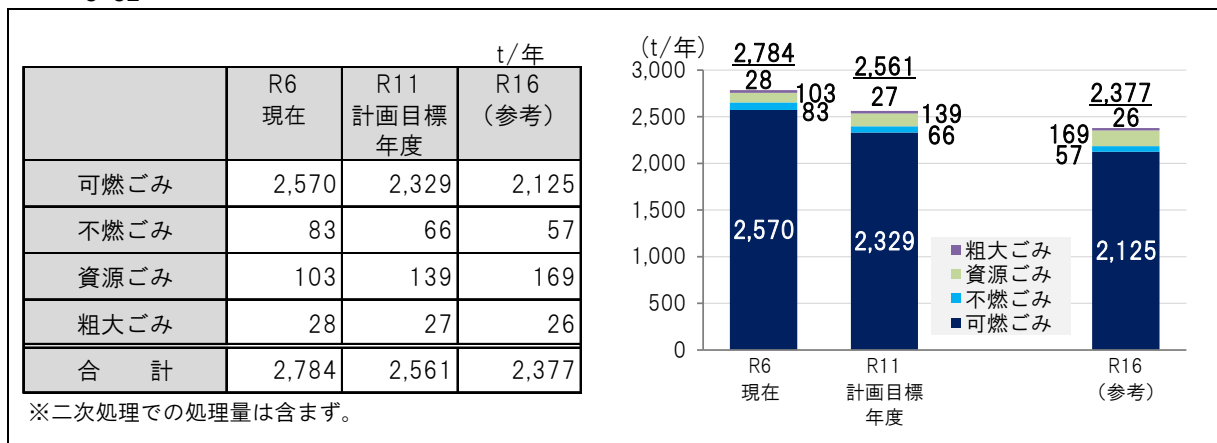


(2) 中間処理量

可燃ごみについては、岡山県西部環境整備施設組合の里庄清掃工場にて処理していますが、令和8年度からは、里庄清掃工場（岡山県西部衛生施設組合）にて西部ブロックにおける広域処理を開始します。なお、不燃ごみ及び粗大ごみは岡山県西部衛生施設組合の粗大ごみ処理施設にて処理します。資源ごみは直接資源化するものを除き、岡山県西部衛生施設組合のリサイクルプラザにて処理します。

中間処理量は、ごみ発生・排出削減目標の達成により削減され、令和 11 年度に 2,561 トン、令和 16 年度に 2,377 トンと見込みます。

3-32

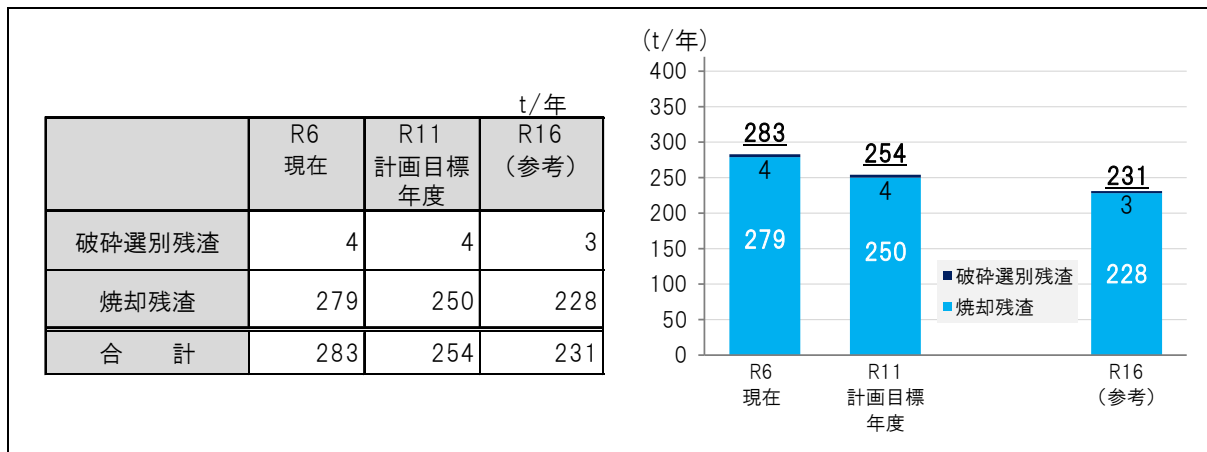


(3) 最終処分量

最終処分については、令和4年度より岡山県西部衛生施設組合の井笠広域一般廃棄物埋立処分場にて処分を開始しました。

また、令和8年度より岡山県西部衛生施設組合において新たな里庄清掃工場の供用が開始されます。なお、新たな里庄清掃工場の供用開始と併せて破碎選別残渣の埋立処分を取りやめ、焼却処理することとなります。そのため最終処分量は、令和11年度に254トン、令和16年度に231トンと見込みます。

● 3-33



3 施策体系

ごみの適正処理を行うため、今後取り組む施策は、(1)収集運搬に関する施策、(2)中間処理に関する施策、(3)最終処分に関する施策、(4)その他適正処理に関する施策の4つを中心として展開していくものとします。

● 3-34

3 適正処理に関する施策	(1) 収集運搬に関する施策	●施策20 収集運搬体制の適正化
		●施策21 ごみ出し支援
		●施策22 ごみステーションの適正管理
		●施策23 ごみ収集運搬業の許可
		●施策24 指定袋の料金体系の見直しの検討
	(2) 中間処理に関する施策	●施策25 ごみ処理の広域化
		●施策26 処理施設の維持管理
	(3) 最終処分に関する施策	●施策27 最終処分場の確保
	(4) その他適正処理に関する施策	●施策28 不法投棄対策
		●施策29 在宅医療廃棄物対策
		●施策30 感染症発生時における廃棄物処理
		●施策31 水銀使用製品の適正回収
		●施策32 災害廃棄物対策
		●施策33 地球温暖化防止対策

4 具体的な施策

(1) 収集運搬に関する施策



施策 20 収集運搬体制の適正化



施策の方向

ごみの収集運搬体制については、燃えないごみの収集頻度を週1回から月2回に変更したり、原則処理施設への直接持ち込みとしていた粗大ごみについて、粗大ごみ処理券による戸別収集（有料）を開始したりと様々な変更を行っており、収集運搬体制の適正化や町民サービスの向上を図ってきました。今後、広域化に伴って分別区分が変更となった際においても、収集運搬体制を適正に維持していくものとします。

各主体の役割

行 政 ● 今後も収集運搬体制の適正な維持に努めます。



施策 21 ごみ出し支援



施策の方向

近年、全国的にも高齢化や核家族化が加速しており、高齢者のみの世帯も増加傾向にあります。本町におけるごみの排出方法はステーション方式に加え、資源ごみについてはストックヤードでの排出となっており、高齢者や障がいのある方々にとって日々のごみ出しに様々な課題が生じていることが考えられます。一方で、サポートを行う人員の高齢化や人員不足、長期的かつ公平なサービス展開の難しさなど、多くの課題があるのが現状です。

そのため、福祉の向上を目的とした新たな行政サービスについて、関係各所と連携をとりつつ、現行の介護保険や障がい福祉サービスをふまえて、他自治体の先行事例も参考に検討を行います。

各主体の役割

行 政 ● 関係各所と連携し、高齢者や障がいのある方に対するごみ出しの支援方法や仕組みについて、他自治体の先行事例を参考に手法の検討を行います。



施策 22 ごみステーションの適正管理



施策の方向

本町におけるごみ収集方法は、原則としてステーション方式により行っており、本町では、適正に管理することを条件として、自主的にごみステーションを設置または修繕を行う団体に補助金を交付する制度を設けています。

今後、ごみステーションの経年劣化による修繕が増加するものと予想されます。環境美化とごみの収集業務の効率化を図るため、補助金交付制度を継続するとともに、地域でのごみステーションの適正管理を推進します。



各主体の役割

町	民	● 円滑なごみ収集が行えるよう、ごみステーションはきれいに使い、適正な維持管理に協力しましょう。
行	政	● ごみステーションの設置・修繕補助制度を継続します。

◆設置・修繕助成制度の概要

補助対象

地域住民の合意により、分館が自主的に新設、あるいは施設の整備を行うごみステーションのうち、次の1～3を満たすもの

1. 施設整備によりごみステーションの適正な設置を促進する等ごみ収集作業の効率化を図ること
2. 整備されるごみステーションが鳥獣によるごみの飛散を防ぐ構造であること
3. 施設整備後のごみステーションが他地域の模範となるものであること

補助金額

新設：1 か所あたり 20 万円を上限として助成（ごみステーションの新設に要する費用のうち土地の取得または賃貸に係る費用を除いたもの）

修繕：1 か所あたり 10 万円を上限として助成（ただし、修繕費用が3万円に満たない軽微な修繕及び構造上重要でない部分の修繕は除く）

※分館において原材料を購入し自ら修繕を施した場合、原材料費相当額も対象となります。

申請手続き

事業（新設、修繕工事）開始前及び終了後に必要書類を提出してください。必要書類は町ホームページからダウンロードできます（下記二次元コード参照）。



◀里庄町ごみステーション
施設整備事業補助金について
(本町 HP)



施策 23 ごみ収集運搬業の許可



施策の方向

ごみの収集運搬に関する許可は、現状におけるごみの排出状況と許可業者の収集運搬状況を勘案して行うものです。今後も引き続き、本計画にて目標を定めてごみの減量に取り組んでいくことから、ごみの収集運搬業に関する許可は原則として現状を維持します。



ただし、本町において収集運搬することが困難なごみが発生する場合においては、収集運搬できる品目を限定した許可に限り、一定基準のもと個別の事情を勘案したうえで許可の可否を判断するものとします。

各主体の役割

- | | | |
|---|---|--|
| 行 | 政 | ● 現状の収集運搬許可業者に対し、適正な収集運搬及び分別の徹底を指導します。 |
|---|---|--|



施策 24 指定袋の料金体系の見直しの検討



施策の方向

本町の燃えるごみと燃えないごみの指定袋料金は、平成30年4月の料金改定時に、製造原価と販売手数料に加えて、ごみ処理手数料を含んだ料金となりました。

今後は西部ブロックにおけるごみ処理の広域化を行うことから、必要に応じて料金体系の見直しを検討していくものとします。

各主体の役割

- | | | |
|---|---|---------------------------------|
| 行 | 政 | ● 必要に応じて、ごみの指定袋の料金体制の見直しを検討します。 |
|---|---|---------------------------------|



45リットル用



30リットル用



20リットル用

(2) 中間処理に関する施策



施策 25 ごみ処理の広域化



施策の方向

岡山県西部衛生施設組合においては、笠岡市、井原市、浅口市、矢掛町、本町の3市2町におけるごみ処理の広域化について、その施設整備の方向性を示す、ごみ処理広域化計画を策定しています。

よって本町においては、組合の示す広域化計画に基づき広域化の推進や施設整備に協力するとともに、分別変更の際には、方針に基づいた変更を実施するものとします。

各主体の役割

行	政	● 岡山県西部衛生施設組合によるごみ処理の広域化に協力します。
---	---	---------------------------------



施策 26 処理施設の維持管理



施策の方向

ごみの適正処理を行うためには、適切な維持管理のもと処理施設を安定稼働させ、また、高度な二次公害防止対策を徹底することが不可欠です。そのため、処理施設において各施設管理者が主体となり、安定稼働に必要となる計画的な保守管理を実施していくものとします。

各主体の役割

町	民	● 施設での適正処理が妨げられないよう、分別を徹底しましょう。
行	政	● 施設の適正な維持管理が行えるように岡山県西部環境整備施設組合及び岡山県西部衛生施設組合の施設運営に協力します。

(3) 最終処分に関する施策



施策 27 最終処分場の確保



施策の方向

岡山県西部衛生施設組合において、令和4年4月より井笠広域一般廃棄物埋立処分場の供用が開始となりました。一般的に最終処分場の建設には、用地選定の期間も含めて十数年間もしくはそれ以上の長期間を要します。そのため岡山県西部衛生施設組合においては、ごみ処理の広域化に加え、次期最終処分場の検討を開始しています。

本町においては、井笠広域一般廃棄物埋立処分場をより長期間利用できるよう、最終処分物量の最小化に努めます。また、岡山県西部衛生施設組合の進める次期最終処分場の検討に協力します。

各主体の役割

- | | |
|--------|---|
| 町民・事業者 | ● 最終処分物が削減されるように、ごみの減量や分別徹底を積極的に行いましょう。 |
| 行政 | ● 次期最終処分場の早期施設整備に協力します。 |

(4) その他適正処理に関する施策



施策 28 不法投棄対策



施策の方向

不法投棄対策として、分館等からの要望に応じて、監視カメラや注意看板の設置を行いました。また、毎年実施する「町内一斉クリーン作戦」では、不法投棄ごみの収集を行っています。今後もこれらの取組を継続するとともに、不法投棄発見時には町・警察へ通報するよう呼びかけを行い、不法投棄の防止・撲滅を図ります。

さらに先進地の効果的な不法投棄対策事例を研究し、本町での不法投棄対策に活かします。

各主体の役割

- | | |
|--------|---|
| 町民・事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ● ごみの不法投棄は法律違反です。分別ルールを守ってごみを出し、ごみのポイ捨てや不法投棄はやめましょう。 ● 不法投棄を発見した場合は、本町や警察に通報しましょう。 ● 地域の環境美化に努め、監視の目を光らせて不法投棄されにくい環境作りをしましょう。 |
| 行政 | <ul style="list-style-type: none"> ● 監視カメラ・注意看板の設置や、通報の呼びかけ、不法投棄防止の啓発等により、不法投棄をしにくい環境作りを行います。 ● 年に一度、不法投棄ごみやポイ捨てごみの一斉清掃（町内一斉クリーン作戦）を行います。 |



施策 29 在宅医療廃棄物対策



施策の方向

高齢化社会の進行による要医療者の増加に伴い、自宅療養を行うケースが増えたことで、近年では一般家庭からも医療廃棄物が発生しています。これらの在宅医療廃棄物には、注射針など鋭利で感染性を持つものなど危険なごみも含まれており、他自治体では注射針が収集作業者に刺さる事故の発生事例もあります。

そのため、感染性のあるものや注射針などは医療機関を通じての専門業者による回収とし、その他のものは本町による処理とします。排出方法については、医師や医療機関と連携を図り、安全な排出方法を指導してもらうなど適正な処理を推進します。



各主体の役割

町 民	● 感染性廃棄物など、安全上問題のある医療廃棄物が発生した場合は、医療機関などを通じて専門業者に引き渡しましょう。
事 業 者	● 医療関係の事業者は、在宅医療実施者に対し、安全かつ適正な医療廃棄物の排出・処理について情報提供と指導を行いましょう。
行 政	● 在宅医療廃棄物の適正処理について、広報紙等を通じて啓発します。



施策 30 感染症発生時における廃棄物処理

施策の方向

新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等の感染者による廃棄物を排出する際には、感染拡大を防止するために、国の「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン」に準拠した処理を行うことが求められています。感染者により排出されたごみを介した感染拡大を防止するため、感染症罹患時には適正なごみの排出を行うよう、町民に対し意識啓発を行います。



新型コロナウイルスなどの感染症対策としてのご家庭でのマスク等の捨て方

新型コロナウイルスなどの感染症に感染した方やその疑いのある方などが家庭にいらっしゃる場合、鼻水等が付着したマスクやティッシュ等のごみを捨てる際は、以下の「**ごみの捨て方**」に沿って、「**ごみに直接触れない**」「**ごみ袋はしっかりとしばって封をする**」そして「**ごみを捨てた後は手を洗う**」ことを心がけましょう。

ごみの捨て方



- ・「ごみの捨て方」に沿っていただくことにより、ご家族だけでなく、皆様が出たごみを扱う市町村の職員や廃棄物処理業者の方にとっても、新型コロナウイルスやインフルエンザウイルスなどの感染症対策として有効です。
- ・ごみを捨てる際は自治体のルールに従うとともに、ホイ捨ては絶対にやめましょう。使用済みのマスク等のごみを捨てる際にも、「ごみの捨て方」を参考に、「ごみに直接触れない」「ごみ袋はしっかりとしばって封をする」そして「ごみを捨てた後は手を洗う」ことに注意しましょう。



◀新型コロナウイルスなど感染症対策にご協力ください！（本町 HP）

各主体の役割

町 民	● 感染拡大を防止するため、感染症罹患時には、感染症罹患時におけるごみの排出方法にて適切にごみを排出しましょう。
行 政	● 感染症罹患時におけるごみの排出方法を様々な媒体で周知します。



施策 31 水銀使用製品の適正回収



施策の方向

水銀による環境汚染防止等に関する国際条約「水銀に関する水俣条約」が平成29年8月に発効されたことを受け、国においては水銀による環境の汚染の防止に関する法律（以下「水銀汚染防止法」という。）が施行され、これに合わせて廃棄物処理法や大気汚染防止法も順次改正されています。

水銀汚染防止法では、市町村に対して水銀使用製品の適正回収を責務として規定しており、本町においても対応が求められます。

家庭からごみとして排出される水銀使用製品は主に蛍光灯、ボタン電池、水銀体温計・温度計・血圧計が挙げられます。本町においてこれらは体温計を除き基本的に燃えないごみとして収集していますが、ごみの排出時に破損があった場合は水銀の飛散へと繋がります。さらに、水銀使用製品が可燃ごみに混入してしまうと焼却施設の排ガスから水銀が飛散することとなります。

また、使用もせず廃棄もせずに保持しているもの（退蔵品）の存在が想定されることから、回収体制の整備を図るとともに法規制について町民に周知を図り、分別の徹底と排出時の取り扱いの周知徹底を推進し、退蔵品等の適正な回収を行うことを進めます。

◆水銀使用製品（使用せずに保持しているもの（退蔵品）も含む）の分別

品目	概要	本町での分別
電池	ボタン電池は、アルカリボタン電池など無水銀化されているが、空気亜鉛電池はほぼすべて水銀が使用されている ⇒家庭、事業所からの廃棄に対する回収、退蔵品の回収が必要	燃えないごみ
蛍光灯	蛍光灯 1 本あたり 6 mg の水銀が使用されている ⇒家庭、事業所からの廃棄を確実に回収することが必要	
水銀体温計	1 本あたり約 1.2 g 程度の水銀が使用され、蛍光灯約 200 本分に相当 ⇒家庭における退蔵品の回収を進めることが必要	販売店 または 許可業者に 依頼
水銀温度計	1 本あたり約 3.7 g 程度の水銀が使用され、蛍光灯約 620 本分に相当 ⇒家庭、事業所における退蔵品の回収を進めることが必要	
水銀血圧計	1 台あたり約 48 g の金属水銀が使用され、蛍光灯約 8,000 本分に相当 ⇒主に医療系であるが、家庭での使用も懸念され、退蔵品の回収が必要	小型家電 リサイクル

資料：環境省「家庭から排出される水銀使用廃製品の分別回収ガイドライン（H27.12）」

各主体の役割

町	民	● 水銀を使用した体温計・温度計、また、タンスや倉庫に眠る退蔵品は、燃えるごみや燃えないごみに混入することがないように適切に分別排出しましょう。
行	政	● 水銀使用製品の回収体制の整備を進めます。 ● 法規制の周知を図り、退蔵品の適切な分別排出について、広報紙等を通じて啓発します。



施策 32 災害廃棄物対策



施策の方向

本町では、災害対策基本法に基づき、災害発生時の被害を最小限に軽減するための計画として里庄町地域防災計画を平成26年3月に策定し、令和3年3月に改訂しています。

また、災害廃棄物処理計画を令和2年3月に策定しており、実際に発生した廃棄物の迅速かつ円滑な処理を行うための本町の基本的な考え方と具体的な対応方針を定めています。

災害時に発生するごみは、大量かつ多種・多様にわたることが多く、大別してごみ・し尿などの生活ごみと、建物の倒壊などに伴う災害廃棄物が発生します。

生活ごみについては、環境衛生上できるだけ速やかな回収が必要となることから、地域防災計画及び災害廃棄物処理計画に基づき、県の廃棄物対策部署など関係機関との連携を図りながら適正に処理を行います。

各主体の役割

町民	● 災害時にはごみが散乱しないよう注意し、速やかな回収ができるよう本町等の対応策に協力しましょう。
事業者	● 災害ごみの収集運搬や適正処理などに関して、町の対応策に協力しましょう。
行政	● 町民に地域防災計画及び災害廃棄物処理計画の周知を図ります。 ● 災害ごみを速やかに適正処理できるように、生活ごみの排出方法・排出場所の周知や、ごみ収集運搬機材及び人員の確保とその適正配置などに努めます。

◆里庄町災害廃棄物処理計画（R2.3策定）に示す、南海トラフ巨大地震発生時における災害廃棄物の種類別発生量の推計

項目	発生量 (t)
可燃物	1,804.1
不燃物	1,804.1
コンクリートがら	5,212.0
金属	661.5
柱角材	541.2
合計	10,022.9

里庄町地域防災計画▼
(本町 HP)



里庄町災害廃棄物処理計画▼
(本町 HP)



◆里庄町災害廃棄物処理計画（R2.3策定）に示す、南海トラフ巨大地震発生時における避難所ごみの発生量試算結果

項目	発生後日数		
	1日後	1週間後	1か月後
避難者数	671人	349人	54人
1人1日平均排出量	666g/人・日		
避難所ごみ発生量	0.45t/日	0.23 t/日	0.04 t/日



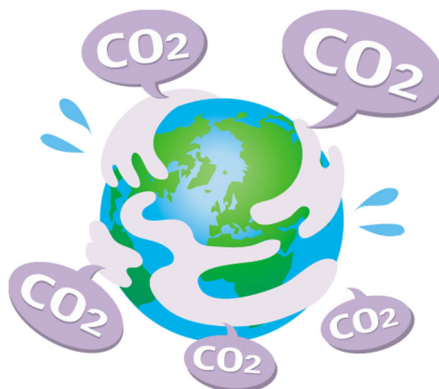
施策 33 地球温暖化防止対策



施策の方向

本町では、里庄町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を令和7年1月に策定しました。この計画では、2030年度における温室効果ガス排出量を2013年度比で42.4%削減することを目標として掲げており、目標達成のための取組として、4Rの推進を行うものとしています。

また、ごみ処理施設の稼働や収集運搬車両の運行など、廃棄物処理分野においても燃料や電力の使用に起因する温室効果ガスが多量に排出されています。持続可能な社会を構築していくうえでは、ごみ処理を行う過程においても何らかの対策を講じていく必要があります。そのため、以下に示す施策の実施または検討を通じ、地球温暖化の防止を推進していきます。



◆マイバッグ持参・レジ袋削減

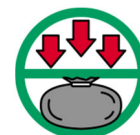
レジ袋の原料は石油製品であることから、レジ袋を削減することで石油の消費量を削減することが可能です。

そのため、マイバッグ持参の推進によりレジ袋を削減し、レジ袋製造時・廃棄時のCO₂排出量削減を行います。



◆生ごみの減量

燃えるごみの水分が多い場合、施設での処理時に助燃剤（燃料）が必要となり、水分蒸発のために余分なエネルギーが使われることになります。そのため、水分が多い生ごみについて、水切りの徹底や堆肥化等により、燃えるごみへの混入量を減らすことなどを推進していきます。



◆化石燃料使用量削減

ごみ収集運搬車両の燃料の一部を BDF（バイオディーゼル燃料）で代替したり、電気自動車を導入したりすることなどによって、化石燃料使用量を削減可能です。

これらの導入について調査・検討を行っていきます。



◆里庄町地球温暖化対策実行計画（事務事業編、第4次実行計画）

町職員による目標達成のための取組（一部抜粋）

●用紙使用量の削減

- ・両面コピーや両面印刷を徹底する。
- ・印刷ミスした片面印刷の用紙について、用途に応じてその裏面を活用する。
- ・パンフレット等印刷物の発行部数の最小限化を図る。
- ・封筒使用量を削減する。等

●ごみ排出量の削減

- ・事務用品（フラットファイル等）は繰り返し利用する。
- ・コピー用紙等のリサイクルボックスの活用などにより、資源ごみの分別を徹底する。
- ・空き缶やペットボトル等は指定の場所に捨てる。（庁舎での分別収集の実施）
- ・リサイクルボックスを活用する。等

第4章

食品ロス削減推進計画

第1節 基本的事項



令和元年10月1日、食品ロスの削減の推進に関する法律（以下「食品ロス削減推進法」という。）が施行されました。この食品ロス削減推進法の基本方針に基づき、本町では食品ロスの削減を推進することを目的に、食品ロス削減推進計画を策定するものとします。



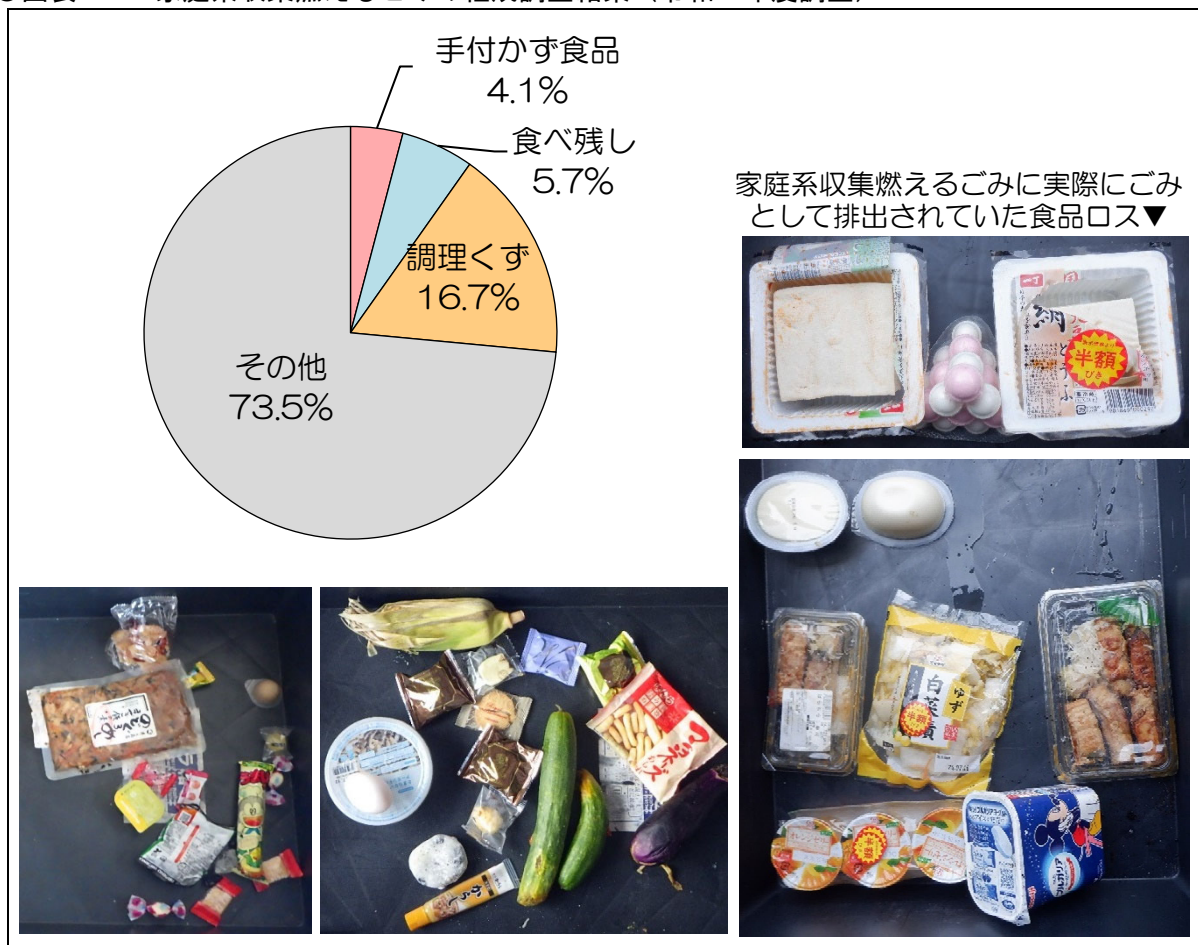
第2節 現状と課題

(1) 現 状

本町において、家庭から排出される食品ロスは家庭系ごみのうち「燃えるごみ」に区分をしています（ごみの分別区分は第3章第1節を参照）。

家庭系燃えるごみに含まれる食品ロスは、令和6年度に実施したごみ組成調査の結果によると、手付かず食品が4.1%、食べ残しが5.7%、合計9.8%と高い割合で排出されており、本来消費されるはずだった食品が無駄になっている状況にあります。なお、調理くずは燃えるごみとして適正な排出ではありますが、家庭系収集燃えるごみのうち16.7%と多く含まれていることもわかりました。

●図表 4-1 家庭系収集燃えるごみの組成調査結果（令和6年度調査）



(2) 課 題

我が国の摂取カロリーからみた食料自給率は、令和4年度実績で38%であり、先進国の中では最低水準であるにもかかわらず、年間およそ472万トン（令和4年度推計値）という大量の食品ロスが廃棄されています。

食品ロスは、ただ単に食品が無駄になるだけではなく、食品の生産・輸入・加工・流通・販売等に使用されたあらゆるエネルギーや人材、資源、資金等が全て無駄になるという問題点があります。また、食品ロスを廃棄する際にも運搬や処理において人材やエネルギーを投入する必要があります。よって余分にCO₂が発生するだけでなく、運搬や焼却における処理費用の増大にもつながります。

このように食品ロスの問題は非常に幅広く、経済にも生活にも様々な悪影響を及ぼすものであり、**それぞれの立場において主体的に取り組んでいくことが必要**です。

岡山県西部衛生施設組合では、令和8年度から新たな焼却施設が供用を開始します。新施設を効率よく安定的に運転するため、また、最大の発電効率を発揮させるためには、**水分量の多い、厨芥類や食品ロスをできる限り削減することが重要**です。



第3節 目標値の設定

食品ロス削減推進計画の削減目標は、一般廃棄物処理基本計画で設定した発生・排出削減目標と整合させるものとし、「調理くず」及び「手付かず食品・食べ残し（食品ロス）」を**発生・排出削減目標の対象品目**とします。

■「調理くず」「手付かず食品・食べ残し」の目標設定（以下、再掲）

岡山県西部衛生施設組合では、3市2町それぞれが家庭系燃えるごみのごみ組成調査を実施した結果を平均することで家庭系燃えるごみへの「調理くず」「手付かず食品」の混入割合を算出しており、これに対し、家庭系燃えるごみからの発生・排出削減目標割合を設定しています（図表4-2上図参照）。よって数値目標年度の令和11年度において、より一層各種施策に取り組むことで発生・排出削減を推進し、新たに施策や対策を講じなかった場合に予想される家庭系収集燃えるごみの将来見込み量428.3グラムから、**調理くずは3%、手付かず食品・食べ残しは2%の発生・排出削減を目標とし、町民1人1日あたり21.4グラムの達成**を目指します（図表4-2下図参照）。

●図表 4-2 家庭系収集燃えるごみの排出削減目標割合及び目標量（再掲）

	家庭系燃えるごみへの混入割合 (西部ブロックでの平均値)		目標	家庭系燃えるごみからの 発生・排出削減目標割合
調理くず	28.5%	×	1割程度 発生・排出削減	→ 3% 発生・排出削減
手付かず食品・食べ残し	7.1%	×	1/3程度 発生・排出削減	→ 2% 発生・排出削減

	家庭系収集燃えるごみ排出量 (令和11年度単純推計)		家庭系燃えるごみからの 発生・排出削減目標割合		発生・排出削減 目標量
調理くず	428.3g/人・日	×	3%	=	12.8g/人・日
手付かず食品・食べ残し	428.3g/人・日	×	2%	=	8.6g/人・日
合計					21.4g/人・日

第4節 目標達成のための施策

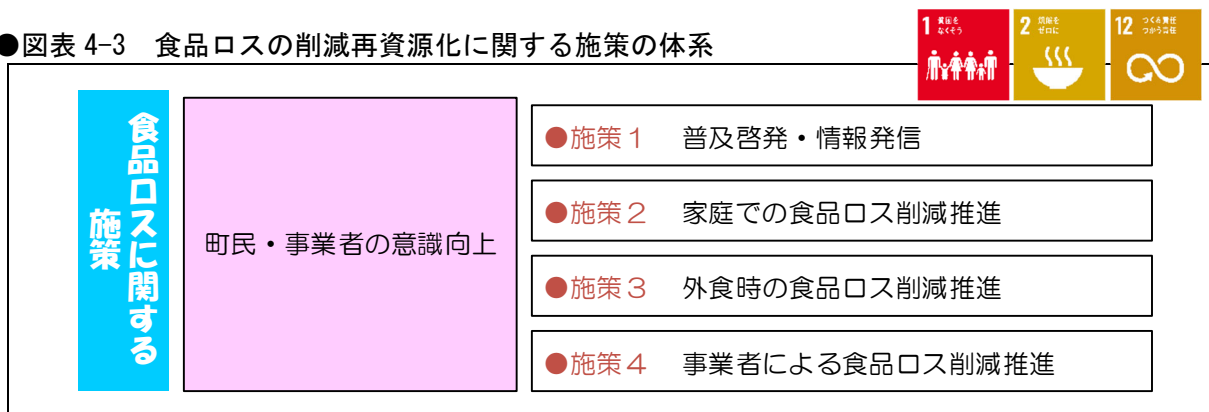


1 施策体系

食品ロスの削減を進めるためには、普段の生活における意識向上が重要であり、町民一人ひとりの行動変革に努める必要があります。

よって、食品ロスの削減に関して今後本町が取り組む施策は、**町民・事業者の意識向上**を中心に展開していくものとします。

●図表 4-3 食品ロスの削減再資源化に関する施策の体系



2 具体的な施策



施策1 普及啓発・情報発信

施策の方向

本町の発信する食品ロスに関する情報や取り組みについて、多くの町民・事業者に関心をもってもらい、理解してもらい、かつ実践してもらえよう、一層の内容充実に努めるとともに、ホームページや広報紙以外にも、ケーブルテレビや啓発イベントの開催等、それぞれの世代に適した情報媒体を検討・導入して啓発活動を推進し、食品ロスの削減及び町民の食品ロス削減意識の向上を図ります。

各主体の役割

町民・事業者	● 一人ひとりが当事者意識をもって「食品ロスを出さない」ことを意識しましょう。
行政	● 啓発内容の充実及び情報発信の継続によって、削減意識の高揚を図ります。



施策2 家庭での食品ロス削減推進

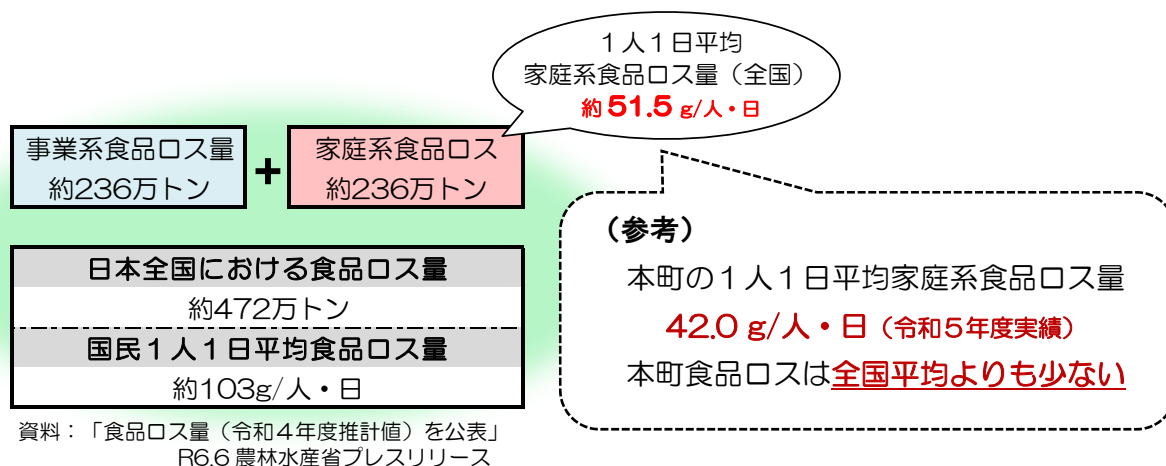
施策の方向

本町の1人1日平均家庭系食品ロス量（手付かず食品・食べ残し）は42.0グラムであり、全国平均約51.5グラムと比較して、9.5グラム少ない値となっています。しかし本町では、家庭系燃えるごみのうちおよそ1割を食品ロスが占めていることから、引き続き場面に応じた食品ロス削減に関する心掛けや方法等を普及啓発し、家庭での食品ロス発生抑制につながる行動の促進及び習慣づけを図る必要があります。

そのため、より多くの町民が理解し、実践してもらえるよう内容充実を図るほか、各種取組の継続や新たな取組についての検討を行います。

各主体の役割

- | | |
|--------|--|
| 町民・事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ● 食品ロスを減らすキーワード「買い過ぎない」「作りすぎない」「食べ残さない」を覚えて、実践しましょう。 |
| 行政 | <ul style="list-style-type: none"> ● 食品ロスの削減につながるエコクッキングを普及啓発します。 ● 「食品ロス削減月間」や「食品ロス削減の日」の普及、これらの期間に合わせた広報活動を実施します。 ● 全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会（施策3参照）による、家庭でできる食品ロス削減のための全国共同キャンペーンへの参加を検討します。 |



●エコクッキング

エコロジー（環境）とクッキング（料理方法）を合わせた造語で、「環境に配慮した食生活」という意味です。買物→調理→食事→片づけの場面で取り組みます。

●食品ロス削減月間・食品ロス削減の日

食品ロス削減推進法第9条において、10月は「食品ロス削減月間」、10月30日は「食品ロス削減の日」と定められています。



施策3 外食時の食品ロス削減推進

施策の方向

本町は「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」に参加しており、3010（サンマル・イチマル）運動を推進しています。引き続き 3010 運動の周知を図り、推進をしていくとともに、町内の飲食店等の協力・連携のもと、各種の食品ロス削減キャンペーンの実施を検討していきます。

各主体の役割

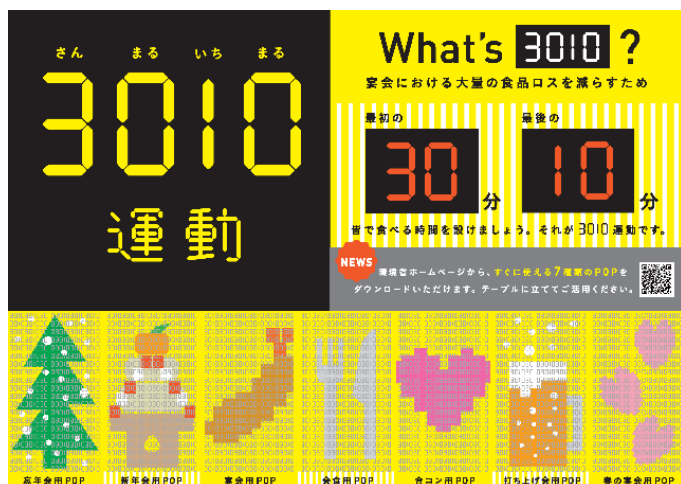
- | | |
|--------|---|
| 町民・事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ● 食べきれる量を注文しましょう。 ● 3010 運動を実践しましょう。 ● 食べきれないときは、持ち帰ってよいお店に確認しましょう。 |
| 行 政 | <ul style="list-style-type: none"> ● 全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会と連携し、外食時の「おいしい食べきり」全国共同キャンペーンに合わせ「3010 運動」の実践を町民及び事業者へ呼びかけます。 |

●全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会

「おいしい食べ物を適量で残さず食べきる運動」の趣旨に賛同する地方公共団体により、広く全国で食べきり運動等を推進し、以て3Rを推進すると共に、食品ロスを削減することを目的として設立された自治体間のネットワークです。

●3010 運動

宴会時の食べ残しを減らすためのキャンペーンです。『乾杯後 30 分間』は席を立たずに料理を楽しみ、『お開き 10 分前』には席に戻り再度料理を楽しむことで、食品ロスを削減します。



「3010 運動」の普及啓発用ポスター▼
(環境省 HP)





施策4 事業者による食品ロス削減推進

施策の方向

スーパーなどの小売店や飲食店において、店頭や店内に食品ロスに関する啓発資料を掲示、設置することは、食品ロス削減のための意識啓発に効果的です。事業者にとっても従業員の意識向上や、店舗における廃棄率の減少につながります。本町では店舗で実施できる食品ロス削減対策として、事業者に対し食品ロス削減に資する様々な啓発資材の情報提供を行うことで、事業者だけでなく消費者に対しても食品ロスに対する意識の醸成を図ります。

各主体の役割

- | | |
|--------|--|
| 町民・事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ● 買い物では「てまえどり」を意識しましょう。 ● すぐ食べるものは「賞味期限の近いもの」を購入しましょう。 ● 店頭や店内で食品ロス削減のための啓発を実施しましょう。 |
| 行 政 | <ul style="list-style-type: none"> ● 食品ロスの削減に関するポスターやパンフレット等の情報を提供します。 |



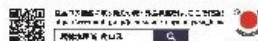
手前から買う
も立派な貢献。

一緒に食品ロス削減に取り組みましょう。



は、食品の廃棄を減らすため、
仕入れ条件を緩和し、広く商品を受け入れています。

食品ロス削減に資する小売店頭用啓発資材▶
(農林水産省 HP)



× 農林水産省

第5章

生活排水処理基本計画

第1節 水域環境の状況、水質保全に関する状況



1 社会的・地理的条件

(1) 現 状

本町には、幹線道路である国道2号が通っており、令和8年度の開通を目標に玉島・笠岡道路が建設中であるなど交通条件に恵まれていることから、工場立地が進み、工作機械、食品製造、電子部品、製薬等の企業進出が進んでいます。また、水島工業地帯と備後工業特別地区との中間に位置するため、それらに立地する企業従事者の居住地としてベッドタウン化しています。

地形は北部及び南部が丘陵性の山地で、中央部が低地となっており、河川は、浅口市へ流れる里見川水系と笠岡市へ流れる今立川水系がありますが、いずれも周辺の山地を源とする小河川です。また、河川沿いの平坦地には、農地・集落、ため池、里山が分布し、生産基盤としての機能のほか、水資源のかん養や環境保全機能を持ちあわせています。

(2) 課 題

生活排水等は、未処理のまま水路に排出されているものもあり、**ため池や河川等の公共水域の水質汚濁に影響を及ぼしています**。河川は、大きくわけて玉島湾に流入する二級河川の里見川、指田川、鳩岡川と、笠岡湾に流れ込む二級河川の新庄川、砂防河川の千瓜川等があり、いずれも水量の少ない河川ですが、周辺市町にも影響が及ぶところであり、**水質を保全する責任は重大**です。

●図表 5-1 本町内の河川



2 公共用水域の水質

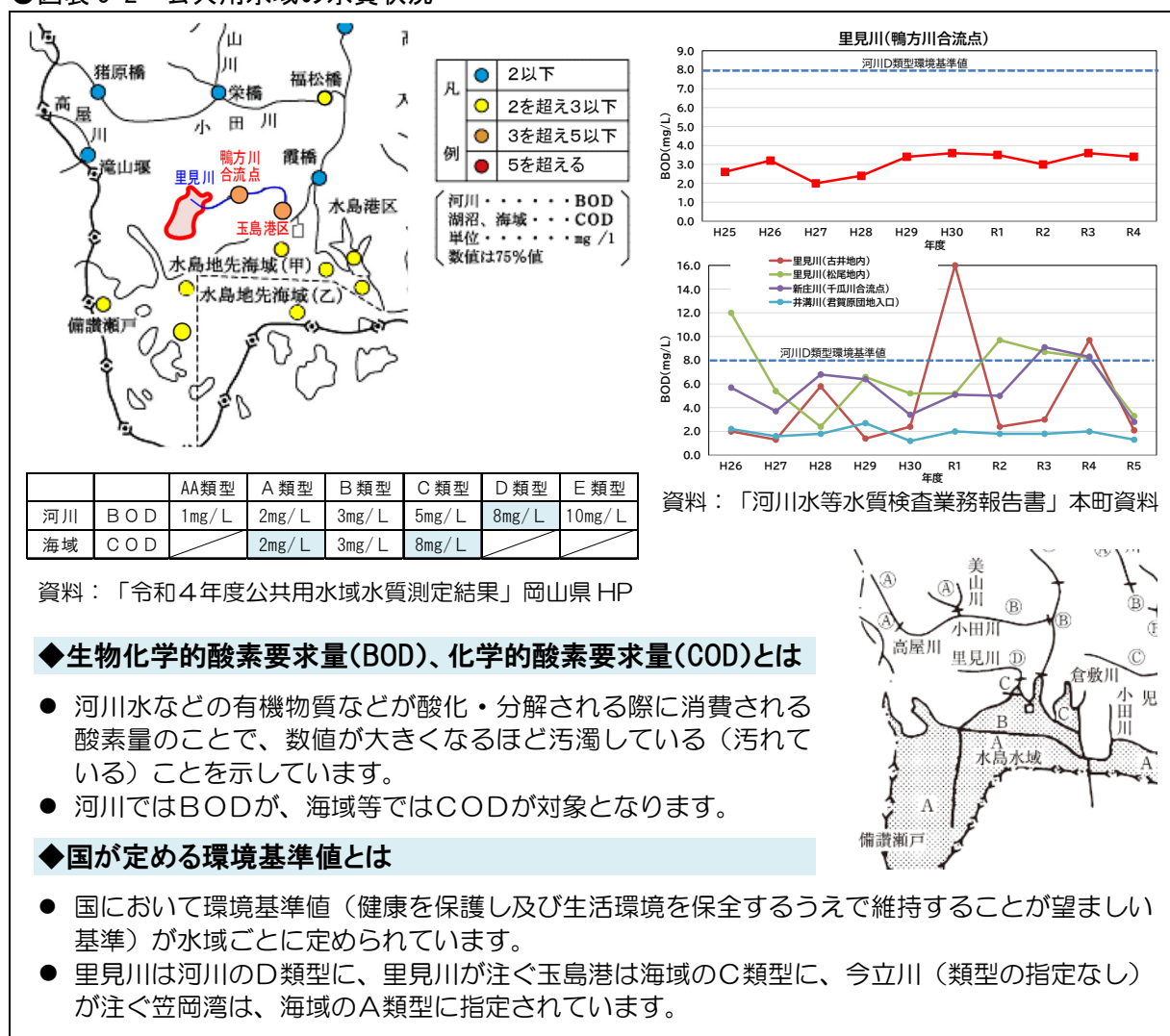
(1) 現 状

岡山県の調査では、本町域に源を発する里見川、また、下流側の海域における水質について、国が定めた環境基準と比較すると、有機物汚濁の指標である生物化学的酸素要求量（BOD）や化学的酸素要求量（COD）は、環境基準値を下回っています。

しかし、きれいな河川の水質（BOD）は1リットルあたり1～2ミリグラム程度であり、2ミリグラムを上回っている**里見川は清流であるとはいえません**。また、里見川のBODは経年的に3～4ミリグラムの横ばい傾向にあり、水質の改善が見られません。

本町が毎年実施している町内4カ所の水質検査結果では、経年的に環境基準値を下回っている地点が1カ所であり、他の3地点では、**環境基準値の超過が散見されます**。また、過去10年間の最大値は、環境基準値の2倍の値が検出されています。

●図表 5-2 公共用水域の水質状況



(2) 課 題

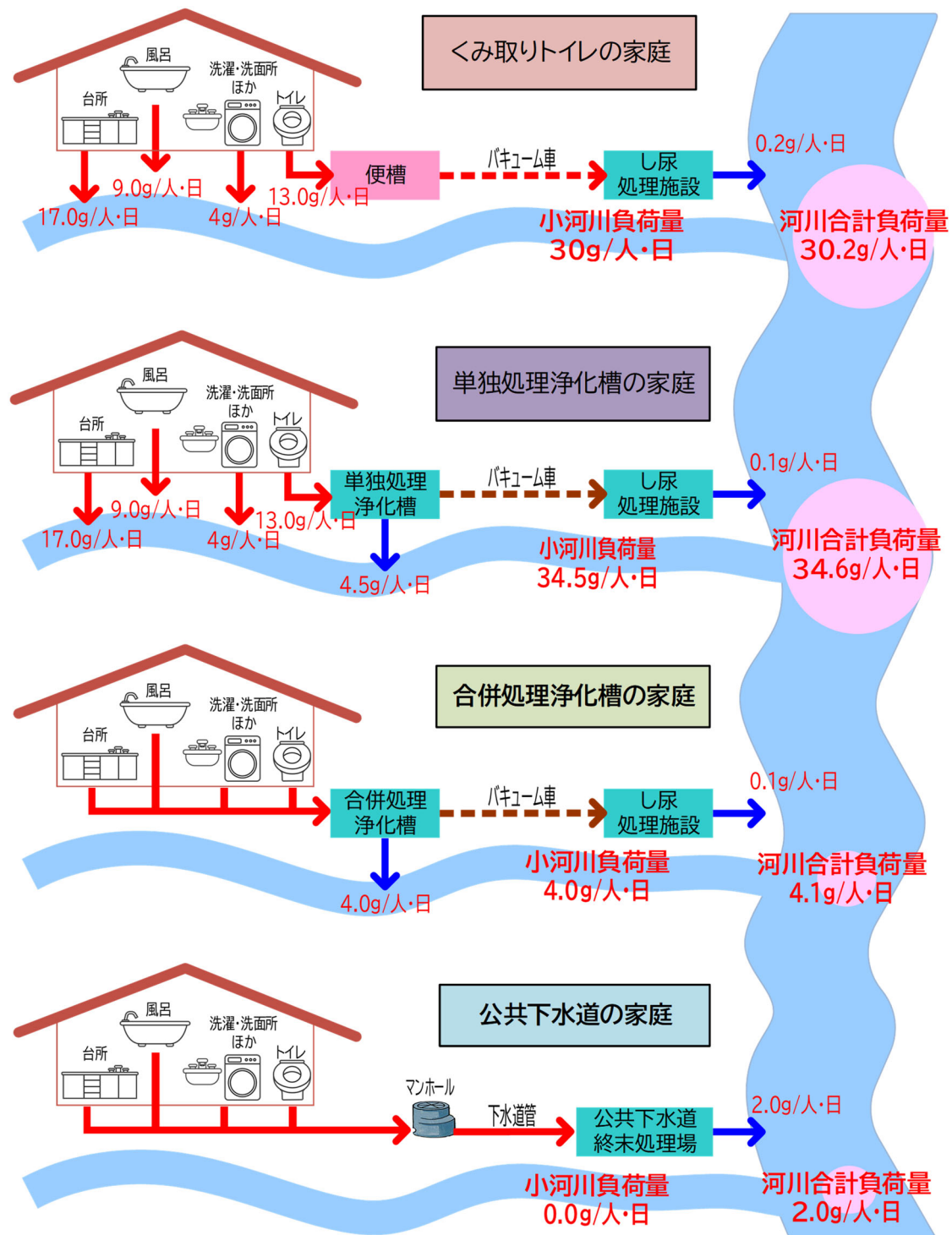
河川や海域の水質保全には、**河川に流入している生活排水（台所やお風呂の汚水など）を減らすことが必要**です。



73

◆処理形態別世帯（人口）における河川や海域への汚濁負荷量

- 平均的な家庭（世帯）が排出する汚濁物質（BOD）量を前提に、河川や海域にどの程度の影響を与えるかを負荷量として試算しました。
- 負荷量とは、生活排水を水量×水質で表したものです。
※海域負荷量は、円●の面積（大きさ）で大小を表しています。
- 合併処理浄化槽を設置している世帯や公共下水道を利用している世帯は、それ以外の世帯に比べ大幅に少ない負荷量です。



※上記以外の世帯

- 自家処理人口：ぐみ取りトイレを設置し、し尿を肥料として活用している等の世帯
- 集落排水人口：農業（漁業）集落排水処理施設等に接続している世帯（本町では該当なし）
- コミュニティプラント人口：補助事業により大型合併処理浄化槽を設置し、これに接続している世帯（本町では該当なし）

2 し尿・浄化槽汚泥量

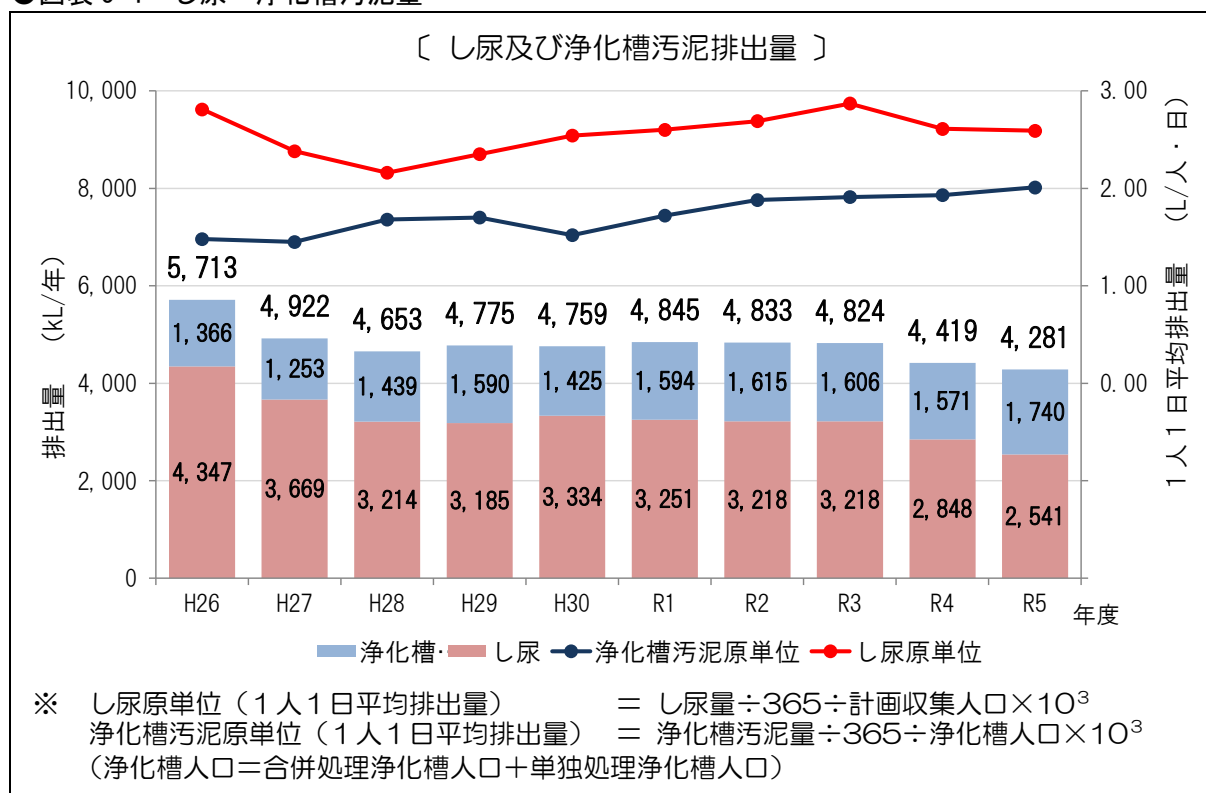
(1) 現 状

本町から排出されるし尿及び浄化槽汚泥量は、いずれも減少しています。令和5年度における排出量は年間 4,281 キロリットルで、減少傾向にあります。これは、公共下水道の整備が進んでいることによるものです。

なお、浄化槽汚泥量には、事業所に設置された浄化槽から排出されるものもあり、浄化槽人口の減少が排出量の減少につながらない場合もあります。

排出されるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬は、許可業者が行っています。

●図表 5-4 し尿・浄化槽汚泥量



資料：「一般廃棄物処理実態調査結果」環境省HP

●図表 5-5 収集運搬体制（委託・許可件数と機材）

区 分	件 数	機材（合計積載量）
委 託	—	—
許 可	3 件※	7 台（17kL）

※うち1件は浄化槽汚泥のみの許可です。

(2) 課 題

し尿や浄化槽汚泥の1人1日平均排出量は、原則、増減しないものですが、し尿では簡易水洗トイレの普及、浄化槽汚泥では合併処理浄化槽の普及により増加することがあります。

浄化槽汚泥は、適正に汚泥の引き抜きを行わないと汚泥量が増えることとなるため、**浄化槽の適正な管理等が必要です。**

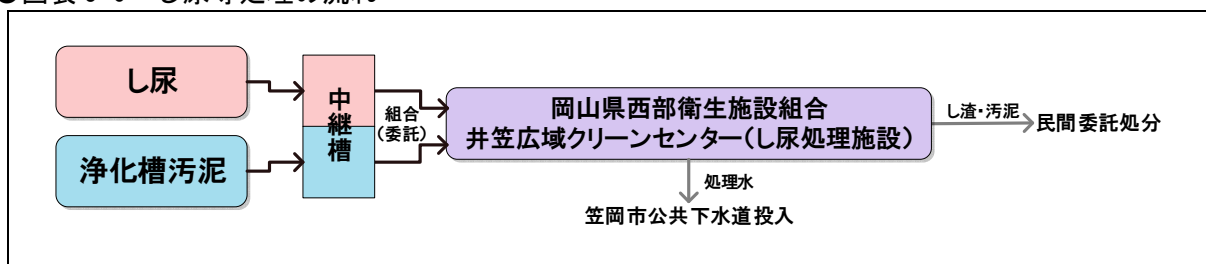
3 処理体制

(1) 現 状

本町から排出されるし尿及び浄化槽汚泥の処理は、し尿処理施設（岡山県西部衛生施設組合）で処理しています。し尿処理施設では、下水道に投入できる水質まで浄化し、笠岡市公共下水道へ投入しています。また、処理過程で排出されるし渣、汚泥については、民間委託処分（セメント原料化等）しています。

なお、中継槽からし尿処理施設までの運搬は、岡山県西部衛生施設組合が委託により行っています。

●図表 5-6 し尿等処理の流れ



●図表 5-7 し尿処理施設

（中間処理施設）

区分	施設名及施設規模	所在地	使用開始年	構成市町等
し尿処理施設	岡山県西部衛生施設組合 井笠広域クリーンセンター (210kL/日)	笠岡市	S63	笠岡市、井原市、 浅口市（金光地域を除く。）、 里庄町

※施設位置は、第3章 第1節 「図表 3-12 ごみ処理施設の位置」に記載しています。

（委託処分）

自治体	委託対象物	委託先	処理方法等	開始年月
岡山県 西部衛生施設組合	し渣・汚泥	民間業者	セメント原料化	H25

(2) 課 題

し尿や浄化槽汚泥の適正処理を促進するため、**施設の維持管理等を継続的に行うことが必要**です。

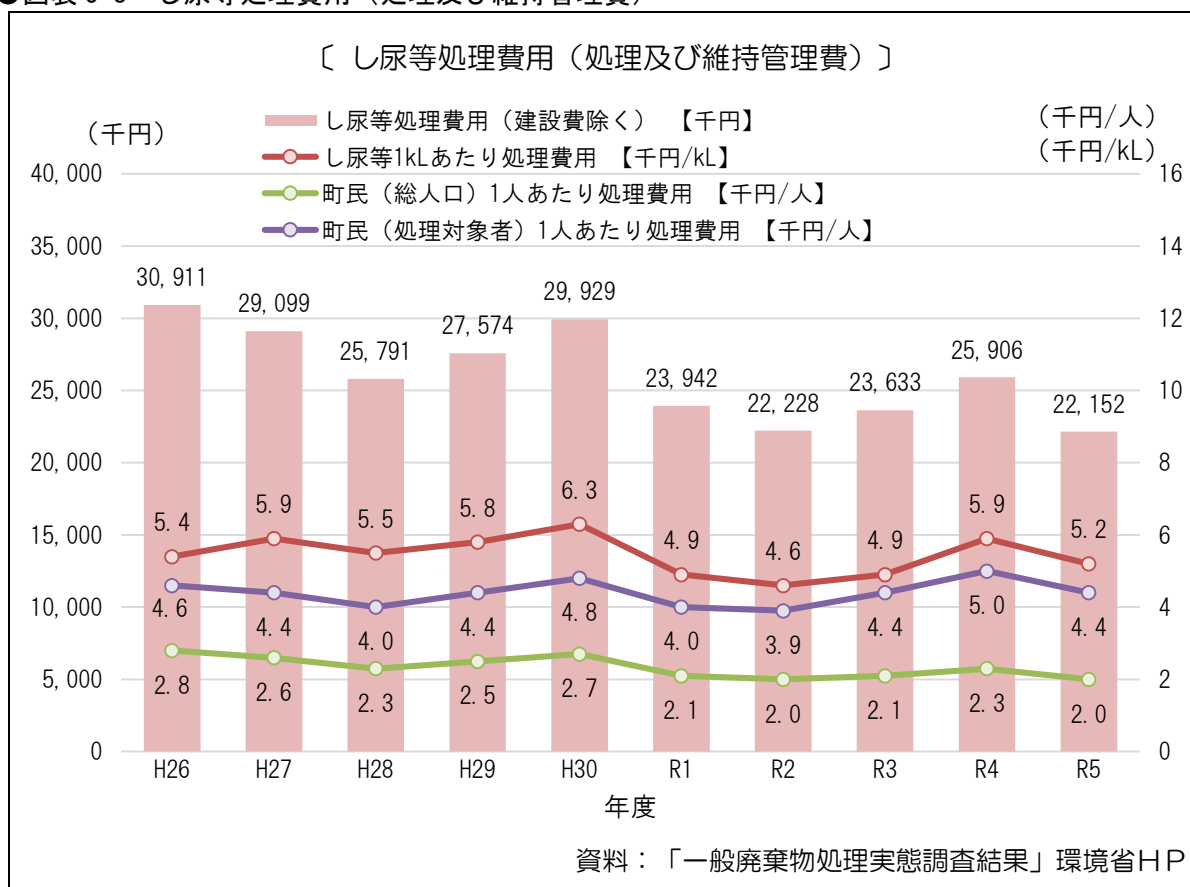
4 し尿処理経費

(1) 現 状

本町から排出されるし尿等の処理費（施設整備費は含めない。）は、概ね減少傾向であり、平成 27 年度以降 3,000 万円/年を下回っています。

し尿及び浄化槽汚泥 1 キロリットルあたりでは 4,600～6,300 円/人です。町民 1 人あたりでは概ね 2,300 円/人程度ですが、し尿及び浄化槽を排出している町民あたりでは 4,400 円/人程度となっています。

●図表 5-8 し尿等処理費用（処理及び維持管理費）



(2) 課 題

浄化槽の適正な維持管理により、施設での処理量を適正化することで、処理費についても無駄な費用が増加しないようにすることが必要です。

第3節 基本理念



本町には、町内の山地を源とする里見川、新庄川などの小河川のほか、点在するため池など、水辺と緑あふれる田園風景が残っています。上位計画や現行計画に基づき、下水道整備や浄化槽設置を進めてきましたが、処理されずに河川に流される台所や風呂などからの生活排水がいまだにあります。

本計画では、かけがえのない財産であるこれらの自然環境を次世代に継承していくため、「**水辺と緑あふれる田園風景の維持・保存**」を基本理念とします。

●図表 5-9 基本理念

水辺と緑あふれる田園風景の維持・保存

第4節 基本方針



本計画の基本方針は、基本理念「水辺と緑あふれる田園風景の維持・保存」のもと、①生活排水処理の推進、②町民・事業者・行政の協働による取組の推進とします。

●図表 5-10 基本方針

① 生活排水処理の推進

水環境の保全を念頭に、生活排水処理施設の計画的な整備、し尿及び浄化槽汚泥の計画的な収集・運搬や処理、生活排水に対する意識啓発などによって、生活排水の適正処理を推進していくものとします。

② 町民・事業者・行政の協働による取組の推進

町民・事業者・行政がそれぞれの立場において自らの役割を自覚し、水にやさしい生活を送るうえで協働して行う取組を推進するものとします。

第5節 生活排水処理の目標



1 生活排水処理施設整備に関する目標

生活排水対策の基本として、水の適正利用に関する普及啓発とともに、生活排水の処理施設（公共下水道・合併処理浄化槽）を整備していくこととします。

なお、公共下水道が整備された区域内においては、整備等を行った合併処理浄化槽についても、最終的には廃止して公共下水道への接続を行うものとしします。

《生活排水処理施設整備に関する目標》

- ① 里庄町公共下水道全体計画に基づき、公共下水道の整備を行います。
- ② 公共下水道が整備された区域においては、全ての家庭に対して公共下水道への接続を促します。
- ③ 公共下水道整備は相当期間を要するため、公共下水道の認可区域外の地域については、合併処理浄化槽の設置等の整備を行います。
- ④ 公共下水道の認可区域外の地域において既に単独処理浄化槽を設置している家庭については、生活排水処理を進めるため、個別の状況を勘案しつつ、合併処理浄化槽への転換指導等を行います。
- ⑤ 宅地開発については、公共下水道が整備された区域では、公共下水道への接続を行い、また、公共下水道が整備されていない区域では合併処理浄化槽の整備を促します。

◆公共下水道認可区域とは？

公共下水道を整備するにあたっては、事業全体の計画を定めたうえで、国土交通大臣の認可を受ける必要があります。この認可された区域を『認可区域』と言います。

事業全体の計画区域が広い場合、区域を分割して段階的に公共下水道を整備していくこととなり、認可も同様に分割した区域ごとに行われます。

したがって、認可区域は近い将来に公共下水道が整備され、公共下水道への接続が可能となる地域です。

2 数値目標

本計画の指標を「生活排水処理率」とし、具体的な目標値は、**令和5年度の72.4%に対し令和11年度において76.5%とします。**また、長期的には、すべての生活排水を公共下水道または合併処理浄化槽で処理するため、究極的には100%を目指します。

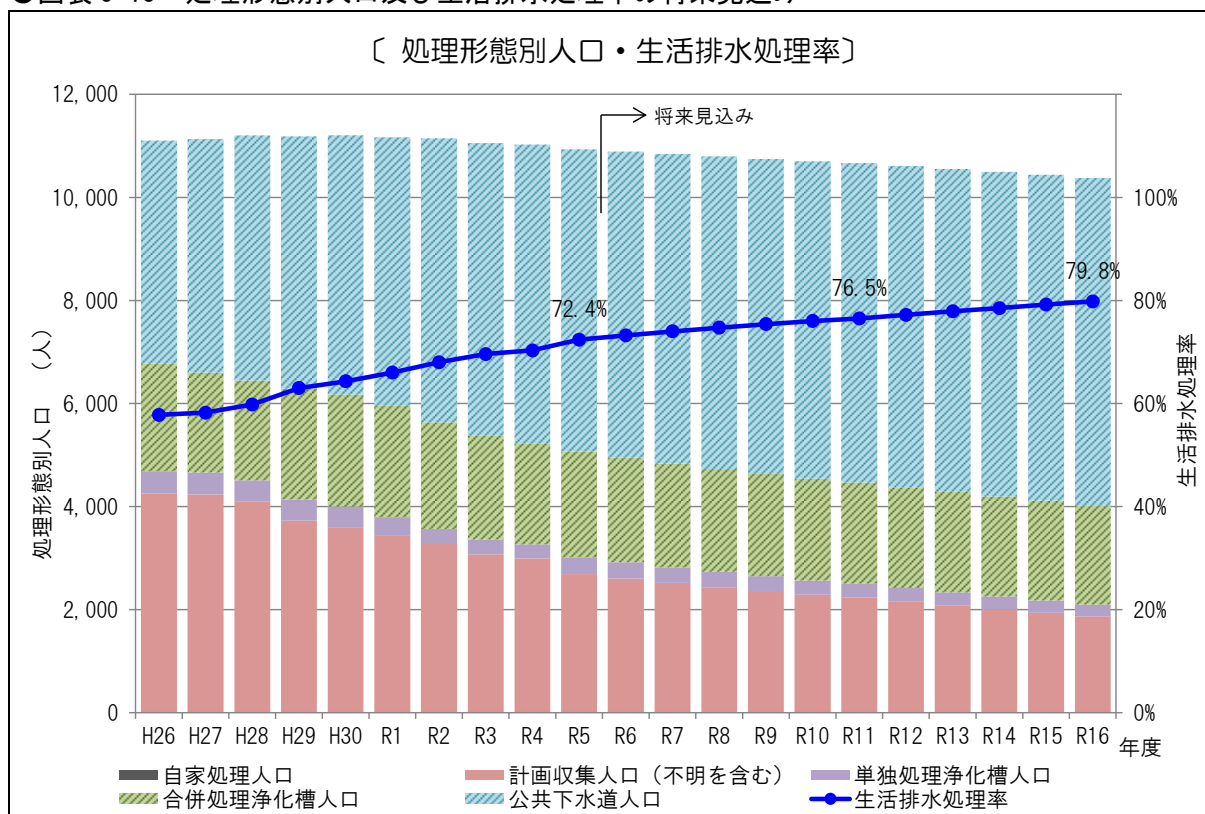
●図表 5-11 生活排水処理の目標

	現 在 (令和5年度)	計画目標年度 (令和11年度)
生活排水処理率	72.4%	76.5%

●図表 5-12 人口の内訳

	現 在 (令和5年度)	計画目標年度 (令和11年度)
行政区域内人口	10,933人	10,666人
計画処理区域内人口	10,933人	10,666人
水洗化、生活雑排水処理人口	7,915人	8,164人
公共下水道人口	5,869人	6,198人
合併処理浄化槽人口	2,046人	1,966人
単独処理浄化槽人口	327人	271人
非水洗化人口	2,691人	2,231人

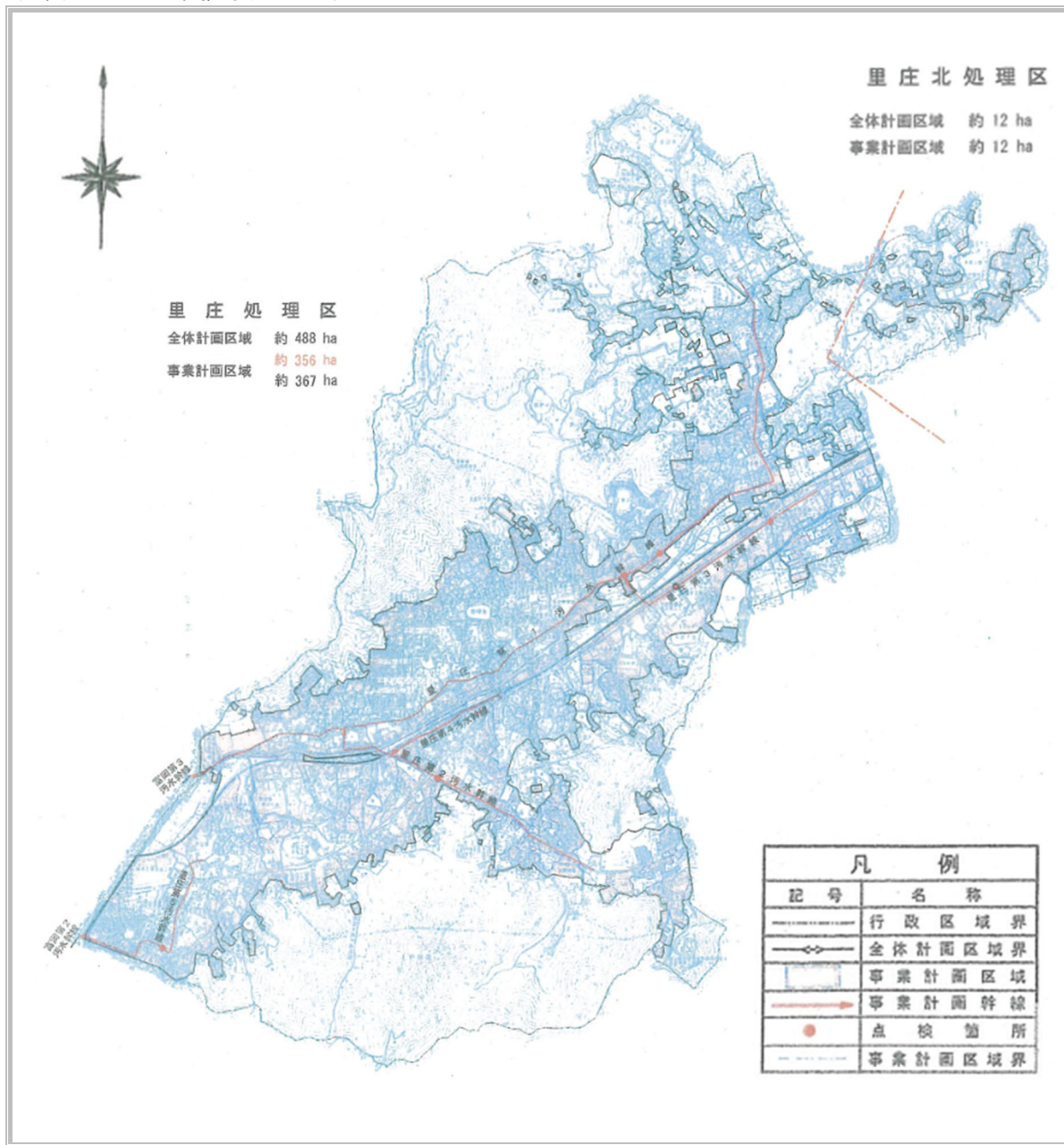
●図表 5-13 処理形態別人口及び生活排水処理率の将来見込み



3 生活排水を処理する区域

生活排水を処理する区域は、本町全域とします。公共下水道を整備する区域は、図表 5-14 で示した区域とし、合併処理浄化槽を普及する区域は、それ以外の区域とします。

●図表 5-14 生活排水処理区域



資料：「里庄町公共下水道事業計画（計画一般図）」



第6節 生活排水処理の処理主体

生活排水の処理主体は、図表 5-15 に示すとおりです。

なお、公共下水道は、終末処理を笠岡市、浅口市に処理委託しています。

●図表 5-15 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿・生活雑排水	本町 (笠岡市、浅口市)
合併処理浄化槽	し尿・生活雑排水	個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
し尿処理施設	し尿・浄化槽汚泥	本町 (岡山県西部衛生施設組合)

※ 公共下水道の終末処理は、笠岡市、浅口市への委託とします。

※ 単独処理浄化槽については、既設分とします。



第7節 施策の体系

基本理念、基本方針に基づき、生活排水処理の目標を達成するため、今後の実施する施策については、**① 生活排水の処理**、**② し尿・汚泥の処理**、**③ その他の事項**の3つを大きな柱とし、特に、町民が家庭において日常生活で取り組む施策を展開していきます。

これらの施策の体系は次に示すとおりです。

基本理念

水辺と緑あふれる田園風景の維持・保存

基本方針

① 生活排水処理の推進

水環境の保全を念頭に、生活排水処理施設の計画的な整備、し尿及び浄化槽汚泥の計画的な収集・運搬や処理、生活排水に対する意識啓発などによって、生活排水の適正処理を推進していくものとします。

② 町民・事業者・行政の協働による取組の推進

町民・事業者・行政がそれぞれの立場において自らの役割を自覚し、水にやさしい生活を送るうえで協働して行う取組を推進するものとします。

実施する施策



①

生活排水の処理

(1) 町民の意識向上

家庭での取組推進

水洗化の普及・啓発

(2) 浄化槽の適正管理

浄化槽管理者の責務

②

し尿・汚泥の処理

(1) 排出抑制計画

浄化槽に関する知識の向上

浄化槽清掃業者の指導

(2) 収集・運搬計画

収集・運搬体制の維持

収集・運搬許可業者指導

収集・運搬中継槽の維持

(3) 中間処理・最終処分計画

し尿処理施設の適正管理

最終処分量の削減

③

その他の事項

(1) 災害廃棄物対策

(2) 諸計画との連携

第8節 1 生活排水の処理



1 生活排水処理施設整備計画

(1) 公共下水道

公共下水道は、北部に位置する里庄北処理区（全体計画処理人口 230 人）と、残りの里庄処理区（全体計画処理人口 9,760 人）を設定しています。平成 12 年度より整備を進めており、里庄処理区は平成 16 年度より供用開始しています。里庄北処理区については平成 27 年度から整備を行っています。

現在、令和 10 年を目標年次とする事業計画（認可計画）に基づき整備を進めており、令和 5 年度の処理区域人口は 7,539 人（下水道人口普及率 69.0%）、水洗化人口は 5,869 人（下水道水洗化率 77.8%）です。

なお、両処理区とも終末処理場を有しておらず、里庄北処理区は、浅口市の公共下水道へ接続し、最終処理を鴨方浄化センターで行っており、一方の里庄処理区は、笠岡市の公共下水道へ接続し、最終処理を笠岡終末処理場で行っています。

●図表 5-16 公共下水道の整備計画概要

		全体計画			事業計画（認可計画）		
処理区		里庄	里庄北	合計	里庄	里庄北	合計
目標年次		令和17年			令和10年		
排除方式		分流式	分流式		分流式	分流式	
計画処理区域面積		約488ha	約12ha	約500ha	約367ha	約12ha	約379ha
計画人口	行政人口	-	-	10,090人	-	-	10,510人
	処理人口	9,760人	230人	9,990人	8,885人	225人	9,110人
処理場計画		里庄処理区：笠岡終末処理場（笠岡市） 放流先：笠岡港 里庄北処理区：鴨方浄化センター（浅口市） 放流先：二級河川鴨方川					

◆公共下水道における処理区域内人口、水洗化人口とは？

公共下水道に関し、下水道人口普及率、下水道水洗化率は、以下の算定式で求めます。下水道水洗化率は、下水道が利用できるようになった人口に対し、実際に利用している人口の割合を示すものです。

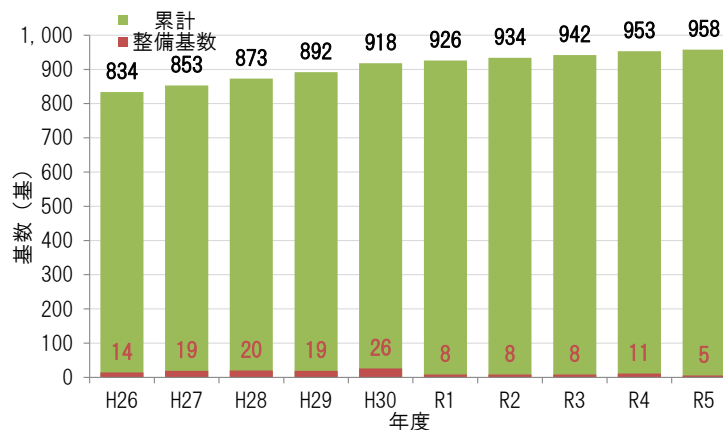
下水道法では、原則として整備後3年以内に下水道へ接続することが示されています。

$$\text{下水道人口普及率（％）} = \frac{\text{処理区域内人口（下水道の利用が可能となった人口）}}{\text{計画処理区域内人口（行政区内人口）}} \times 100$$

$$\text{下水道水洗化率（％）} = \frac{\text{水洗化人口（下水道に接続して利用している人口）}}{\text{処理区域内人口（下水道の利用が可能となった人口）}} \times 100$$

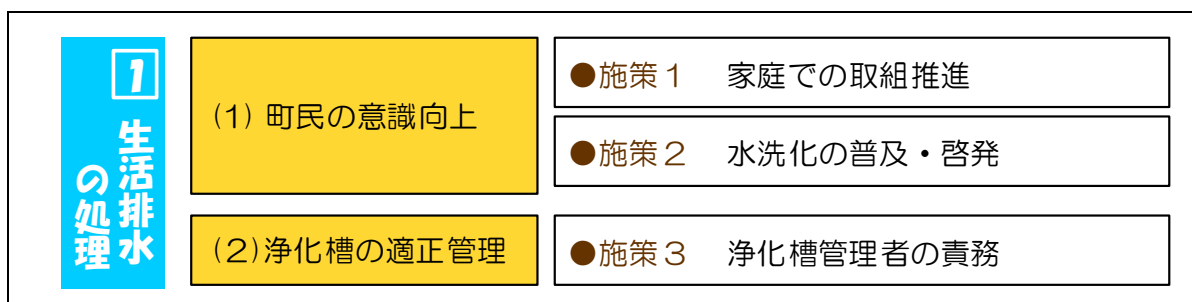
年度	下水道人口 (人)	下水道人口普及率 (%)
H26		
H27		
H28		
H29		
H30		
R1		
R2		
R3		
R4		
R5	7,539	69.0%
R6		
R7		
R8		
R9		
R10		
R11	9,236	86.6%
R12		
R13		
R14		
R15		
R16	9,864	95.0%

最終的には、公共下水道が整備された区域内の浄化槽は廃止し、公共下水道へ接続するものとして、今後さらに補助事業の需要は減るものと考えられますが、未だ公共下水道事業計画区域以外の単独処理浄化槽、計画収集が見受けられるため、今後も必要な補助事業を実施していきます。



※設置補助事業は、地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）に基づく「汚水処理施設整備交付金」を活用して令和元年度まで実施し、令和 2 年度からは循環型社会形成推進交付金を活用します。

2 施策体系



3 生活排水処理に関する具体的施策

(1) 市民の意識向上



施策1 家庭での取組推進

施策の方向

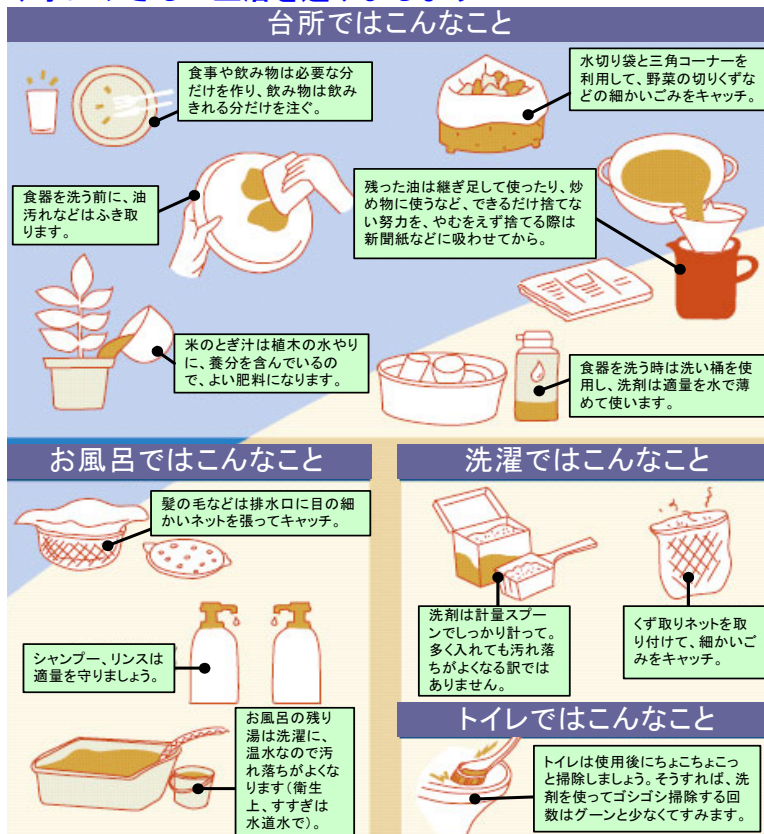
河川などの公共用水域の環境を保全するため、水にやさしい生活を送るための情報について、広報紙やチラシ等により広く提供します。

また、地域学習や環境教育の場において水環境の現状を理解してもらうため、担当職員の派遣等により家庭等における取組を推進していくものとします。

各主体の役割

町	民	● 地域の活動に参加し、家族みんなで取り組みましょう。
事	業	● 市民の地域活動に対し、情報提供等を行いましょう。また、率先した参加により市民の活動を支援しましょう。
行	政	● 情報提供を行うため、定期的に広報紙に掲載するとともに、啓発チラシを作成・配布します。 ● 地域活動支援として、担当職員を派遣します。

◆水にやさしい生活を送りましょう



資料：「生活排水読本」環境省



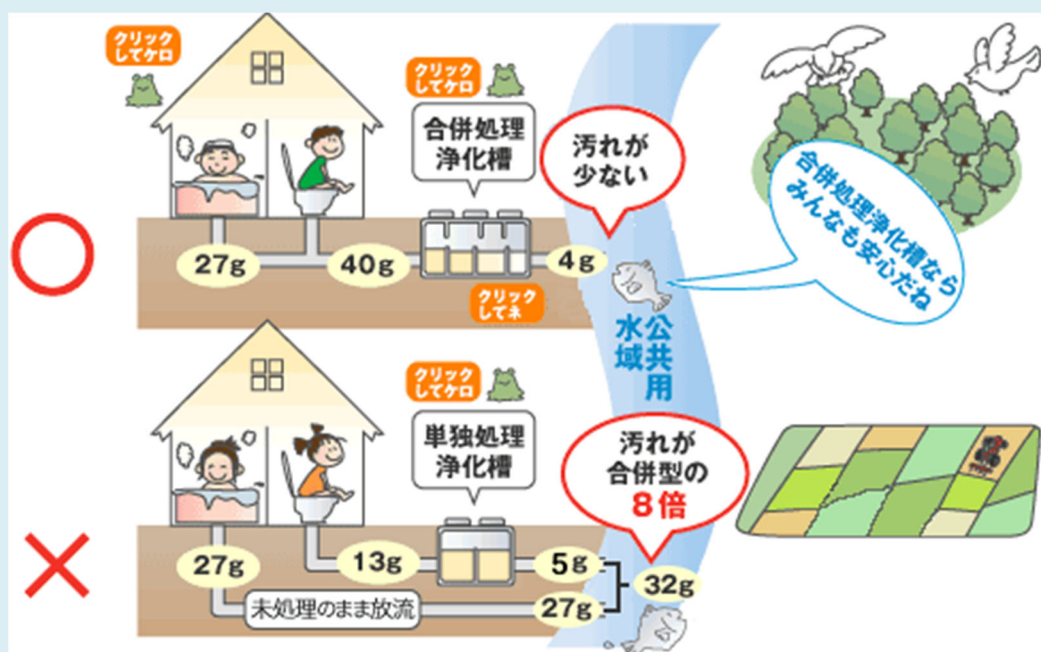
施策2 水洗化の普及・啓発

施策の方向

公共下水道の整備区域では早期の接続を、その他の区域では合併処理浄化槽での生活排水処理を促進するため、広報紙やホームページ等での啓発等を行います。

◆取組例（合併処理浄化槽への転換）

- トイレのし尿のみを処理する単独処理浄化槽は、台所やお風呂の排水を処理しません。これらの排水も一緒に処理する合併処理浄化槽は、単独処理浄化槽を設置する家庭に対し、汚れを 1/8 に減らすことができます。
- 台所やお風呂の汚水も一緒に処理する合併処理浄化槽に付け替えましょう。町では付け替えに補助金を交付（下水道認可区域を除く。）しています。



資料：「浄化槽サイト（<http://www.env.go.jp/recycle/jokaso/index.html>）」環境省

各主体の役割

- | | |
|--------|--|
| 町民・事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ● 公共下水道処理区域の方は、早期に下水道へ接続しましょう。 ● 下水道認可区域外で単独処理浄化槽を使っている方は、合併処理浄化槽に転換しましょう。 |
| 行政 | <ul style="list-style-type: none"> ● 公共下水道の整備を進めます。また、認可区域外では、生活排水処理を進めるため、合併処理浄化槽の設置補助を行います。 ● 町民や事業者に、事業の主旨等を説明するなどの啓発を行います。 ● 公共下水道への接続説明会開催など、下水道整備済み区域における接続率向上のための施策の検討を行います。 |

(2) 浄化槽の適正管理



施策3 浄化槽管理者の責務

施策の方向

浄化槽の機能を発揮させるためには、保守点検、清掃及び浄化槽法に基づく法定検査が不可欠です。そのため、浄化槽の保守点検や清掃等について、浄化槽設置の際に、誓約書等を交わして徹底するとともに、広報紙やホームページ等での啓発を行っていきます。

なお、具体的な啓発として、10月1日の「浄化槽の日」を周知するなど、町民の意識に根付くものとしていきます。

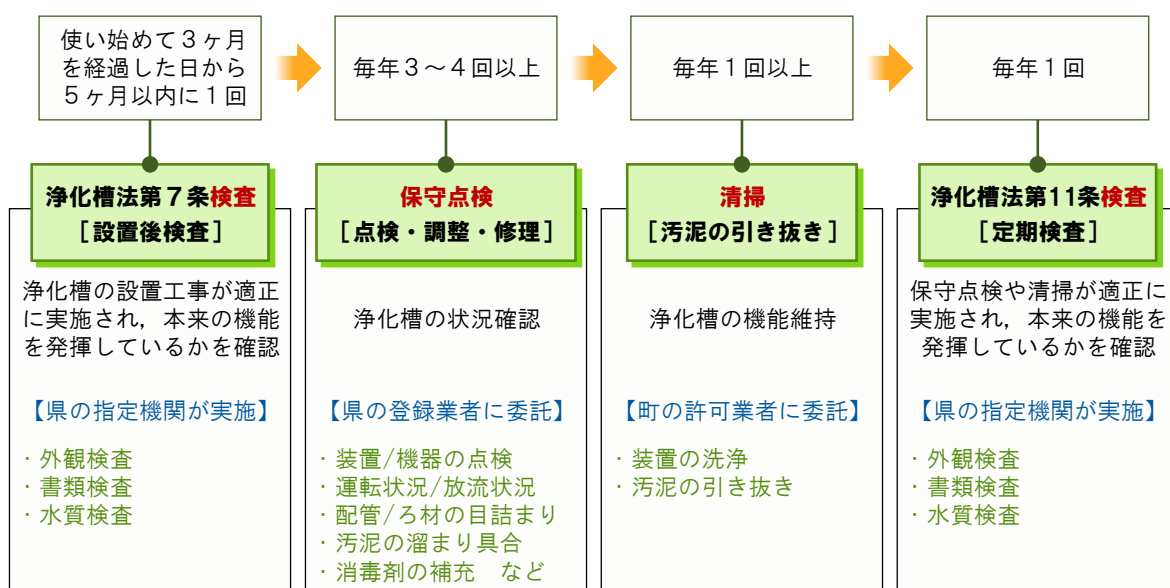
各主体の役割

町民・事業者 ● 浄化槽の管理の必要性について学び、適正な管理を行いましょう。

保守点検業者等 ● 浄化槽の管理を適正に行うとともに、浄化槽管理者に対し管理の必要性について指導しましょう。

行政 ● 保守点検業者や清掃業者に対し、岡山県との連携のもと、適正な管理が確実に行われるよう指導していきます。

～浄化槽は法で決められた検査・点検等を行いましょう～



第9節 2 し尿・汚泥の処理



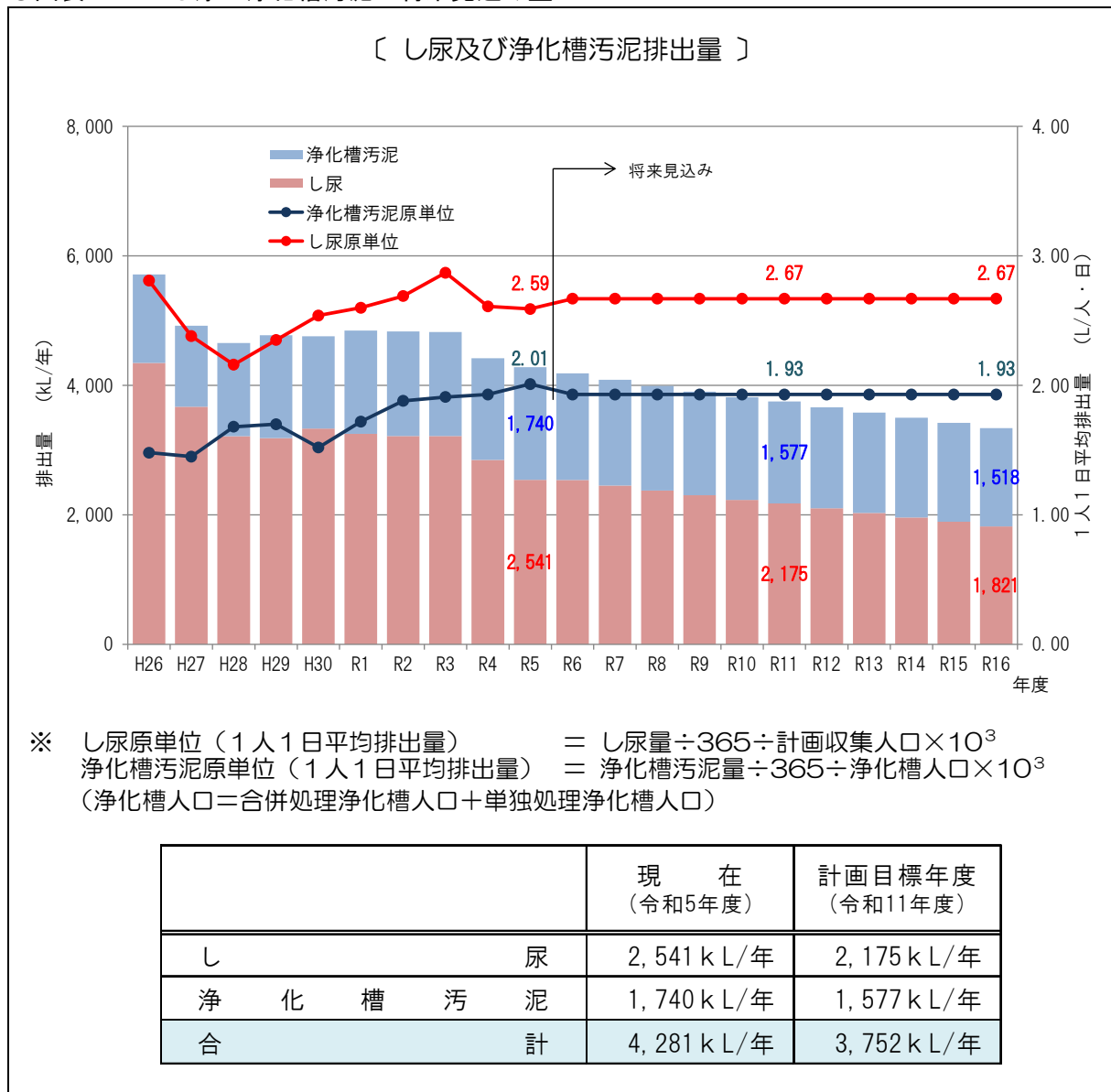
1 処理するし尿・浄化槽汚泥量

本町において処理するし尿・浄化槽汚泥量は、図表 5-19 のとおりとします。

公共下水道の整備が進むことでし尿、浄化槽汚泥はいずれも減少すると見込まれます。

特に、し尿は大きく減少するものと見込まれます。なお、公共下水道が整備された区域においても公共下水道に接続されるまでの間は、し尿や浄化槽汚泥が排出されるため、収集運搬や処理・処分を行っていく必要があります。

●図表 5-19 し尿・浄化槽汚泥の将来見込み量



2 施策体系

2 し尿・汚泥の処理	(1) 排出抑制計画	●施策1 浄化槽に関する知識の向上
		●施策2 浄化槽清掃業者の指導
	(2) 収集・運搬計画	●施策3 収集・運搬体制の維持
		●施策4 収集・運搬許可業者指導
		●施策5 収集・運搬中継槽の維持
	(3) 中間処理・最終処分計画	●施策6 し尿処理施設の適正管理
		●施策7 最終処分量の削減

3 排出抑制計画

(1) 排出抑制に関する目標

浄化槽の管理を行う町民、事業者に対し、浄化槽に関する正しい知識をもってもらい、さらに、許可業者は正しく汚泥を引き抜くことで汚泥の排出を抑制することを目標とします。

(2) 排出抑制に関する施策



施策1 浄化槽に関する知識の向上

施策の方向

浄化槽汚泥の引き抜きについては、浄化槽法第4条第8項の規定により行うこととされており、汚泥の引き抜き量は浄化槽の型式により異なります。設置している浄化槽の型式や正しい清掃方法について町民（管理者）に情報提供を行い、町民の浄化槽清掃に対する知識の向上を図っていくものとします。

各主体の役割

町民・事業者	● 浄化槽の清掃方法について学び、適正な管理を行いましょう。
行政	● 保守点検業者や清掃業者に対し、岡山県との連携のもと、適正な管理が確実に行われるよう指導していきます。



施策2 浄化槽清掃業者の指導

施策の方向

浄化槽の清掃（汚泥の引き抜き）に関し、法に基づく適正な汚泥の引き抜きを行うよう、清掃業者に対し指導し、適正な浄化槽汚泥量の排出に努めるものとします。

各主体の役割

清 掃 業 者 等	● 浄化槽汚泥の適正な引き抜きを行いましょう。
行 政	● 清掃業者に対し、適正な管理が確実に行われるよう指導していきます。

4 収集・運搬計画

（１） 収集・運搬に関する目標

し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬体制を維持し、安定かつ継続的な収集・運搬を行うことを目標とします。

（２） 収集・運搬の範囲

し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬を行う範囲は、本町全域とします。なお、公共下水道が整備された地区においても、公共下水道へ接続するまでの間は、収集・運搬を行い、適正処理に資するものとします。

（３） 収集・運搬の量

●図表 5-20 収集運搬量の将来見込み量

	現 在 (令和5年度)	計画目標年度 (令和11年度)
し 尿	2,541 k L/年	2,175 k L/年
浄 化 槽 汚 泥	1,740 k L/年	1,577 k L/年
合 計	4,281 k L/年	3,752 k L/年

※ごみの様に直接資源化や直接最終処分されるものはないため、排出量、収集・運搬量、処理量はすべて同値となります。

(4) 収集・運搬に関する施策



施策3 収集・運搬体制の維持

施策の方向

し尿・浄化槽汚泥の排出量は減少する見込みです。

し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬は、現状の収集・運搬許可業者により行うものとし、新たな許可は行わないものとします。

なお、公共下水道事業の進捗、さらには今後の排出量を注視しつつ、その体制のあり方について検討していくものとします。

各主体の役割

行	政	● 浄化槽基数や汚泥排出状況を注視し、安定した収集・運搬が行えるよう収集・運搬体制維持に努めるものとします。
---	---	--



施策4 収集・運搬許可業者指導

施策の方向

し尿等の収集・運搬は、本町が許可する収集・運搬許可業者が、町民からの依頼により行い、本町のし尿等中間貯留施設へ搬入しています。し尿等の収集・運搬に関する許可は、現状におけるし尿等の排出状況と許可業者の収集運搬状況を勘案して行うものです。し尿等は公共下水道の整備・普及に伴い、今後も引き続き減少が見込まれることから、し尿等の収集運搬業に関する許可は原則として現状を維持します。

また、し尿処理施設での処理において、し尿と浄化槽汚泥のバランスが変動すると、施設の運転が難しくなります。よって、処理施設での処理が円滑に行えるよう、収集・運搬から搬入に至る運行計画について、業者指導をしていくものとします。

各主体の役割

行	政	● 浄化槽基数や汚泥排出状況を注視し、安定した収集・運搬が行えるよう運行計画について点検・指導を行います。
---	---	---



施策5 収集・運搬中継槽の維持

施策の方向

し尿等の収集・運搬は、本町が維持管理する中継槽に一旦貯留したうえで、岡山県西部衛生施設組合のし尿処理施設へ搬入しています。

中継槽は、排出量が少なくなってもし尿処理施設における搬入調整に不可欠です。そのため、維持管理を行い、適正処理に資するものとします。

各主体の役割

行 政 ● 中継槽の定期点検及び定期清掃を実施します。

5 中間処理・最終処分計画

(1) 中間処理・最終処分に関する目標

し尿・浄化槽汚泥の中間処理施設を適正に維持管理し、公共用水域の水質保全を図っていくものとします。また、処理の効率化により維持管理費を軽減していくものとします。

(2) 中間処理・最終処分の方法

し尿・浄化槽汚泥の中間処理、最終処分は現行どおり、岡山県西部衛生施設組合によるものとします。

(3) 中間処理・最終処分の量

●図表 5-21 中間処理量の将来見込み量

	現 在 (令和5年度)	計画目標年度 (令和11年度)
し 尿	2,541 k L/年	2,175 k L/年
浄 化 槽 汚 泥	1,740 k L/年	1,577 k L/年
合 計	4,281 k L/年	3,752 k L/年

※ごみの様に直接資源化や直接最終処分されるものはないため、排出量、収集・運搬量、処理量はすべて同値となります。

(4) 中間処理・最終処分に係る施策



施策6 し尿処理施設の適正管理

施策の方向

し尿処理施設は、突然の故障により大規模な補修等がないよう、定期検査を実施することが必要です。よって、岡山県西部衛生施設組合が行う計画的な補修計画・設備更新計画に対し、協力していくものとします。

なお、当該施設は、昭和 63 年 4 月より供用開始した低希釈二段活性汚泥処理方式の施設で、公称処理能力は 1 日あたり 210 キロリットル (kL/日) です。本町も含めた搬入物の性状が浄化槽汚泥主体となった場合、処理方式の変更や公共下水道への投入等について、協議・検討していくものとします。

各主体の役割

- | 行 | 政 |
|---|---|
| | <ul style="list-style-type: none">● 岡山県西部衛生施設組合は、定期検査により、安全・安心・安定したし尿等の処理を継続していくものとします。● 本町は、岡山県西部衛生施設組合が行う事業等に協力していくものとします。 |



施策7 最終処分量の削減

施策の方向

し尿処理施設から排出されるし渣や汚泥は、民間委託処分しています。委託先の確保に努め、安定した最終処分を行うものとします。

各主体の役割

- | 行 | 政 |
|---|--|
| | <ul style="list-style-type: none">● 岡山県西部衛生施設組合は、委託先の確保に努めるものとします。● 本町は、岡山県西部衛生施設組合が行う事業等に協力していくものとします。 |

第 10 節 3 その他の事項



1 災害廃棄物対策

本町では、災害対策基本法に基づき、災害発生時の被害を最小限に軽減するための計画として里庄町地域防災計画を平成 26 年 3 月に策定し、平成 28 年 3 月と令和 3 年 3 月に改訂しています。

また、災害廃棄物処理計画を令和 2 年 3 月に策定しており、実際に発生した廃棄物の迅速かつ円滑な処理が行うための本町の基本的な考え方と具体的な対応方針を定めています。

災害時に発生するごみは、大量かつ多種・多様にわたることが多く、大別してごみ・し尿などの生活ごみと、建物の倒壊などに伴う災害廃棄物が発生します。

生活ごみについては、環境衛生上できるだけ速やかな回収が必要となることから、地域防災計画及び災害廃棄物処理計画に基づき、県の廃棄物対策部署など関係機関との連携を図りながら適正に処理を行います。

2 諸計画との連携

し尿・浄化槽汚泥の排出量は、公共下水道計画と連動するため、公共下水道事業に変更が生じた場合は、本計画への影響等を整理・検討し、必要な計画の見直しや対策を講じていくものとしています。

第6章

計画の進行管理

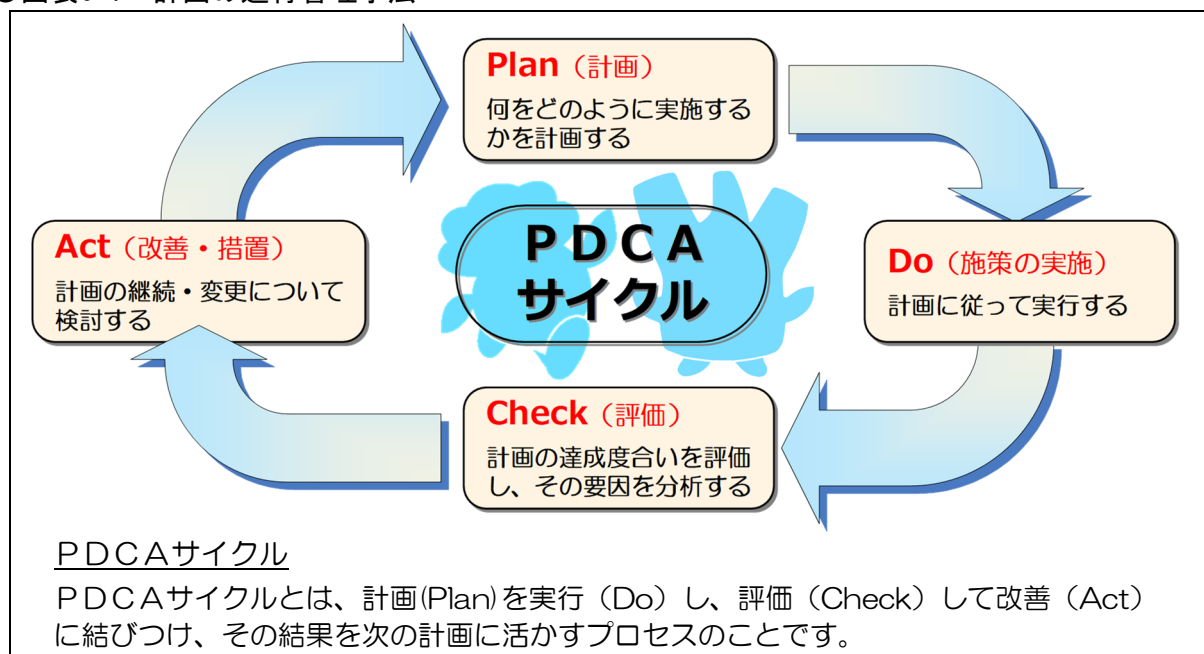


第1節 進行管理手法

本計画を確実に実施していくためには、取組の状況や目標値の達成状況などを定期的にチェック・評価し、必要な追加施策等を講じていくことが必要です。

そのため、PDCAサイクルにより、継続的に管理していくものとします。

●図表6-1 計画の進行管理手法



第2節 進行管理指標

本計画に示した施策、事業を着実に実施・推進するため、毎年度、ごみの処理状況を取りまとめ、公表します。

計画の進行管理のための指標は図表6-2のとおりとし、目標値に対する進捗率などを毎年確認し、計画の進行状況を把握します。

●図表 6-2 計画の進行管理指標

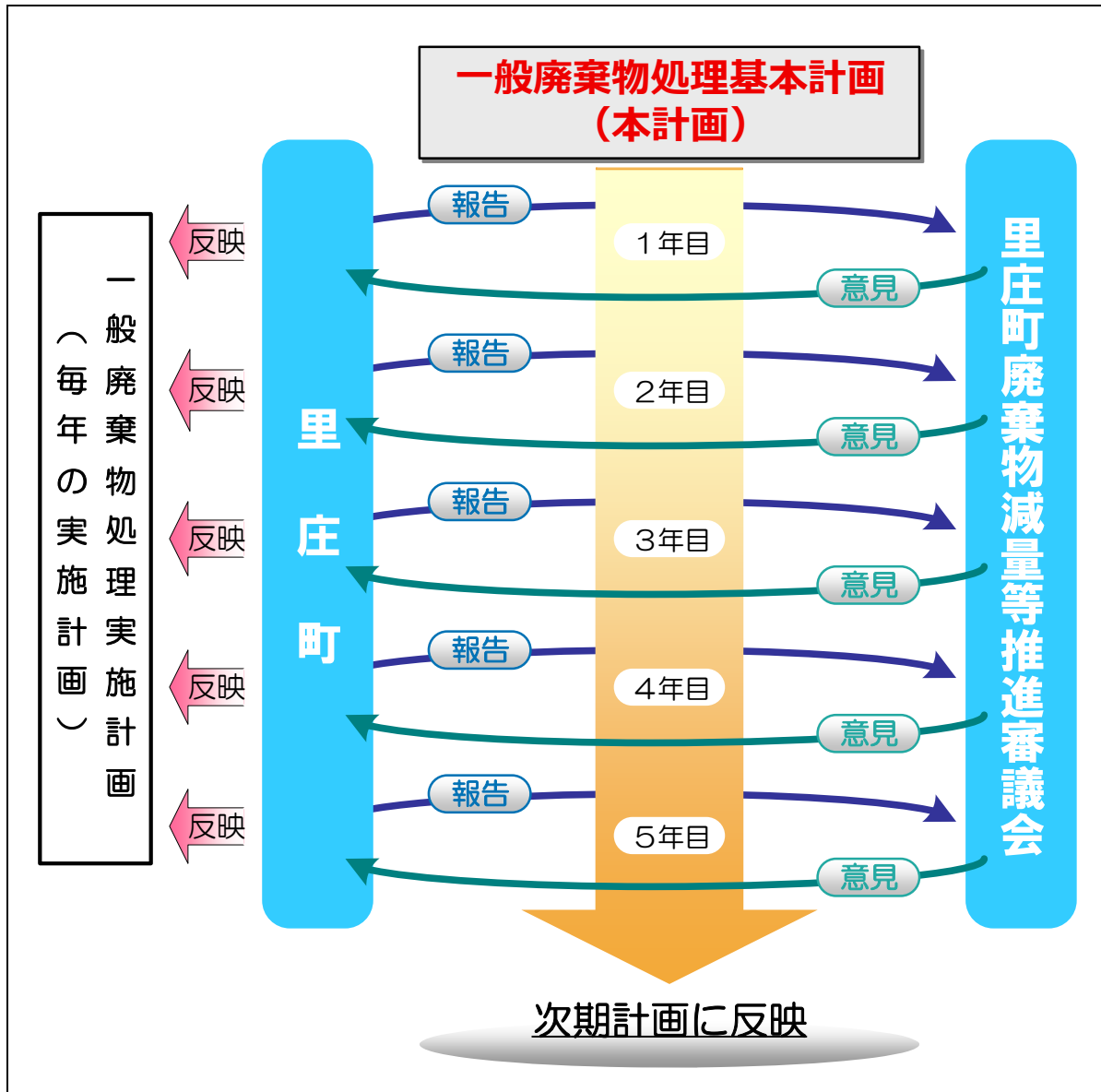
	令和5年度 (現状)	令和11年度 (数値目標年度)	対R5年度比
家庭系ごみ 1人1日平均排出量 (集団資源回収量除く) (家庭系ごみ排出量÷365日÷行政区域内人口×10 ⁶)	606.3 g/人・日	578.3 g/人・日	▲4.6%
事業系ごみ 1日平均排出量 (事業系ごみ排出量÷365日)	1.62 t/日	1.61 t/日	▲0.6%
ごみ総排出量 1人1日平均排出量 (集団資源回収量含む) (ごみ総排出量÷365日÷行政区域内人口×10 ⁶)	761.8 g/人・日	737.5 g/人・日	▲3.2%
リサイクル率 (資源化量+集団資源回収量)÷ごみ総排出量×100)	13.5%	16.6%	+3.1 割合
最終処分量	283 t/年	254 t/年	▲10.2%
生活排水処理率 (公共下水道人口+合併処理浄化槽人口)÷行政区域内人口×100)	72.4%	76.5%	+4.1 割合

第3節 進行管理体制



本計画の進行管理は、管理指標等を本町にて確認することにより行います。また、里庄町廃棄物減量等推進審議会に管理指標等の整理結果を報告し、計画に変更が生じる場合は、対策案を立案し意見を求めるものとします。

●図表6-3 計画の進行管理体制



添付資料

1. 里庄町一般廃棄物処理基本計画（答申）までの経緯 1
2. 用語集 8

1. 里庄町一般廃棄物処理基本計画(答申)までの経緯



【里庄町廃棄物減量等推進審議会での審議経過】

年月日	内容
令和6年9月24日	第1回審議会 ●審議会の役割 ●委嘱状交付 ●議 事 ①会長・副会長選任 ②諮問書交付 ③一般廃棄物処理基本計画の改訂について ●報告事項 ①ごみ処理及び生活排水処理の現状について ②ごみの組成調査について
令和6年12月12日	第2回審議会 ●議 事 ①里庄町一般廃棄物処理基本計画（素案）について ②今後のスケジュールについて ③その他
令和7年1月20日 ～2月10日	（パブリックコメント） ・一般廃棄物処理基本計画改訂（案）に対する意見募集：1件
令和7年3月17日	第3回審議会 ●議 事 ①里庄町一般廃棄物処理基本計画（案）に対する 意見募集（パブリックコメント）の内容と町の対応 について ②里庄町一般廃棄物処理基本計画の答申（案） について
令和7年3月17日	答申

【里庄町廃棄物減量等推進審議会委員名簿（答申時点）】

No.	区 分		所 属	役 職	氏 名	備 考
1	1号	学識経験者	岡山大学 学術研究院環境 生命自然科学学域	准教授	松井 康弘	会 長
2	2号	町 民	里庄町 環境衛生協議会	委員	妹尾 睦夫	
3	2号	町 民	里庄町 環境衛生協議会	委員	大室 万利子	
4	2号	町 民	里庄町 環境衛生協議会	委員	藤原 勇	
5	3号	事業者	浅口商工会 里庄支所	会長	赤木 正登	
6	4号	関係団体	里庄町 環境衛生協議会	会長	佐藤 泰徳	
7	4号	関係団体	里庄町椿生活交流 グループ	代表	神原 公子	
8	4号	関係団体	里庄町婦人会	会長	山田 恵津子	
9	4号	関係団体	有限会社 浅口清掃センター	代表取締役	乗藤 昭範	
10	6号	町議会委員	里庄町議会	総務文教委 員会委員長	平野 敏弘	副会長

（敬称略）

※任期：令和6年9月24日～令和8年9月23日（2年間）

【 諮問書（写） 】

令和6年9月24日

里庄町廃棄物減量等推進審議会長 殿

里庄町長 加 藤 泰 久



諮 問 書

里庄町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成7年里庄町条例第7号）第8条及び里庄町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成26年里庄町規則第3号）第2条の規定に基づき、ご審議いただきたい次の事項について諮問します。

記

1 諮問事項

里庄町一般廃棄物処理基本計画の改訂について

2 諮問の主旨

本町は現計画を令和2年3月に策定し、本町における適正なごみ処理や生活排水処理を推進してきました。令和6年度は、計画策定から5年が経過することから、施策の実施状況や数値目標の達成状況、廃棄物行政を取り巻く社会情勢を踏まえて、計画を見直すことといたしました。

つきましては、町民、事業者、町との協働のもと循環社会の形成に向けて、一般廃棄物の処理に関する施策を総合的・計画的に推進するため、計画を改訂するにあたって新たな数値目標、施策展開の方向性等の事項に関するご意見をいただきたく諮問するものです。

【 答申書（写） 】

令和7年3月17日

里庄町長 加 藤 泰 久 様

里庄町廃棄物減量等推進審議会

会 長 松 井 康 弘

里庄町一般廃棄物処理基本計画の改訂について（ 答 申 ）

令和6年9月24日付けで本審議会に諮問のあった一般廃棄物処理基本計画の改訂について、慎重に審議を行った結果、別冊のとおりとすることが「適当」との結論を得たので答申する。

記

- 1 別添「里庄町一般廃棄物処理基本計画」（以下「基本計画」という。）の内容は、今後の里庄町における廃棄物の減量及び処理に係る方向性などを定めるものとして妥当なものである。
- 2 また、本基本計画に設定した目標値の達成度や施策の進捗状況を公表し、定期的に検証・評価を行うとともに、必要に応じて施策の見直しを図られたい。

里庄町廃棄物減量等推進審議会公開要領

（趣旨）

第1条 この要領は、里庄町廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会議の公開）

第2条 審議会は、原則公開とする。ただし、出席委員の過半数が必要と認めたときは、公開しないことができる。

（傍聴人の定員）

第3条 傍聴に関して特に定員は定めない。ただし、審議会の会長（以下「会長」という。）が、議事の進行に支障があると認めたときは、傍聴を制限することができる。

（傍聴の手続き）

第4条 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、会議当日に所定の場所で、住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。ただし、報道関係者についてはこの限りではない。

2 前項の場合において、審議会は、個人情報保護の観点から傍聴人受付簿の適正な取扱いに努めるものとする。

（傍聴人の遵守事項）

第5条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- （1） 会議における議事等に対し、拍手その他の方法により、公然と可否等を表明しないこと。
- （2） 傍聴人は、写真、ビデオ等を撮影し、または録音等をしないこと。ただし、特に会長の許可を得た場合はこの限りではない。
- （3） その他会議の秩序を乱し、または議事等の進行の妨害となるような行為をしないこと。

（係員の指示）

第6条 傍聴人は、すべて審議会の係員の指示に従わなければならない。

（違反者に対する措置）

第7条 傍聴人等が、この要領に定めることに違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、当該傍聴人等を退場させることができる。

（会議録の公開）

第8条 審議会の会議録は、会議の内容を記した要点筆記とする。

2 会議録は、原則公開とする。ただし、第2条第1項の規定により、会議を非公開とした場合にあっては非公開とするが、会議を非公開とした場合にあって、審議会が特に必要と認める会議録の部分は、これを公開することができる。

（その他）

第9条 この要領に定めのない事項が生じたときは、その都度、会長が審議会に諮って定めるものとする。

附 則

この要領は、平成26年8月22日から施行する。

関係法令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）（抜粋）

（廃棄物減量等推進審議会）

第5条の7 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量等に関する事項を審議させるため、廃棄物減量等推進審議会を置くことができる。

2 廃棄物減量等推進審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、条例で定める。

（一般廃棄物処理計画）

第6条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 二 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- 三 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- 四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- 五 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

3 市町村は、その一般廃棄物処理計画を定めるに当たっては、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し関係を有する他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つよう努めなければならない。

4 市町村は、一般廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）（抜粋）

（一般廃棄物処理計画）

第1条の3 法第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画には、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画及び基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画により、同条第2項各号に掲げる事項を定めるものとする。

里庄町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 7 年里庄町条例第 7 号）（抜粋）

（廃棄物減量等推進審議会）

第8条 法第5条の7の規定に基づき、一般廃棄物の減量及び再利用の推進等に関する事項を審議するため、里庄町廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置くことができる。

2 審議会は、一般廃棄物の減量及び再利用について、町長の諮問に依拠して審議し、町長に答申する。

3 前各号に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（一般廃棄物処理計画）

第9条 町長は、法第6条第1項に規定する一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めたときは、規則で定めるところにより、これを公示するものとする。一般廃棄物処理基本計画を変更したときも、同様とする。

2 一般廃棄物処理基本計画は、法第6条第2項第1号から第5号までの事項を定めるものとする。

里庄町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成 26 年里庄町規則第 3 号）（抜粋）

（廃棄物減量等推進審議会）

第2条 条令第8条に規定する廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）は、町長の諮問に応じて次に掲げる事項について、調査、研究及び審議し、町長に答申するものとする。

- （1）一般廃棄物の処理の基本方針に関する事項
- （2）一般廃棄物の減量及び再利用の推進に関する事項
- （3）一般廃棄物の適正処理の推進に関する事項
- （4）前3号に掲げるもののほか一般廃棄物の処理に関して町長が必要と認める事項

（審議会の組織）

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- （1）学識経験者
- （2）町民
- （3）事業者
- （4）関係団体の代表者
- （5）関係行政機関の職員
- （6）町議会議員
- （7）町職員
- （8）前各号に定めるもののほか町長が必要と認める者

（任期）

第4条 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、公職にあることにより委嘱された委員の任期は、その公職にある期間とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第5条 審議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長がその議長となる。ただし、最初に開かれる審議会及び会長が就任するまでの間に開催される審議会については、町長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会の会議において必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

（秘密の保持）

第7条 委員及び前条第4項の規定により審議会に出席した関係者は、会議において知り得た事項を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

（庶務）

第8条 審議会の庶務は、町民課において行う。

（審議会の運営）

第9条 第2条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

（一般廃棄物処理基本計画）

第10条 条例第9条に規定する一般廃棄物処理基本計画の策定及び変更に当たっては、あらかじめ審議会の意見を聞くものとする。

2. 用語集



1. 一般廃棄物と産業廃棄物

一般廃棄物は、「廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）」において、産業廃棄物以外のものと定義されており、家庭において生活を営む上で排出されるごみ「家庭系一般廃棄物」と事業所から排出される産業廃棄物以外の「事業系一般廃棄物」です。なお、以前、家電製品などでも広く使われていたポリ塩化ビフェニル（PCB）など、産業廃棄物以外であっても環境や人体への影響が特に問題視されるものについては、「特別管理一般廃棄物」として一般廃棄物とは区別しています。

（産業廃棄物）

	種類	具体例
あらゆる事業活動に伴うもの	(1)燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他焼却残さ
	(2)汚泥	排水処理後および各種製造業生産工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥、カーバイドかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥、建設汚泥等
	(3)廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチ等
	(4)廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等すべての酸性廃液
	(5)廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液等すべてのアルカリ性廃液
	(6)廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず(廃タイヤを含む)等固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
	(7)ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
	(8)金属くず	鉄鋼、非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず等
	(9)ガラスくず、 コンクリートくず および陶磁器くず	廃ガラス類(板ガラス等)、製品の製造過程等で生ずるコンクリートくず、インターロッキングブロックくず、レンガくず、廃石膏ボード、セメントくず、モルタルくず、スレートくず、陶磁器くず等
	(10)鉱さい	鋳物廃砂、電炉等溶解炉かす、ボタ、不良石炭、粉炭かす等
	(11)がれき類	工作物の新築、改築または除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物
	(12)ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設または産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	(13)紙くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築または除去により生じたもの)、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず
	(14)木くず	建設業に係るもの(範囲は紙くずと同じ)、木材または木製品製造業(家具製品製造業)、パルプ製造業、輸入木材の卸売業および物品賃貸業から生ずる木材片、おがくず、バーク類等 貨物の流通のために使用したパレット等
	(15)繊維くず	建設業に係るもの(範囲は紙くずと同じ)、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
	(16)動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚および獣のあら等の固形状の不要物
	(17)動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物
	(18)動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿
	(19)動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体
	(20)以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの (例えばコンクリート固形化物)	

（一般廃棄物） 上記以外のもの

2. 家庭系ごみと事業系ごみ

家庭系ごみとは、日常生活を送る中で排出される生ごみや紙くす等の可燃ごみや不燃ごみ、びん類・かん類・古紙類などの資源等で、家庭で発生・排出されるごみです。

一方で、店舗・会社・工場・事務所などの営利を目的とする事業所、さらに、病院・学校・官公署など広く公共サービス等を行っているところも含め、こうした事業所等において、事業活動に伴って生じた廃棄物を事業系廃棄物（事業系ごみ）といい、一般廃棄物と産業廃棄物に大別されます。そのうち、産業廃棄物以外のごみを、事業系一般廃棄物としています。

3. 感染性廃棄物

感染性廃棄物とは、「人が感染し、又は感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物」であり、これらの処理については、廃棄物処理法の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）により特別管理廃棄物と規定されています。

発生した感染性廃棄物は、通常的一般廃棄物や産業廃棄物とは分離し、密閉容器等に保管し、容器にバイオハザードマークを表示します。また、運搬や処理処分についても感染性廃棄物の許可をもった業者により、厳重な管理のもと処理することが必要です。

4. 温室効果ガス

温室効果ガスとは、大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果をもたらす気体の総称で、二酸化炭素、メタン等が該当します。

5. 化石燃料

化石燃料は、地質時代にかけて堆積した動植物などの死骸が地中に堆積し、長い年月をかけて地圧・地熱などにより変成されてできた、言わば化石となった有機物のうち、燃料として用いられるものの総称です。

現在使われている主なものに、石炭、石油、天然ガスなどがあります。これらの燃料は燃やすと二酸化炭素（CO₂）や硫黄酸化物（SO₂）などを発生し、地球温暖化や大気汚染による酸性雨、呼吸器疾患などの公害を引き起こす要因となっています。

6. 合併処理浄化槽と単独処理浄化槽

浄化槽（じょうかそう）とは、トイレ排水と併せて台所やお風呂の排水（生活に伴い発生する污水）を処理する機器です。これまでは、「合併処理浄化槽」としていましたが、平成 13 年度の法改正により「浄化槽」と呼ぶこととなりました。BOD 除去率 90%以上、放流水の BOD 濃度 20mg/L 以下であることが定められています。

なお、本計画では、し尿のみを処理する浄化槽を単独処理浄化槽と呼んでいます。

現在は製造されていません。そのため、「浄化槽とみなす」として『みなし浄化槽』とも呼ばれています。

7. マテリアルリサイクル

ごみを原料として再利用することを「材料リサイクル」（マテリアルリサイクル）と呼びます。具体的には、飲料缶を回収して土木資材に再生する等です。

8. 在宅医療

在宅医療は、広義には病院外で行う医療全般をさします。たとえば病院で処方してもらった薬を自宅で飲んだり、注射薬を使用しつつ職場に通ったりするなど、社会生活を行いながら自宅で行う医療です。在宅医療は外来通院医療、入院医療に次ぐ「第三の医療」とも言われ、今後ますます増加・多様化すると考えられています

9. 集団資源回収

集団資源回収は、子ども会などが家庭を回り新聞や雑誌を集め、これを業者に引き渡すことで資源化しています。こうした取り組みは、日本固有であり、地域で活動するため、コミュニティの醸成や資源回収量の増加に寄与するものと期待されています。

10. 焼却残渣（主灰・固化飛灰）

ごみを焼却処理した後に残るもので、可燃物の灰分と未燃分（燃え残り）からなります。燃やせるごみに金属やガラス等が混入すると、未燃分（燃え残り）となり、焼却炉内での詰まり等により設備を損傷してしまいます。

焼却炉下部のストーカー（火格子）より排出される焼却残渣を主灰といい、焼却に伴い発生する排ガス中に混入する微細な灰を飛灰といいます。飛灰は、集じん器で捕集して排ガス中から除じんされたのち、セメントや薬剤により処理されます。処理された飛灰を、固化飛灰といいます。

11. 生物化学的酸素要求量（BOD）と化学的酸素要求量（COD）

生物化学的酸素要求量（Biochemical Oxygen Demand）と化学的酸素要求量（Chemical Oxygen Demand）は、水中の被酸化性物質を、酸化するために必要とする酸素量で表したものです。CODは有機物と無機物、両方の要求酸素量であるのに対し、BODは生物分解性有機物のみの酸素要求量です。なお、いずれも値が大きいほど、その水質は悪いといえます。

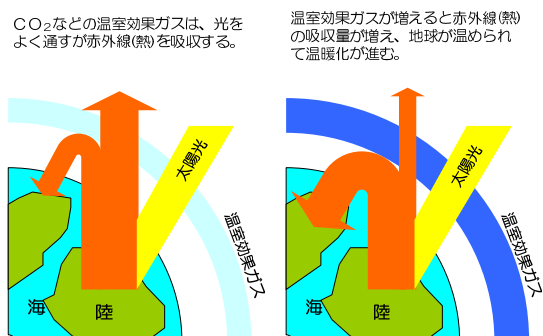
12. 単純推計値

過去の実績を基にトレンド法を用いて予測した推計値のことです。

13. 地球温暖化

地球温暖化は、温室効果ガスの排出量が増加することで進行していると言われています。全世界で排出される温室効果ガスのうち、二酸化炭素が大部分を占めており、人間の活動に伴う化石燃料の消費、森林破壊などの土地利用の変化が、大気中の二酸化炭素濃度を増加させつつあります。

大気中の二酸化炭素濃度の増加の 75% 以上が化石燃料の消費やセメント生産によるものです。



14. 中間処理と最終処分

中間処理は、集められたごみを焼却、選別、破碎などの処理を行うことです。過去のごみ処理は、単純に容積を小さくするための焼却処理や破碎処理が行われてきましたが、現在では、素材ごとに選別回収したり、不純物を除去するなども行われています。また、焼却処理では、発生する熱を回収利用する取り組みも行われています。

最終処分は、廃棄物処理法において、「埋立処分」、「海洋投棄処分」または「再生」のことを言いますが、本計画では、「最終処分場に埋立処分すること」、としています。

最終処分先である最終処分場は、ガラス類など不燃物のみを埋立処分できる「安定型処分場」、有機物等が含まれるごみを埋立処分する「管理型処分場」、さらに、有害なごみを埋立処分する「遮断型処分場」があります。

15. 中間処理による減量

脱水、焼却等によって減少した量（処理量－残渣量）です。

16. 低希釈二段活性汚泥処理方式

低希釈二段活性汚泥処理方式は、し尿処理施設における処理水中の窒素除去をメインとした処理方式の一つで、昭和 54 年に採用されました。その特徴は、標準的なし尿処理（20 倍希釈）の 1 / 2 の希釈倍率で処理できること、脱窒素処理を二段階で行うなど、し尿中の成分が多少変動しても安定した処理水が得られること、し尿中の BOD を利用して脱窒素処理を行うため、薬品が不要で経済的であることとされます。

17. B D F（Bio Diesel Fuel）

バイオディーゼル燃料といい、菜種油など植物性油脂などを加工したディーゼルエンジン用燃料の総称です。廃棄物分野では、廃食用油を回収して B D F に再生しています。再生した B D F は、ごみ収集車やバスの燃料の一部として利用されており、化石燃料である軽油の使用量を削減できることから、温室効果ガスの削減にも寄与します。